

総務委員会資料

所管事務の調査（報告） 新たな総合計画素案策定資料について

- 資料 1 新たな総合計画素案策定資料について
- 資料 2 新たな総合計画素案策定資料
- 資料 3 新たな総合計画及び行財政改革に関する計画の策定に向けた
スケジュール（案）
- 参考資料 1 有識者会議・市民検討会議の開催概要
- 参考資料 2 川崎市総合計画有識者会議 結果とりまとめ
- 参考資料 3 川崎市総合計画市民検討会議 意見のまとめ
- 参考資料 4 新たな総合計画における交通体系（交通政策審議会への提案）
について

平成27年7月16日
総合企画局

新たな総合計画素案策定資料について

この素案策定資料は、川崎市をもっと住みやすい「まち」にしていくために、10年後・30年後を見据えながら、市議会をはじめとする市民の皆様や、有識者の方々などのご意見等を基に創りあげた「基本構想」及び「基本計画」の案を中心とするものです。

1 計画策定プロセスの充実と計画への反映

無作為抽出した市民による「川崎の未来を考える市民検討会」、区民祭の場を活用した意見聴取などの新たな手法を取り入れ、策定の初期段階から幅広くバランスの良い意見聴取を行うとともに、「市民検討会議」及び「有識者会議」からいただいた御意見・キーワードを取り入れながら策定しました。

〔素案への反映例〕

市民検討会議・「多様な主体間の連携・交流」「(社会的) 役割と生きがい」 など
有識者会議・「ダイバーシティ（多様性）の実現と社会の寛容さ」
「成長分野におけるイノベーションの推進」 など

2 素案の構成

総論・計画の構成、基本認識、計画の推進に向けた考え方 など

基本構想・基本計画・実施計画に掲げる目標及び指標

…めざす都市像とまちづくりの基本目標、基本政策、区計画 など

参考資料・計画策定にあたっての基本姿勢、策定推進体制 など

3 計画の主な特徴

〔施策の「成果」を重視〕

- ① 市民生活の変化を実感できる「成果指標」の導入
- ② それぞれの施策に市民生活の向上に直結する「直接目標」を位置づけ

〔シンプルで分かりやすい〕

- ③ 再掲事業が多く複雑だった「政策体系」の簡素化
- ④ 実施計画における重点戦略の明確化
- ⑤ 実施計画では掲載事業を市民生活に影響の大きいものに精選

〔実行性の高い計画〕

- ⑥ 別冊でその他の事業も含め、全事務事業を管理
- ⑦ 地域の魅力や特色を活かした地域課題の解決に向けた区計画

4 今後の予定

「素案」については、今後、パブリックコメントや各種団体への出前説明会、市議会における議論等を経て、12月議会に「基本構想」及び「基本計画」を議案として上程する予定です。

また、市議会をはじめとする市民のご意見をしっかりと踏まえるとともに、持続可能な行財政運営を可能とする改革の取組と連携しながら、平成28～29年度の具体的な取組を定める「実施計画」の策定に向けて庁内検討を進め、平成27年11月に「政策体系」及び「主な取組」、平成28年2月に実施計画案をとりまとめ、平成28年3月中に新たな総合計画を策定します。

新たな総合計画 素案策定資料



平成27(2015)年7月

川 崎 市

新たな総合計画 素案について

新たな総合計画については、本市としては初となる無作為抽出による市民ワークショップや、区民祭等での意見聴取、各種団体への出前説明、市民検討会議、有識者会議、市議会など、幅広くご意見をいただきながら、策定作業を進めてきました。

このたび、その内容を素案としてとりまとめましたので、ご意見を募集します。

なお、この素案は、30年程度を展望した「基本構想」及び概ね10年間を計画期間とする「基本計画」の概要と、平成28・29年度を対象期間とする「実施計画」に掲げる、主な目標や指標等を取りまとめたもので、皆様からのご意見を踏まえ、「実施計画」の「主な取組」を平成27年11月頃にとりまとめ、さらに検討・調整を重ねた上で、より具体的な取組を示す「実施計画」を平成28年3月に策定する予定です。

ご意見の募集について

1 募集期間

平成27年8月1日(土)から8月31日(月)まで

2 ご意見の提出方法

以下のいずれかの方法でご意見をお寄せください。なお、書式は自由ですが、巻末に「意見書」を添付してありますのでご利用ください。

- FAX、郵送、持参による提出

FAX：044-200-3798

郵送先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

(持参先)

総合企画局 都市経営部 企画調整課

- インターネットによる提出

市のホームページ（「意見を募集している政策等」のページ）から意見の提出が可能です。アドレス及びQRコードは次のとおりです。

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/200/0000068654.html>



市民車座集会の開催について

「新たな総合計画素案」及び「行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性」について、内容の説明や意見交換を行うため、市民車座集회를開催します。事前に意見交換のための質問を募集しますので、質問をお寄せください。（詳細は巻末をご覧ください。）

日 時：平成27年8月23日（日） 13:30～17:30

場 所：川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）

総論	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の構成と目標年次.....	2
(1) 川崎市基本構想.....	2
① 計画期間.....	2
② 構成.....	2
(2) 川崎市基本計画.....	2
① 計画期間.....	2
② 構成.....	2
(3) 実施計画の概要.....	2
① 計画期間.....	3
② 構成.....	3
3 計画策定にあたっての基本認識.....	4
(1) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題.....	4
① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少.....	4
② ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行.....	6
③ 都市インフラの老朽化.....	8
④ 産業経済を取り巻く環境変化.....	9
⑤ 災害対策や環境問題などの重要な課題.....	12
⑥ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化.....	14
(2) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル.....	15
(3) 新たな飛躍に向けたチャンス.....	18
4 計画推進にあたって、重要な節目となる年次及びポイント.....	20
(1) 【重要な節目となる年次及びポイント 1・平成 32(2020)年】.....	20
(2) 【重要な節目となる年次及びポイント 2・平成 36(2024)年】.....	20
(3) 【重要な節目となる年次及びポイント 3・平成 42(2030)年】.....	20
5 都市構造と交通体系の考え方.....	22
(1) 背景と現状.....	22
(2) 今後の方向性.....	22
6 計画の推進に向けた考え方.....	26
(1) 少子高齢化などの人口構成の変化への対応.....	26
(2) 多様な主体との協働・連携.....	28
(3) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化.....	28
① 大都市制度改革の推進.....	28
② 区役所機能の強化.....	28
③ 自治体間連携の推進.....	28
(4) 「持続可能な最幸のまち」の実現に向けた経営資源の確保.....	29
① 基本理念.....	29
② 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）.....	29
(5) 今後の財政運営の基本的な考え方.....	30
① 本市を取り巻く財政状況.....	30
② これまでの行財政改革の取組.....	32
③ 今後の収支見通し.....	33
④ 今後の持続可能な財政運営に向けて.....	35
(6) 計画の進行管理.....	36
① 新たな総合計画における進行管理.....	36
② 評価スケジュール.....	38

基本構想・基本計画・実施計画に掲げる目標及び指標	41
1 趣旨・目的.....	44
2 めざす都市像とまちづくりの基本目標.....	45
3 基本政策.....	48
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり.....	53
政策 1-1 災害から生命を守る.....	56
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる.....	58
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える.....	60
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる.....	62
政策 1-5 確かな暮らしを支える.....	64
政策 1-6 市民の健康を守る.....	66
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり.....	69
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる.....	72
政策 2-2 未来を担う人材を育成する.....	74
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する.....	76
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり.....	79
政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる.....	82
政策 3-2 地域環境を守る.....	84
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす.....	86
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり.....	89
政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興.....	92
政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上.....	94
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる.....	96
政策 4-4 臨海部を活性化する.....	98
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する.....	100
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する.....	102
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する.....	104
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する.....	106
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション.....	108
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり.....	111
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する.....	114
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる.....	116
4 区計画.....	119
(1) 目的.....	119
(2) 計画の構成.....	119
(3) 区役所機能の強化を踏まえた区計画推進の考え方.....	120
川崎区.....	122
幸区.....	124
中原区.....	126
高津区.....	128
宮前区.....	130
多摩区.....	132
麻生区.....	134
5 みんなで取り組もう 私たちができること～市民から市民へのメッセージ～ （市民検討会議より）.....	137

参考資料	145
1 計画策定にあたっての基本姿勢	146
(1) 「対話」と「現場主義」	146
① 策定プロセスの重視と参加手法の積極的導入	146
② 職員参加による計画策定	148
(2) 行財政改革に関する計画との連携	148
2 策定推進体制	149
(1) 川崎市総合計画策定推進本部（「策定推進本部」）	149
(2) 川崎市総合計画有識者会議（「有識者会議」）	149
(3) 川崎市総合計画市民検討会議（「市民検討会議」）	149
3 計画策定までのスケジュール概要	151
4 有識者会議・市民検討会議の開催概要	153
5 新たな総合計画策定に向けた市民アンケート結果概要	154
(1) 調査概要	154
(2) 調査結果	155

総論

1 計画策定の趣旨

『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』
の実現をめざします。

子どもたちの笑顔があふれ、元気な高齢者が社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために、新たな総合計画を策定するものです。

2 計画の構成と目標年次

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とし、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

(1) 川崎市基本構想

① 計画期間

基本構想は今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、基本政策を明らかにする構想として策定するものです。

② 構成

- 趣旨・目的
- めざす都市像とまちづくりの基本目標
- 基本政策（政策体系の第1階層）

(2) 川崎市基本計画

① 計画期間

平成 28(2016)年度から概ね 10 年間を対象期間とする長期計画として策定するものです。

② 構成

- 政策（政策体系の第2階層）の方向性

(3) 実施計画の概要

名称は「(仮称)川崎市総合計画第1期実施計画」とし、新たな総合計画全体にかかる副題も含め、今後検討します。

① 計画期間

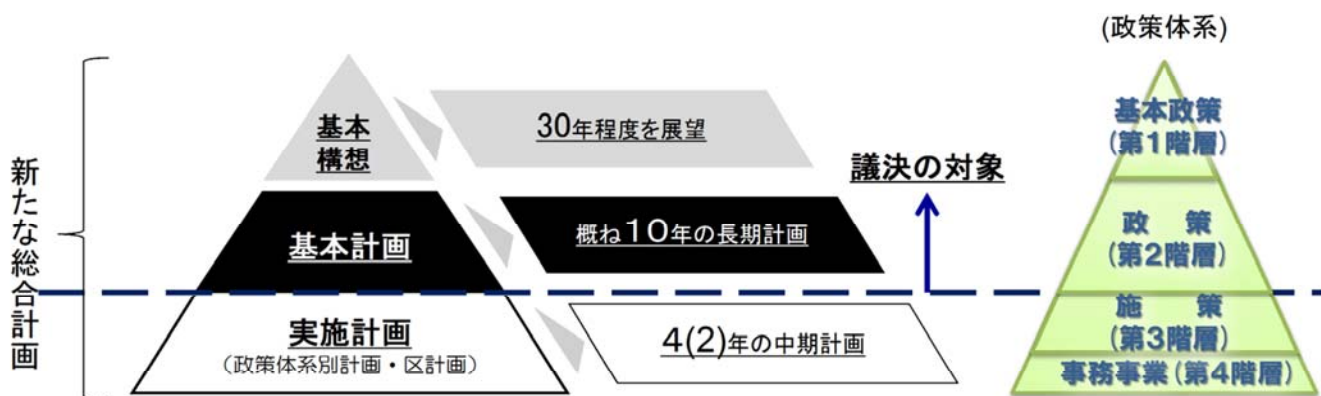
- 平成28(2016)年度から平成29(2017)年度の2年間を対象とする、財源の裏付けのある実行性の高い中期計画として検討を進めます。
- また、第2期及び第3期実施計画の計画期間はそれぞれ4年間で想定しています。

② 構成

概ね、以下の内容を記載する方向で検討を進めます。

- 「政策体系別計画」(施策(政策体系の第3階層)の概要、目標、事務事業(政策体系の第4階層)の年度別計画など)
- 「区計画」(区の概要、現状と課題、まちづくりの方向性、地域の課題解決に向けた主要な取組など)

〔新たな総合計画の構成及び計画期間について〕



〔「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間〕

	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	37年度 (2025)	
基本構想			新たな総合計画 基本構想 30年程度を展望						
基本計画			新たな総合計画 基本計画 平成28年度から概ね10年						
実施計画	※実施結果を盛り込む		第1期 実施計画		第2期 実施計画(想定)		第3期 実施計画(想定)		
			H26~H29		H30~H33		H34~H37		

※新たな総合計画における政策体系のうち、一定の政策分野を担い、施策の目標や、その達成に向けた、より具体的な事務事業をとりまとめた計画等については、分野別計画や、分野横断的な計画等として新たな総合計画への位置づけを検討するとともに、可能な限り内容の整合を図っていきます。

3 計画策定にあたっての基本認識

本市は、変化の激しい社会経済状況の中で、自治体として大きな転換期を迎えています。新たな総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉えることが必要です。

(1) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

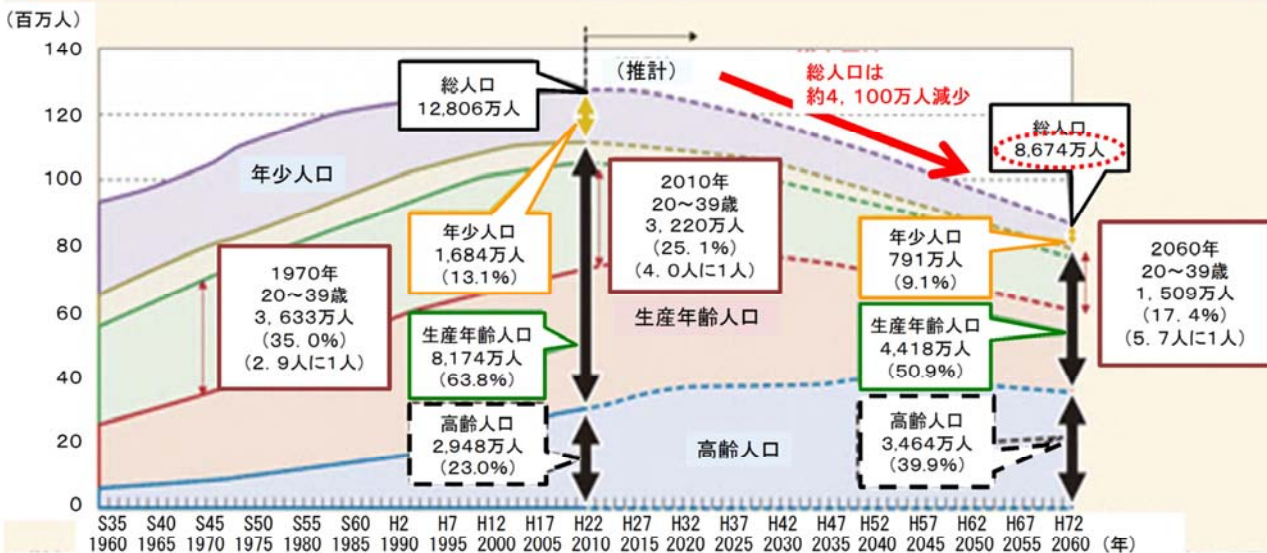
① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

日本の総人口はすでに減少局面に入っており、平成22(2010)年から平成72(2060)年にかけて、約4,100万人(約32.3%)もの減少が見込まれるとともに、生産年齢人口と年少人口が大幅に減少する一方で、高齢人口は増加し、高齢化率は23%から40%に上昇する見込みです。

〔図表1-1〕

日本の将来人口・年齢別人口

- 日本の総人口は、平成72(2060)年には、8,674万人と約4,100万人減少する(約32.3%減少)。
- 65歳以上人口は約500万人増加するのに対し、生産年齢人口(15-64歳)は約3,750万人、年少人口(0-14歳)は約900万人減少し、高齢化率で見ればおよそ23%から40%へと上昇する。



(注) 1 「年少人口」は0～14歳の者の人口、「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
2 ()内は年少人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

※ 総務省「国勢調査(年齢不詳をあん分して含めて人口)」、同「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)」の中心推計より国土交通省作成

資料:平成24年度版国土交通白書

一方、本市の将来人口推計では、平成 42(2030)年まで人口が増加するものの、年少人口のピークは平成 27(2015)年、生産年齢人口のピークは平成 37(2025)年と推計されており、ピーク後は急速に減少していくと見込まれています。

基本構想で展望する今後 30 年間の人口構成等の主な変化としては、平成 32(2020)年には本市でも「超高齢社会(一般的には 65 歳以上の人口比率が 21%を超えた状態とされています。)」が到来するとともに、人口のピークとなる平成 42(2030)年を経て、平成 67(2055)年には現役世代約 1.5 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

①少子高齢化、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

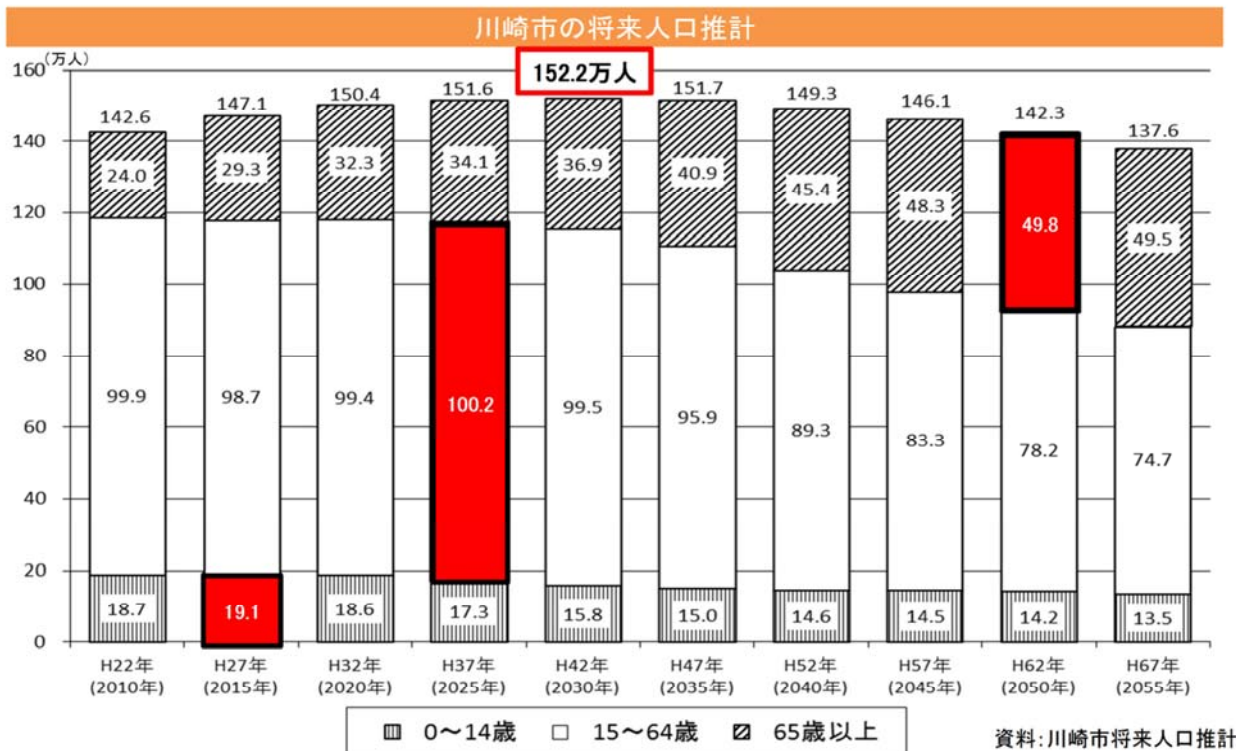
〔本市の将来人口推計のポイント〕

- 平成 27(2015)年・「年少人口が減少へ」
- 平成 32(2020)年・「超高齢社会の到来」
- 平成 37(2025)年・「生産年齢人口が減少へ」「団塊の世代が 75 歳超」
- 平成 42(2030)年・「本市の人口が減少へ」
- 平成 67(2055)年・「現役世代 1.5 人で 1 人の高齢者を支える社会」

〔図表 1-2〕

川崎市の将来人口

少子高齢化がさらに進行し、平成42(2030)年をピークとして、人口減少へ転換する。



② ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行

平均寿命の伸長に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が増加することなどから、健康寿命を延伸し、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような自助・共助(互助)・公助のしくみづくりが求められています。

また、出生数が年間1万4,000人台で推移しており、就学前児童数は微増傾向にあるものの、合計特殊出生率(1.38)は国を下回る低い水準にあり、少子化が進行している傾向にあります。少子化の要因としては、核家族や共働き世帯の増加に伴う子育てに関する経済的・心理的負担などが挙げられています。

こうした状況の中、多様な子育てニーズへの適切な対応を図るとともに、就労と子育てが両立できる社会の実現に向けた子育て環境の整備が求められています。

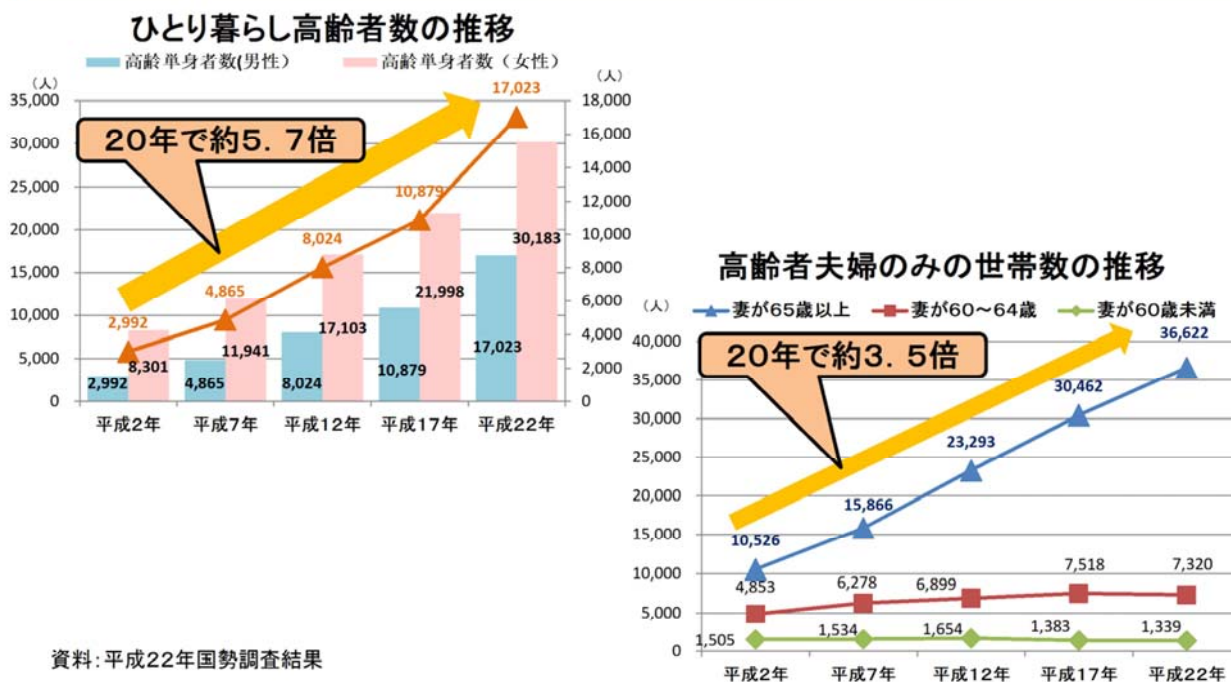
②ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行

- 高齢者人口が増加する中、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加
- 平均寿命と健康寿命との差は男・女とも国の平均より大きい
- 本市の出生数は横ばいだが、合計特殊出生率は1.38と低水準

〔図表1-3〕

ひとり暮らし高齢者数や高齢者夫婦のみの世帯数の推移

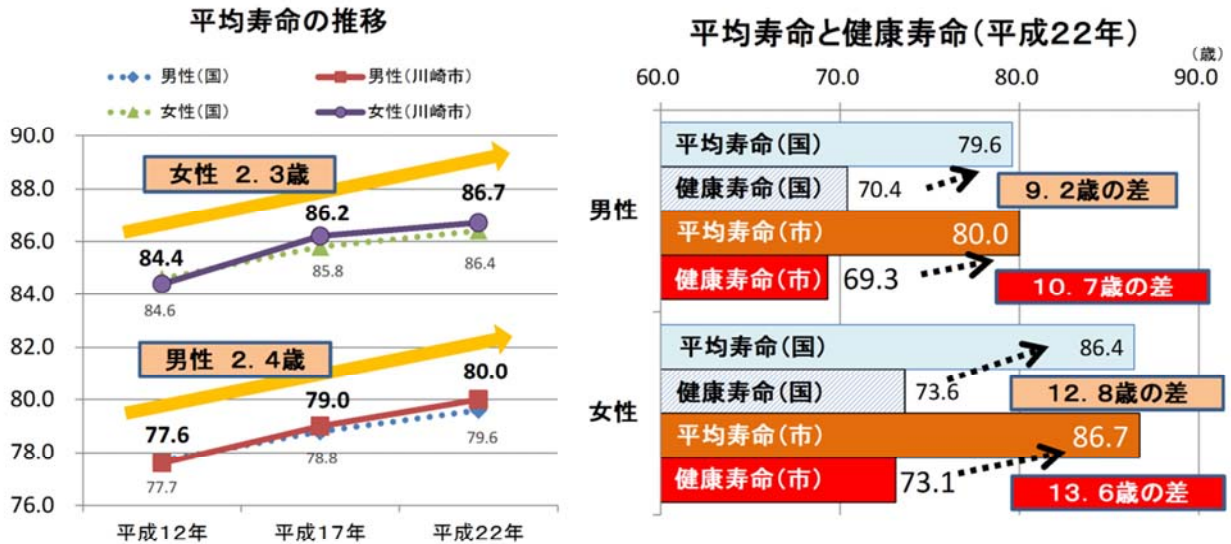
高齢者人口が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加している。



〔図表1-4〕

平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命はこの10年に、女性で2.3歳、男性で2.4歳延伸しており、ともに国平均を上回る。一方、平均寿命と健康寿命との差は男・女とも国の平均より大きい。



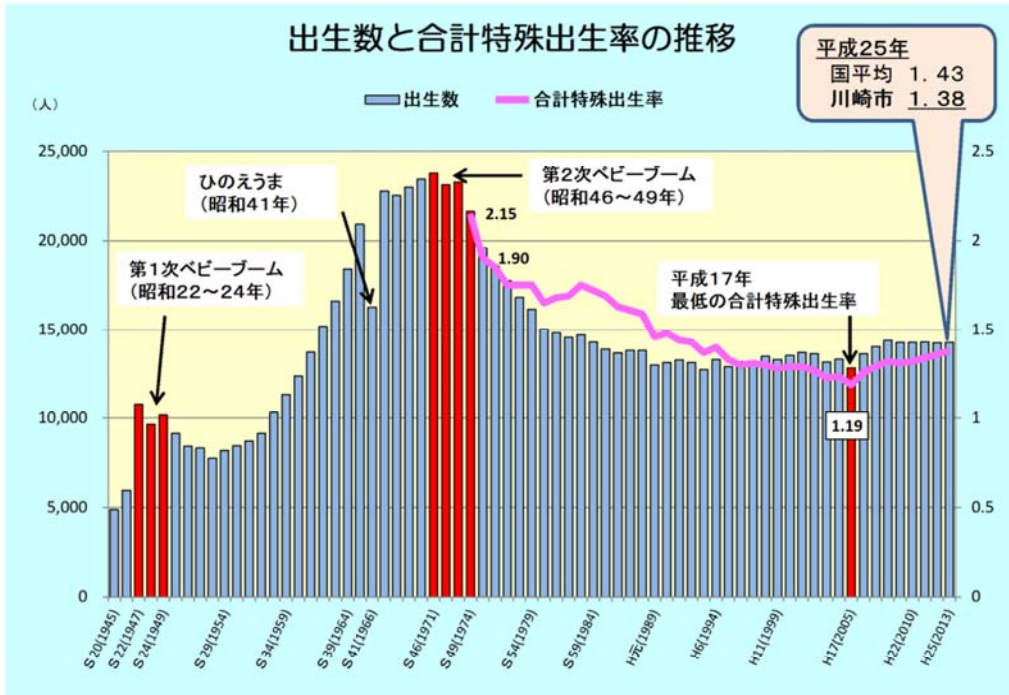
資料: 市町村別生命表(厚生労働省)

※ 健康寿命(市)は「健康寿命の指標に関する研究(厚生労働省科学研究費分担研究報告書)で平成22年の政令市比較が公表

〔図表1-5〕

出生数の減少と合計特殊出生率の低下

平成19年以降出生数は1万4千人台で推移しており、合計特殊出生率は平成25年に1.38であり、平成17年の1.19(過去最低)から微増傾向にあるものの、なお低い水準にある。



資料: 川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

③ 都市インフラの老朽化

10年後には、総床面積ベースで公共建築物の約7割が築30年以上となるなど、上下水道施設、道路、橋りょう、公園施設なども含めた都市インフラの老朽化に、限られた財源で計画的に対応していく必要があります。

また、公共建築物の総床面積については、児童生徒の増加に対応した小・中学校の整備や、基準等に基づく市営住宅の居室スペースの拡大などの社会経済状況の変化に対応した取組により、平成16(2004)年度から平成25(2013)年度までの10年間で約21万㎡増加しています。

このため、今後は、整備費・維持管理経費など中長期にわたる財政負担の増大や、人口動態等を踏まえて、施設等の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討を進めていく必要があります。

③都市インフラの老朽化

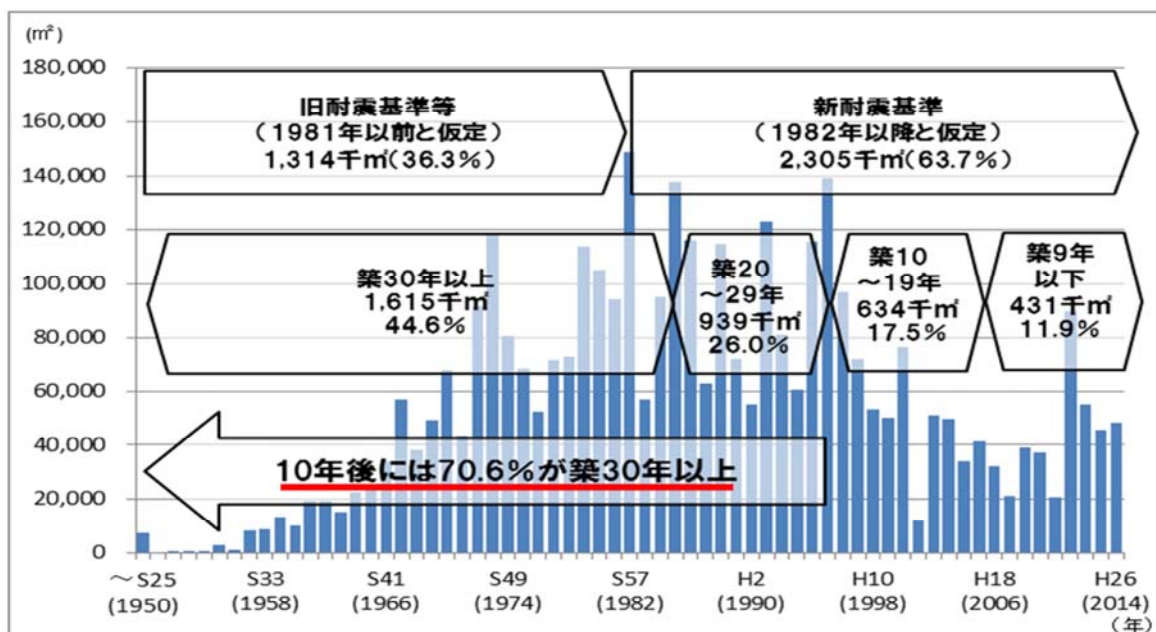
- 10年後には公共建築物の約7割が築30年以上経過(平成37(2025)年)
- 上下水道施設、道路等も含めた都市インフラ全体の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討が必要

〔図表1-6〕

公共建築物の老朽化

10年後には公共建築物の約7割が築30年以上となるなど、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念される。

公共建築物の建築年別延床面積



※企業会計施設を除く 資料:「かわさき資産マネジメントカルテ」から時点修正

④ 産業経済を取り巻く環境変化

新興国の経済成長等により、世界に占める日本のGDPシェアは20年間でおよそ半減しています。一方で日本企業の海外現地法人数は10年間で大幅に増加しており、海外への企業進出が進んでいます。

国・県の成長率がマイナスとなる中、市内総生産は10年前と比べて5%高い水準を維持しています。また、本市の基幹産業である製造業では、製造品出荷額等が大都市中第1位（従業員1人あたりの額も第1位）であり、高度な産業集積を実現していますが、事業所数と従業者数はそれぞれ減少傾向を示しています。成長産業の育成により産業集積を維持・強化するなど、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことが課題となっています。

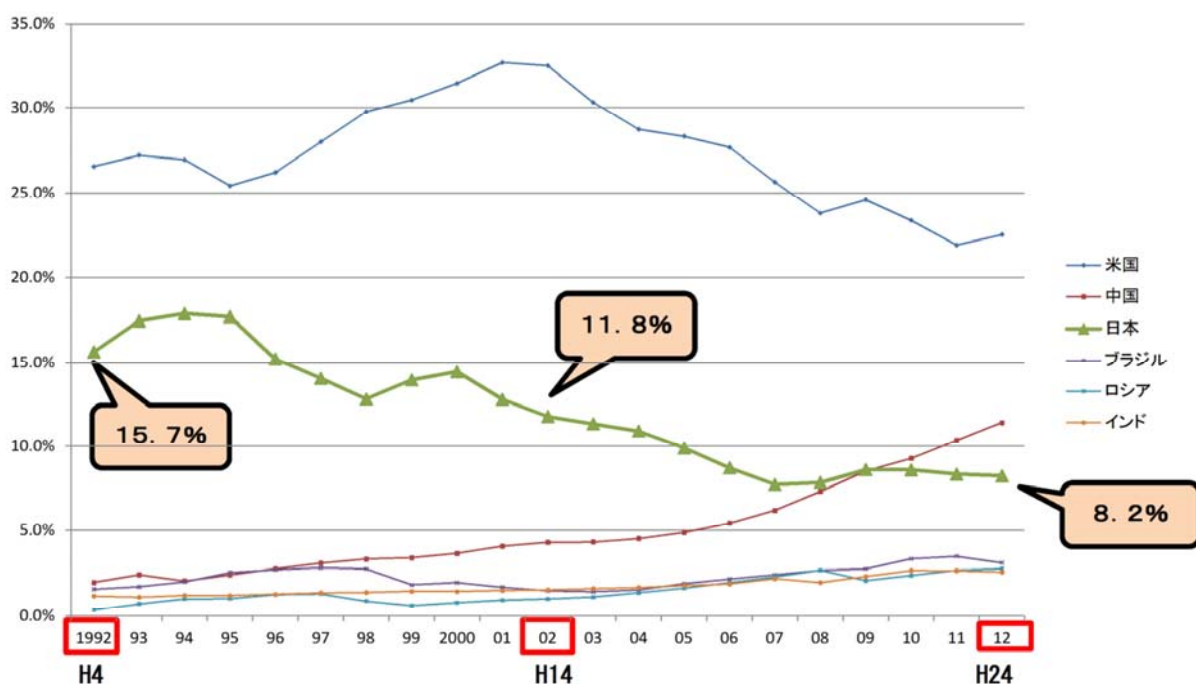
④産業経済を取り巻く環境変化

- 経済のグローバル化の進展・産業構造の変化などへの対応
- 医療・福祉・環境などの成長産業の育成による市内産業の更なる活性化

〔図表1-7〕

世界のGDPに占める比率の推移

新興国の経済成長等により、日本のGDPシェア(名目)は20年間で約半減している。

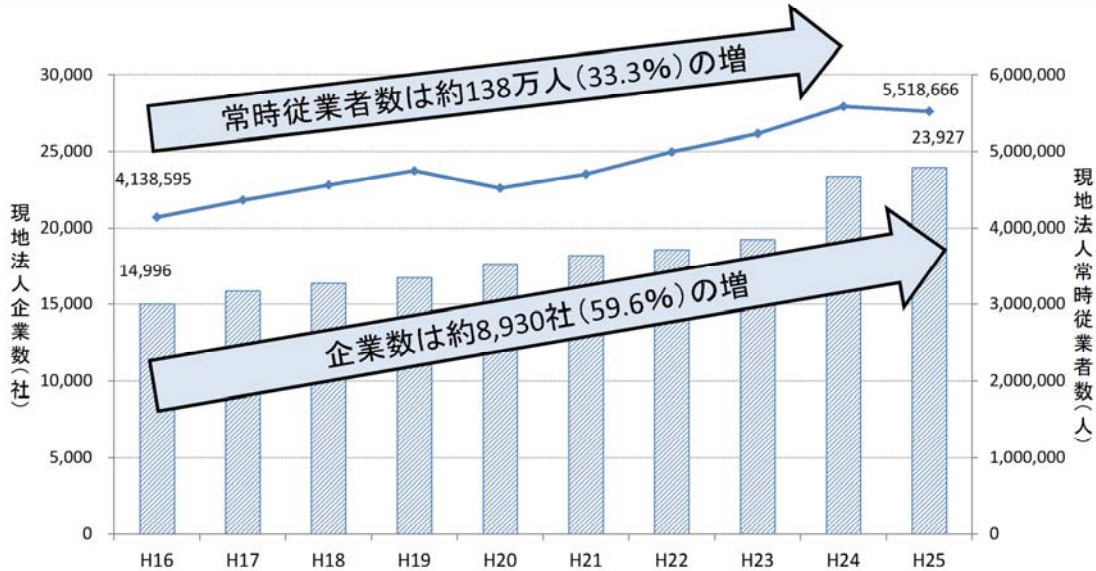


資料：IMF, World Economic Outlook Database, April 2014

〔図表1-8〕

海外現地法人企業数・従業者数の推移

日本企業の海外子会社等を指す「海外現地法人」は、企業数・常時従業者数ともに、10年間で大幅に増加しており、日本企業の海外進出が進んでいる。

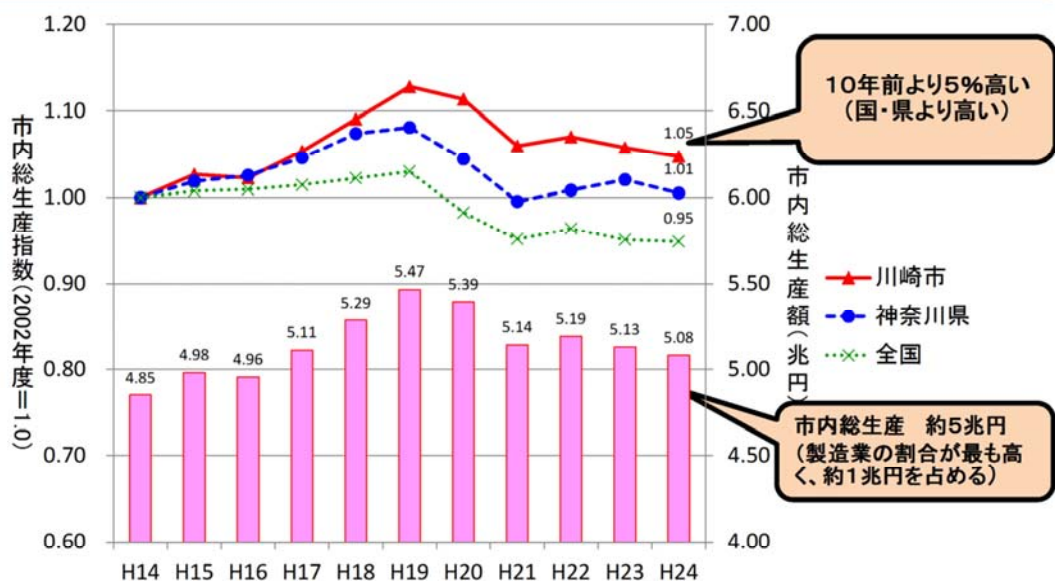


資料：海外事業活動基本調査(経済産業省)

〔図表1-9〕

市内総生産の推移

- 市内総生産は5.1兆円(平成24年度、名目)で、全国の1.1%、県の16.8%を占める。
- 10年間の成長率は、国、県を上回る水準で推移している。



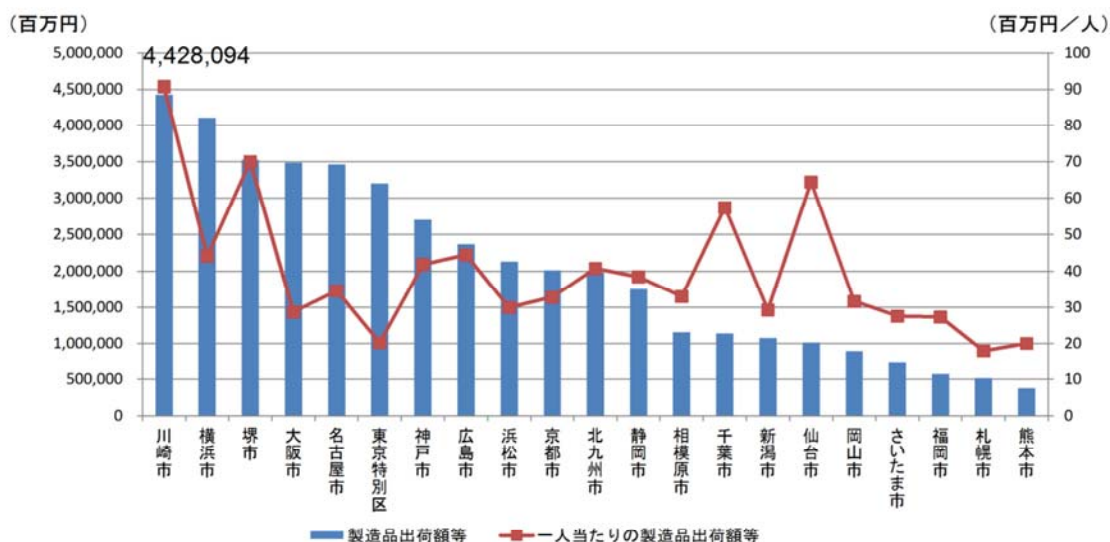
資料：川崎市市民経済計算

※ 市内総生産：市内の生産活動によって生み出された付加価値額の合計(生産の過程で必要となった中間投入の額を除く)

〔図表1-10〕

製造業における製造品出荷額等の大都市比較(H25)

- 本市の製造品出荷額等は、4兆4,280億円で大都市中で第1位
- 従業員1人あたりの額では、9,100万円で第1位 ⇒ 高度な産業集積と生産性を実現

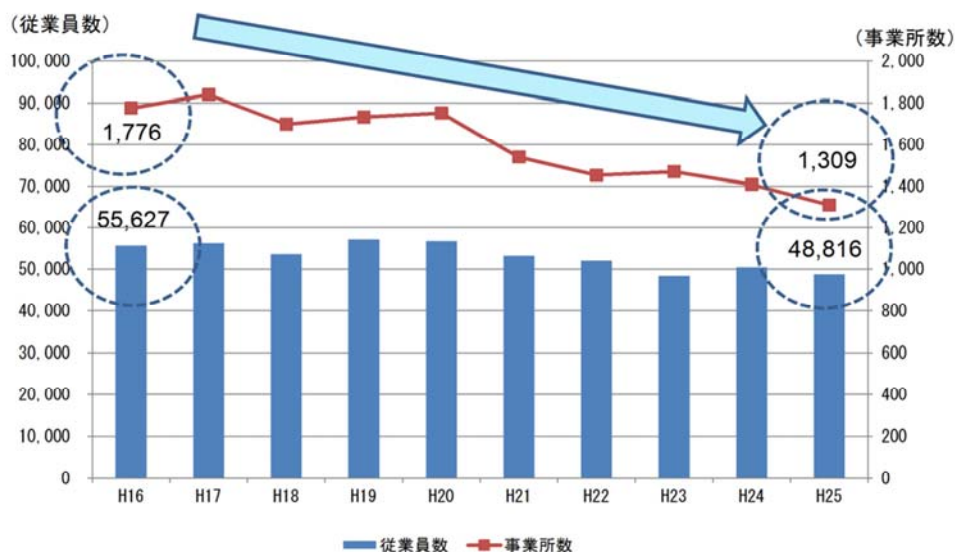


資料:工業統計調査

〔図表1-11〕

製造業における事業所数及び従業者数の推移

10年間で、事業所数は467所(26.3%)、従業者数は6,811人(12.3%)の減
→ 産業集積の維持・強化が課題



資料:工業統計調査

⑤ 災害対策や環境問題などの重要な課題

日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、世界の地震の約1割が日本の周辺で起こっています。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、東日本大震災や阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた対策が求められています。

また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球温暖化について疑いのない事実であるとしており、温室効果ガスの削減や循環型の社会づくりが求められています。

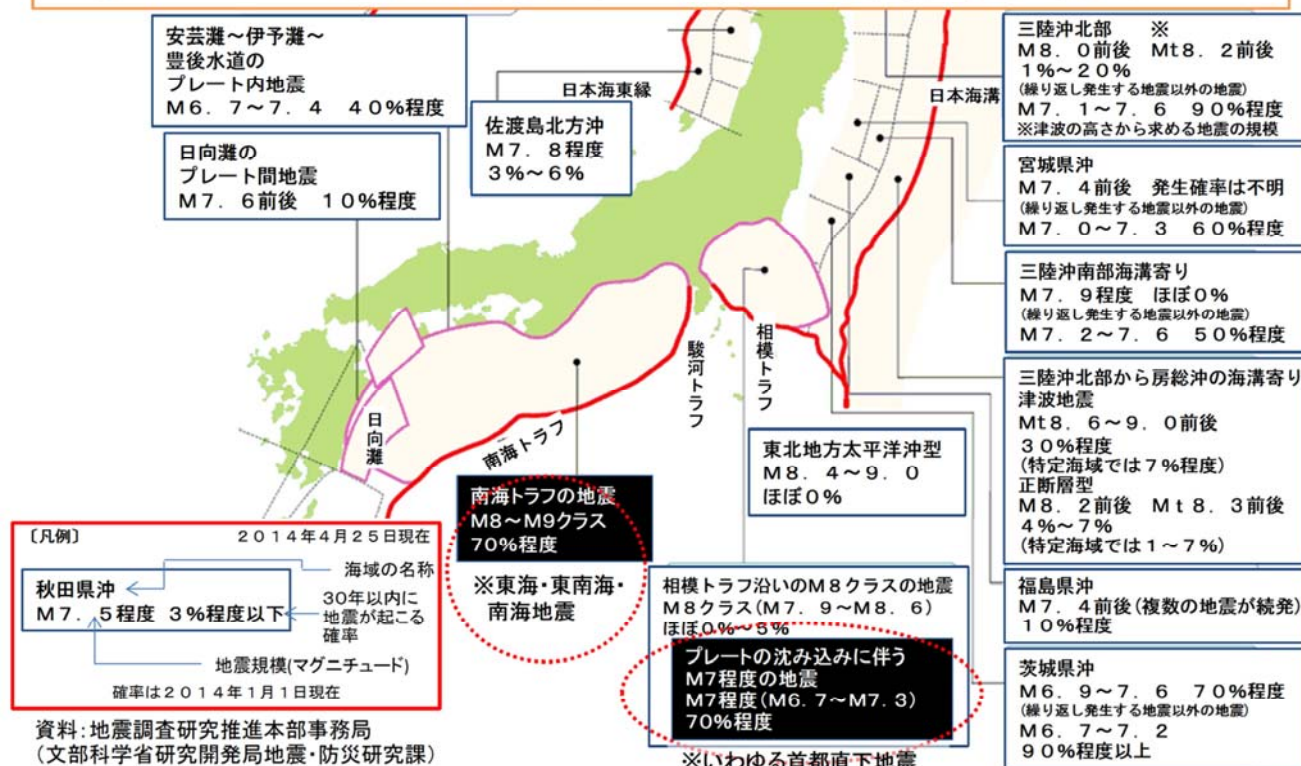
⑤災害対策や環境問題などの重要な課題

- 自然災害（大規模な地震災害、集中豪雨などによる浸水リスク等）
- 環境・エネルギー問題（地球温暖化への対応、リサイクルなどの推進、生物多様性の保全等）

〔図表1-12〕

今後30年間に震度6弱以上の地震が発生する確率

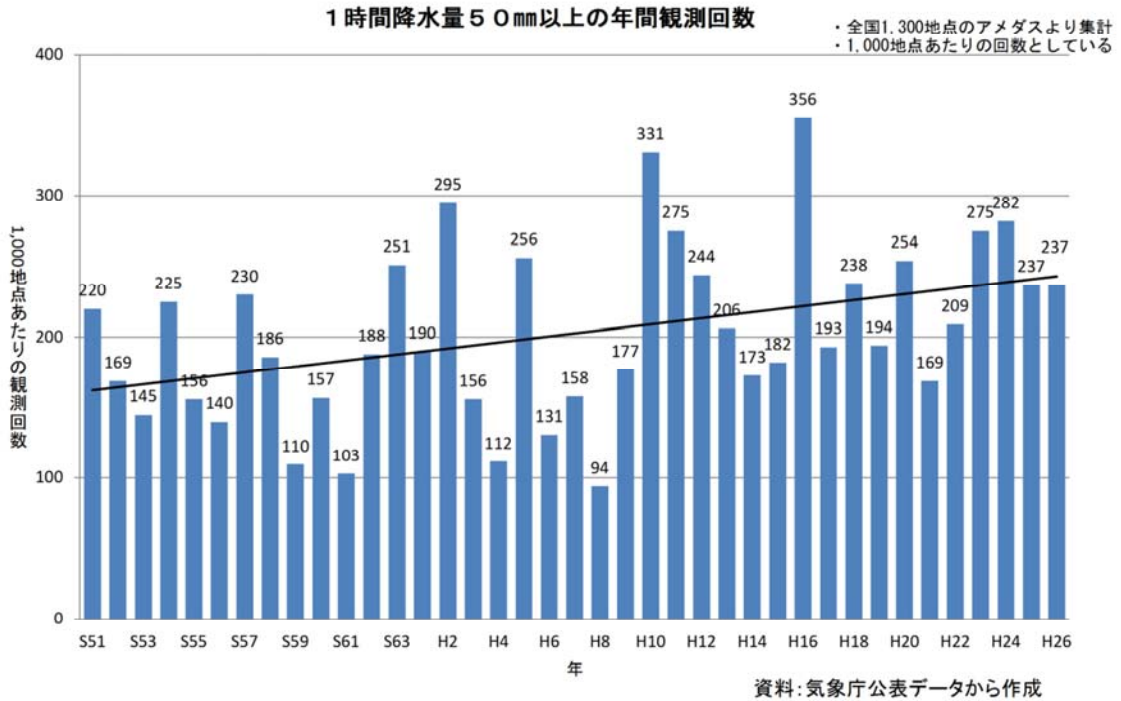
日本の面積は世界の面積の1%未満であるにもかかわらず、世界の地震の約1割が日本の周辺で起こっており、日本は世界的に見ても地震による危険度が非常に高い。



〔図表1-13〕

降水量に関する状況

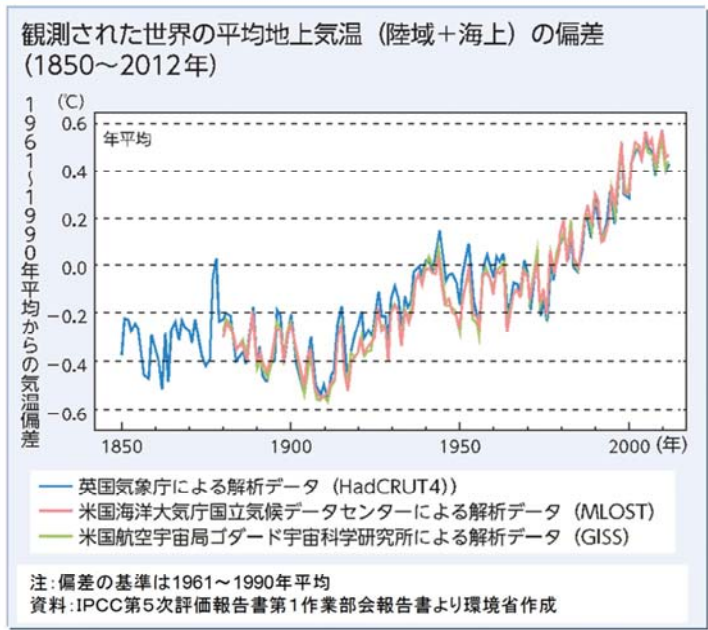
1時間降水量が50mm以上の年間発生回数は増加傾向にある。



〔図表1-14〕

世界の気温の上昇

IPCCは、地球温暖化については疑う余地のない事実としており、気温の上昇に伴い、氷床や氷河の減少、海面水位や海水温度の上昇などを指摘している。今後のシナリオのうち危機的なものでは、2100年までに平均気温が2.6~4.8℃、平均海面水位が45~82cm上昇する可能性が高いとしている。



※『RCP8.5』・かなり高いCO2排出量が続くシナリオ。

※今回(第5次報告)新たに代表的濃度経路(RCP)と呼ばれる4つのシナリオが作成され、可能な限りの地球温暖化対策を前提としたシナリオであるRCP2.6でも、2081年から2100年において、20世紀末ごろに比べて世界の平均地上気温が0.3~1.7℃上昇し、世界の平均海面水位が26~55cm上昇する可能性が高いとされている。

※IPCC・温室効果ガスによる気候変動の見通しや、自然や社会経済への影響、気候変動に対するなど、2,500人以上の科学者が参加し、最新の研究成果に対して評価を行っている「気候変動に関する政府間パネル」

資料: 図で見る環境・循環型社会(H26)(環境省)

⑥ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

少子高齢化の進行による超高齢社会の到来など、社会経済状況が大きく変化していく中、これまでの社会の枠組みでは対応することが困難な問題が生じることが想定されます。限られた資源や財源を有効に活用し、持続可能な社会を構築していくためには、行政の果たすべき役割を捉え直した上で、市による直接的な市民サービスの提供に加えて、市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみを強化することが求められます。

従来から地域コミュニティの中心的な存在であった町内会・自治会などの地縁組織が運営上の課題を抱える中、ボランティアやNPO、企業などによる社会貢献活動も広がってきています。地域のつながりを深め、複雑化・多様化する地域課題に的確に対応していくために、地縁組織を中心とする地域コミュニティの活性化とともに、地域を支える新たな人材の育成や、多様な活動の担い手が互いに連携し地域課題を解決できるしくみづくりが求められます。

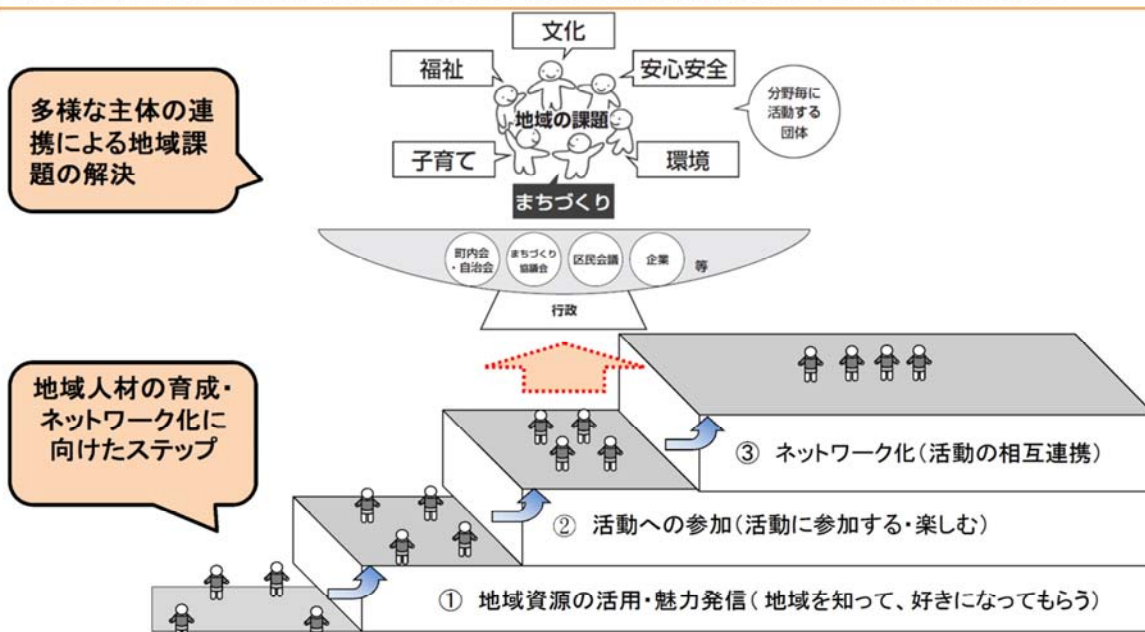
⑥市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

- 地域コミュニティの活性化と多様な主体との連携
- 地域人材の育成と多様な主体間のコーディネート機能の拡充

〔図表1-15〕

多様な主体の連携による地域課題の解決

多様化する地域課題に柔軟に対応していくため、地域活動の中心的な役割を果たしてきた地縁組織とともに、市民活動団体や企業など地域のさまざまな人材を活かすことにより市民主体の持続可能な地域づくりを進めていく。そのための地域人材の育成と主体間の連携を促すしくみが求められる。



(2) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル

川崎には、次のような優れたポテンシャルがあります。このポテンシャルを最大限に活かしながら、取組を進めます。

- 交通・物流の利便性(羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながり、充実した鉄道網・路線バスネットワーク、高度に集積した都市機能 など)
- 先端産業・研究開発機関の集積等(200以上の研究開発機関、高付加価値化が進んだ臨海部の重化学工業・素材産業、環境・エネルギーなどの先端産業、殿町地区(キングスカイフロント)を中心とする生命科学・医療分野の企業・研究機関の集積、市内に立地する多様な大学との連携など)
- 豊富な文化・芸術資源等(「ミュージア川崎シンフォニーホール」を中心とした音楽のまちづくり、市内に数多く存在する映像資源を活用した映像のまちづくり、「川崎フロンターレ」をはじめとする「かわさきスポーツパートナー」等との連携によるスポーツのまちづくり など)

〔図表1-16〕

充実した交通ネットワーク

充実した道路網や鉄道網など、新幹線や羽田空港等へのアクセス性が高く、利便性の高い交通ネットワークが構築されている。



都市計画道路102路線(総延長約305km)のうち、約67%の約203kmが完成している。

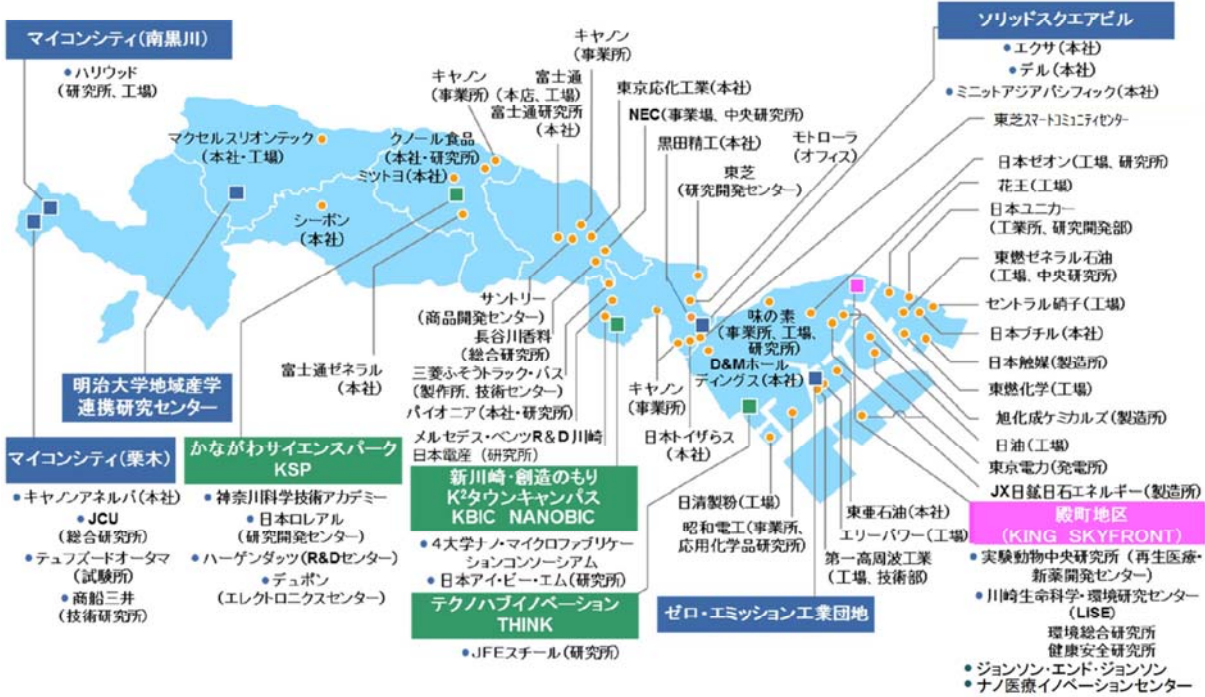


鉄道駅を54駅有する、政令指定都市で2番目に鉄道駅密度の高い都市である。

〔図表1-17〕

主要企業と研究開発機関の立地状況

200以上の研究開発機関が立地し、学術・開発研究機関の従業者割合が政令指定都市でトップ(H24経済センサス)となるなど、産業振興・イノベーションを推進する基盤がある。



〔図表1-18〕

文化・芸術・スポーツ資源の活用

<p>音楽のまち・かわさき</p> <p>音楽のまち・かわさき</p> <p>フランチャイズオーケストラ「東京交響楽団」</p> <p>平成26(2014)年7月に10周年を迎えたミュザ川崎シンフォニーホール</p>	<p>スポーツのまち・かわさき</p> <p>〈サッカー・J1リーグ〉川崎フロンターレ</p> <p>多摩川マラソン ©オールスポーツコミュニティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かわさきスポーツパートナー ●川崎国際多摩川マラソン ●多摩川リバーサイド駅伝 ●国際トランポリンジャパンオープン ●東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取組
<p>映像のまち・かわさき</p> <p>【第69回毎日映画コンクール表彰式】H27.2.10</p> <p>学校現場における映像制作活動の支援</p>	

〔図表 1-19〕

市内の文化芸術資源の概況

市内には2つの音楽大学をはじめ、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団・吹奏楽団などがある。音楽家、舞台芸術家、映像撮影者等の職業に従事する人の割合も高く、全国平均の2～3倍の割合となっている。また、多数の映画館の他、映像スタジオや日本初の映画の単科大学があり、映像制作活動が盛ん。さらに、最新の調査による川崎市民の消費動向は、文化施設入場料への支出が大都市中1位である。



消費生活の動向（平成21～23年平均）



資料：総務省家計調査

川崎市で特化係数の高い職業

(※特化係数は、全国の割合に対する本市の割合で、1.0を超えると集積の高さを示す。)

順位	総数	
	産業中分類	特化係数
1	音楽家、舞台芸術家	2.91
2	技術者	2.53
3	著述家、記者、編集者	2.45
4	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	2.25
5	研究者	2.00
6	居住施設・ビル等管理人	1.82
7	経営・金融・保険専門職業従事者	1.76
8	営業・販売事務従事者	1.56
9	事務用機器操作員	1.54
10	法務従事者	1.44

資料：平成22年国勢調査

(3) 新たな飛躍に向けたチャンス

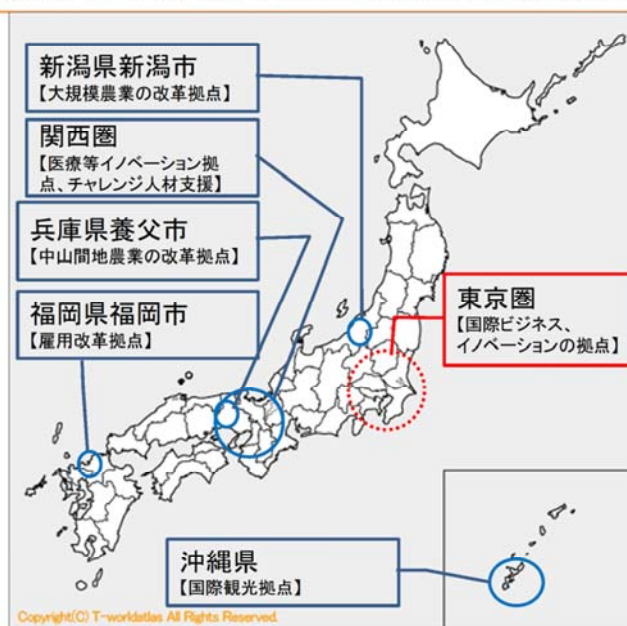
川崎がさらに飛躍するチャンスを最大限に活用しながら、取組を進めます。

- 国の成長戦略(本市全域を含む東京圏が国家戦略特区「国際ビジネス・イノベーションの拠点」に指定)
- 首都圏の活力(2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会、羽田空港の更なる国際化)

〔図表 1-20〕

国家戦略特区

日本経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、規制の特例措置を組み合わせることで、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出することを目的として、国家戦略特区を指定(平成26年5月)



〔図表1-21〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への期待

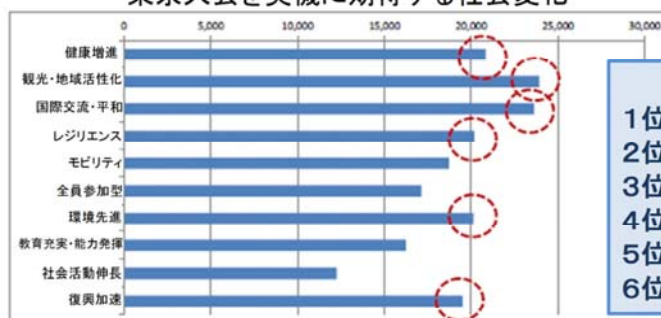
全国20～60歳代の男女3,500名に対し東京大会によって持続的にもたらされる効果（レガシー）に関する意識調査を実施

2020年東京大会に対する期待（2020年東京大会を契機に社会が良くなるか？）



社会が良くなることへの期待
約5割

東京大会を契機に期待する社会変化



期待の高い分野
1位 観光・地域活性化
2位 国際交流・平和
3位 健康増進
4位 (安全)レジリエンス
5位 環境
6位 復興

注：重複すべき順位を1～10位まで回答したデータについて1位10点、2位9点…10位1点として点数化

資料：三菱総合研究所「オリンピックレガシーに関する意識調査」(平成26(2014)年1月)

4 計画推進にあたって、重要な節目となる年次及びポイント

およそ30年後の未来を見据えた上で、重要な節目となる年次及びポイントを設定します。

(1) 【重要な節目となる年次及びポイント 1…平成 32(2020)年】

「国の成長戦略やオリンピック・パラリンピックなど「新たな飛躍のチャンス」を最大限に活かします。」

国の成長戦略や首都圏の活力を最大限に活用しながら、力強い産業都市として世界をリードする姿や、子どもや高齢者、障害者など、多様な人々が生き生きと暮らし、スポーツや文化・芸術があふれる「最幸のまち」を、世界に向けて発信していくため、重要なポイントとなる年次

⇒主に、3-3「新たな飛躍に向けたチャンス」(P18)に対応した年次及びポイント

(2) 【重要な節目となる年次及びポイント 2…平成 36(2024)年】

「およそ10年後の市制100周年に向けて、まちづくりを進めます。」

交通・物流の利便性や、先端産業・研究開発機関の集積、豊富な地域資源とそれらを活用した市民・企業等との協働の取組などを活かして、市のシンボルとなる施策や事業を計画的に進めるため、重要なポイントとなる年次

⇒主に、3-2「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」(P15)に対応した年次及びポイント

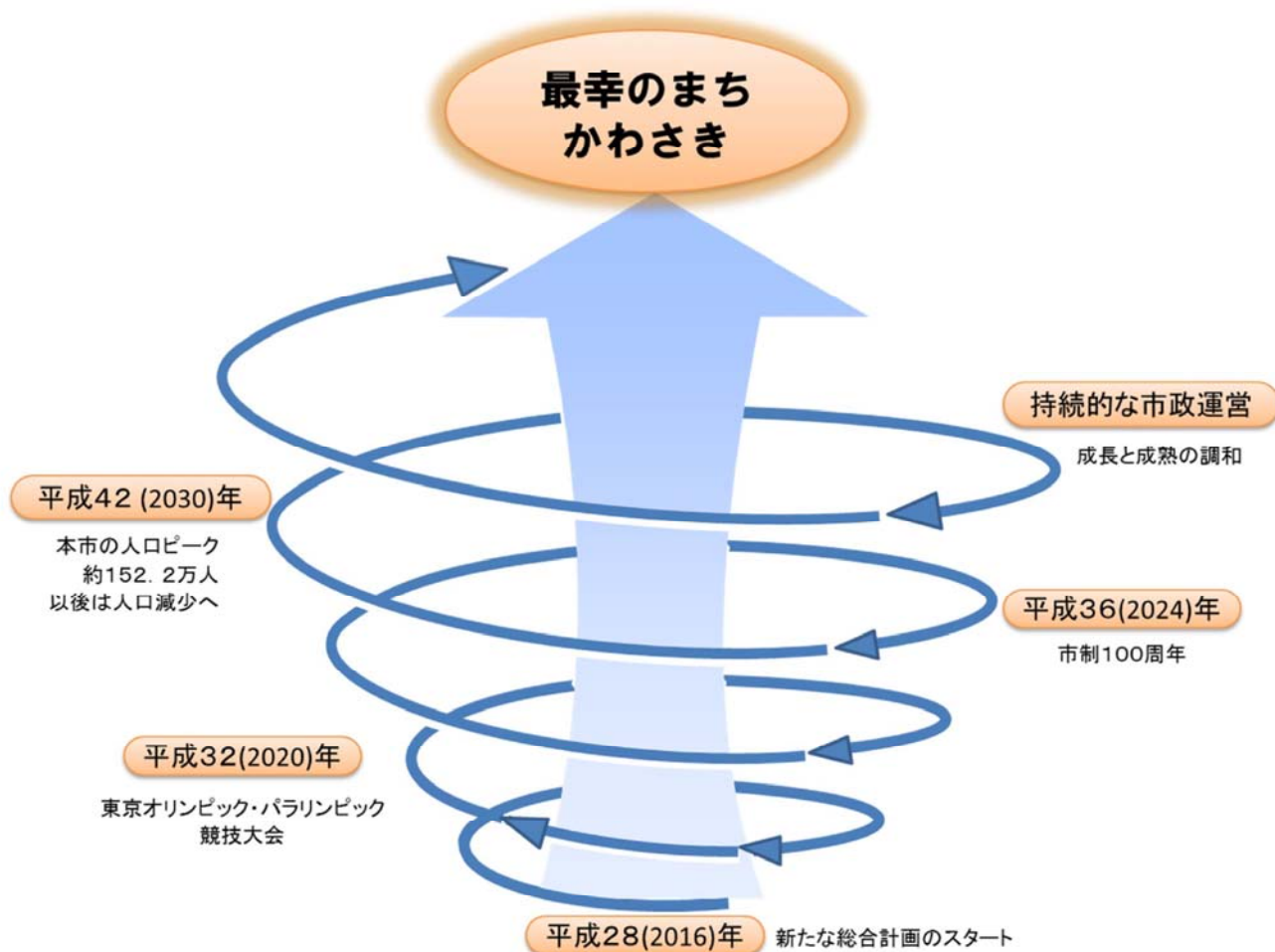
(3) 【重要な節目となる年次及びポイント 3…平成 42(2030)年】

「人口減少への転換を見据えて、持続可能な社会を構築します。」

人口の減少や、更なる少子高齢化の進展を見据えて、都市インフラの老朽化への対応や、経済のグローバル化への対応、自然災害・環境・エネルギー問題への対応、多様な主体の連携など、持続可能な社会を構築する上で、重要なポイントとなる年次

⇒主に、3-1「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」(P4)に対応した年次及びポイント

「最幸のまち かわさき」の実現に向けて
重要なポイントとなる年次と視点

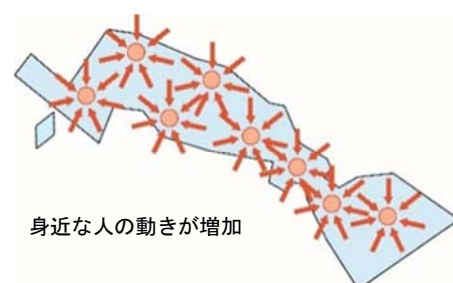
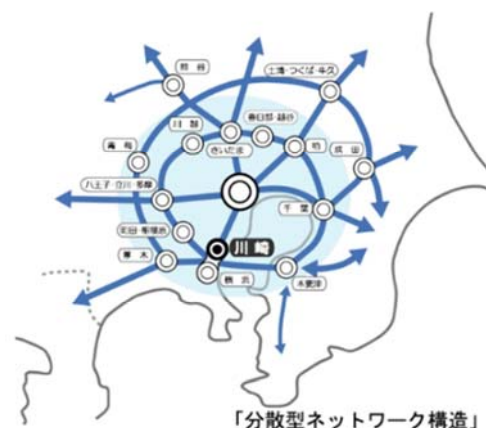


5 都市構造と交通体系の考え方

(1) 背景と現状

本市はこれまで、近隣都市と適切に役割を分担しながら、「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを推進してきました。特に、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中により、広域拠点を中心に都市拠点整備を推進してきており、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を進めるとともに、民間活力を活かした市街地再開発事業等の推進により、さまざまな都市機能の集積が図られています。

今後の超高齢社会の到来等を見据えた都市構造及び交通体系を考えると、住まいを起点とした、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性が、これまで以上に高まることが予想されることから、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識した取組をあわせて進めることが必要です。



(2) 今後の方向性

**魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進と
身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくりに取り組みます
～広域調和・地域連携型の都市構造を引き続きめざします～**

首都圏機能の強化、まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきたストックや、地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等により、『魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり』を引き続き推進するなど、持続可能なまちづくりの更なる推進に取り組みます。

また、市民の身近な日常生活は、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道路線に沿ったエリアで展開しています。

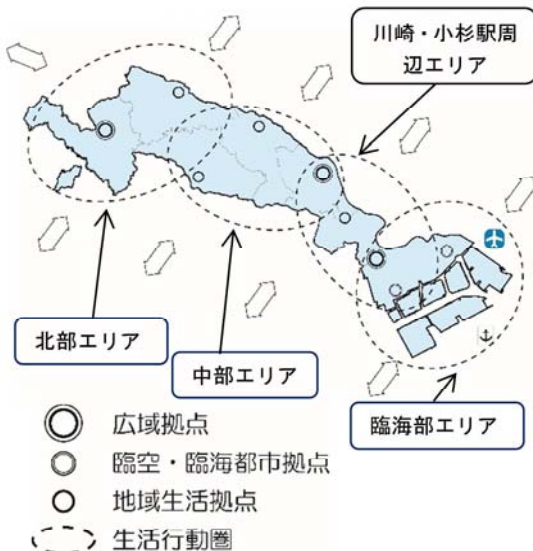
このような市民の行動圏域を意識するとともに、今後の少子・高齢化に伴う社会的要請を見据え、地域課題にきめ細やかに対応するため、「地域生活拠点」等のまちづくりをはじめとした、『身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくり』を推進します。あわせて、広域的な交通網・市域の交通網・身近な交通環境などの整備を進め、持続可能なまちづくりに向けた、効率的・効果的な交通体系の構築を推進します。

●魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます

市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況や地域の特性などから、鉄道沿線を中心に展開しており、臨海部エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの概ね4つに大別することができます。

これらの市民の行動や産業経済活動の動向等を踏まえて、近隣都市拠点と役割や機能を適切に分担・補完しながら、都市拠点整備を推進するとともに、近隣都市との連携や首都圏の都市機能を支える交通ネットワークの強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます。

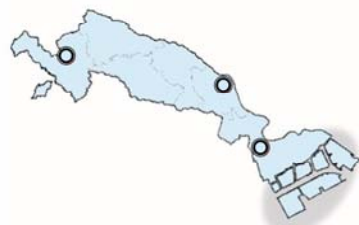
■都市構造イメージ図



a 広域拠点の整備

グローバル化が急速に進展する中で、首都圏の好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かした拠点整備や時代の変化に応じた都市機能の集積や更新を進めることで、都市の活力を高め持続可能なまちづくりを推進します。

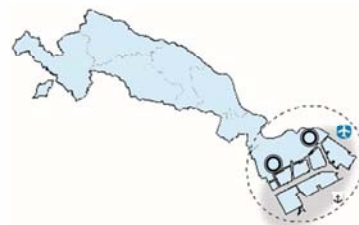
■広域拠点位置図



b.臨空・臨海都市拠点の整備

臨海部は、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルがあります。これらを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化や、研究開発機能、環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積・創出、陸海空の交通結節機能を活かした物流拠点形成、これまで培った環境技術を活かした国際貢献などが進められています。今後も臨海部の持続的な発展を促すため、こうした取組を引き続き推進するとともに、土地利用の誘導やこれらを支える都市基盤整備を進め、我が国の経済を牽引する活力ある臨空・臨海都市拠点の形成を進めます。

■臨空・臨海都市拠点位置図



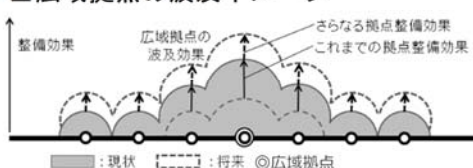
- 広域拠点**:川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区
- 臨空・臨海都市拠点**:川崎殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域
- 地域生活拠点**:新川崎・鹿島田駅、溝口駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼・宮前平駅周辺地区

●身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちづくりを推進します

市民生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などによる地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心とした概ね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線に展開する「生活行動圏」によって構成されています。

生活行動圏である4つのエリアでは、その核となる広域拠点等の重点的整備により、商品販売額の増加や地価の上昇など、まちづくりによる大きな効果が見られ、その効果が拠点駅周辺の身近な駅周辺にも波及しつつあります。この状況を捉え、さまざまな波及効果を効率的かつ効果的に広げるため、それぞれの特性を活かしたまちづくりが大切となっています。

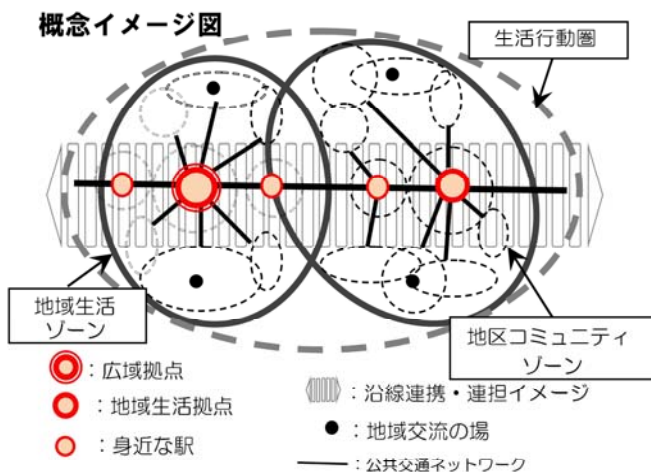
■広域拠点の波及イメージ



■沿線地域の連担による波及イメージ



このような波及効果や地域の成り立ちを踏まえつつ、超高齢社会の到来を見据え、地域のニーズにきめ細やかに対応するため、『誰もが安心して暮らせる住まいと住まい方の充実』や『地域生活拠点及び交通利便性の高い身近な駅周辺などのまちづくり』を推進します。あわせて、地域生活ゾーン内や隣接する地域生活ゾーンの相互の連携を促すため、公共交通を主体とした駅へのアクセス向上等の『将来にわたる市民の暮らしを支える交通ネットワークなどの強化』に取り組みます。これらにより、地域生活ゾーンの更なる自立と連携強化や沿線等の地域の相互連携を促進し、鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の向上を図り、身近な地域が連携するまちづくりを進めます。

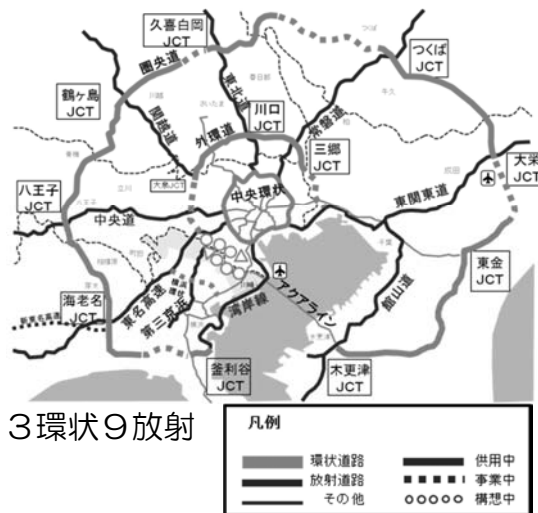


●持続可能なまちづくりに向け効率的、効果的な交通体系の構築を推進します

a 広域的な交通網の整備

首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網が、本市の骨格として都市の形成を支えていることから、これらの既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏にふさわしい交通網の形成を進めます。

さらに、本市の新たな飛躍に向けた拠点形成や首都圏機能の強化を図るため、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化などを進めます。



3環状9放射

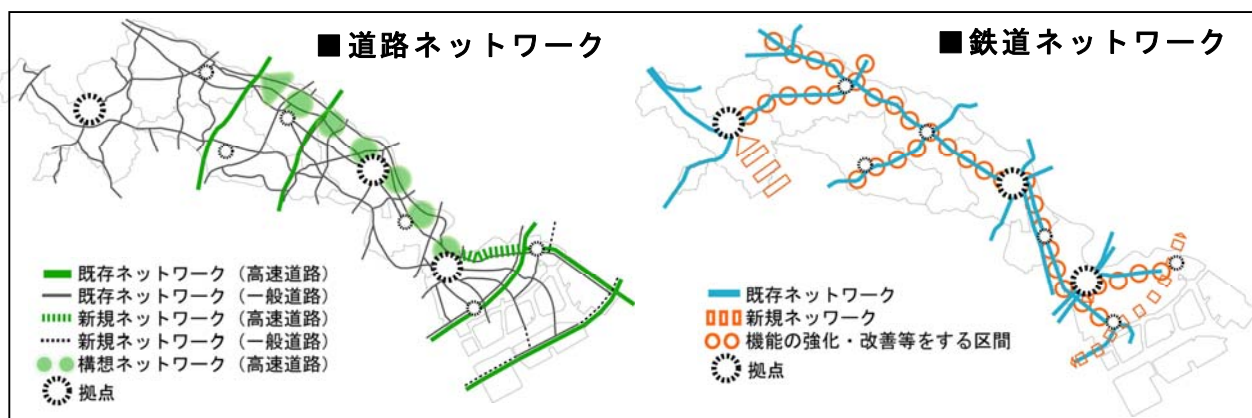
b 市域の交通網の整備

慢性的な渋滞は大きな経済損失を招き、環境や交通安全、路線バスの運行など、市民生活にさまざまな影響を与えています。このことから、広域的な鉄道・道路網と一体となったまちづくりや地域交通を支える機能的な市域の交通網を形成するため、幹線道路等の整備を推進するとともに、駅との交通結節機能の強化や交差点改良を展開するなど、早期に効果が発現する取組を推進します。

c 身近な交通環境の整備

超高齢社会の到来を見据えて、身近な交通の一層の充実を図るため、誰もが安全、安心、快適に移動できる交通環境の整備を推進します。

市民生活を支えるバス等の公共交通は、駅を中心に利便性の向上や機能強化を図ることで、効果的な利用促進を図ります。駅へのアクセス向上は、路線バスを基本とし、バス事業者と連携した取組を推進するとともに、地域住民が主体となったコミュニティ交通の取組を支援するなど、持続可能な交通環境の整備に向けて、地域の特性やニーズに応じた取組を推進します。



6 計画の推進に向けた考え方

新たな総合計画は、少子高齢化の進展などの社会経済状況の変化を踏まえ、次のような視点に基づいて推進します。

(1) 少子高齢化などの人口構成の変化への対応

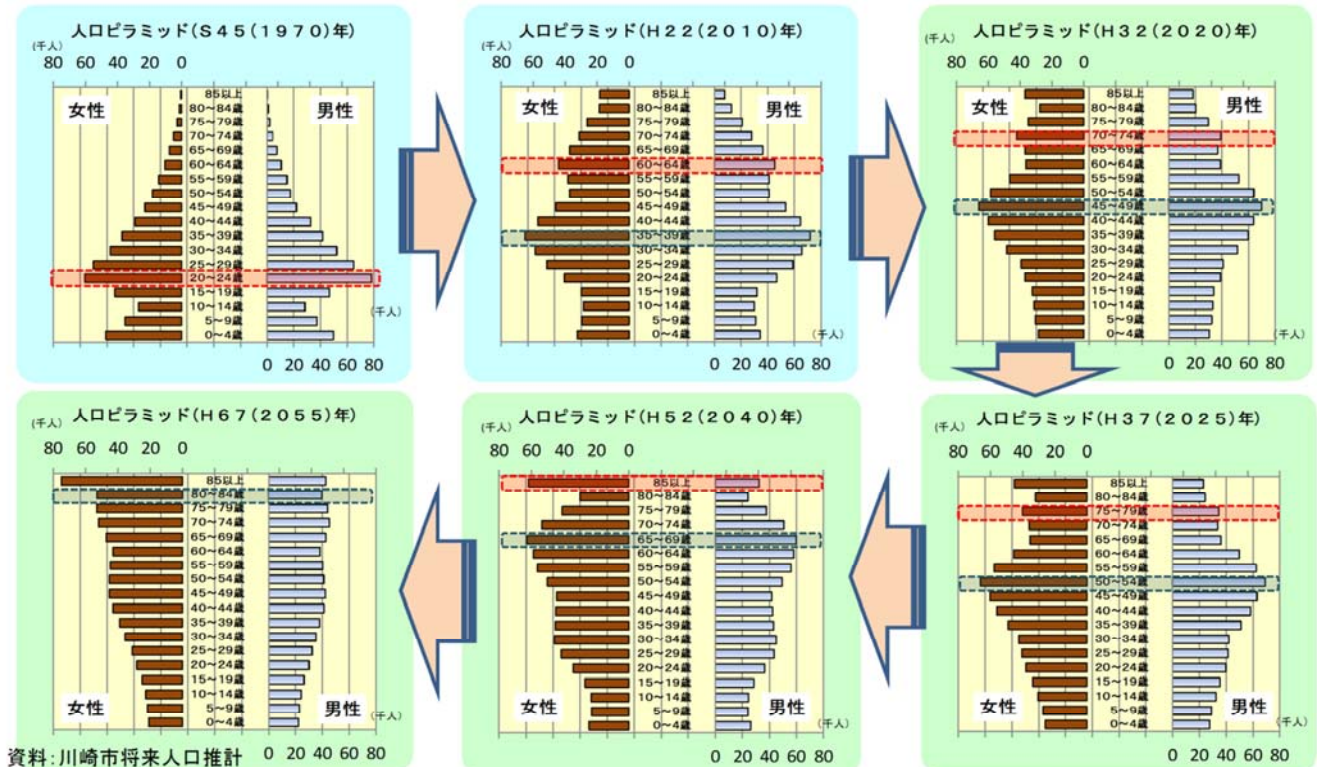
本市の人口構成は、平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超えるなど、高齢者が急速に増加する一方で、子育て世代の減少や、出生数の低下などにより、大きく変化することが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されています。

こうした中で、都市の活力を維持していくために、子育て支援や、次代を担う子ども・若者の育成、元気な高齢者が社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通じた生きがいづくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりを進めていきます。

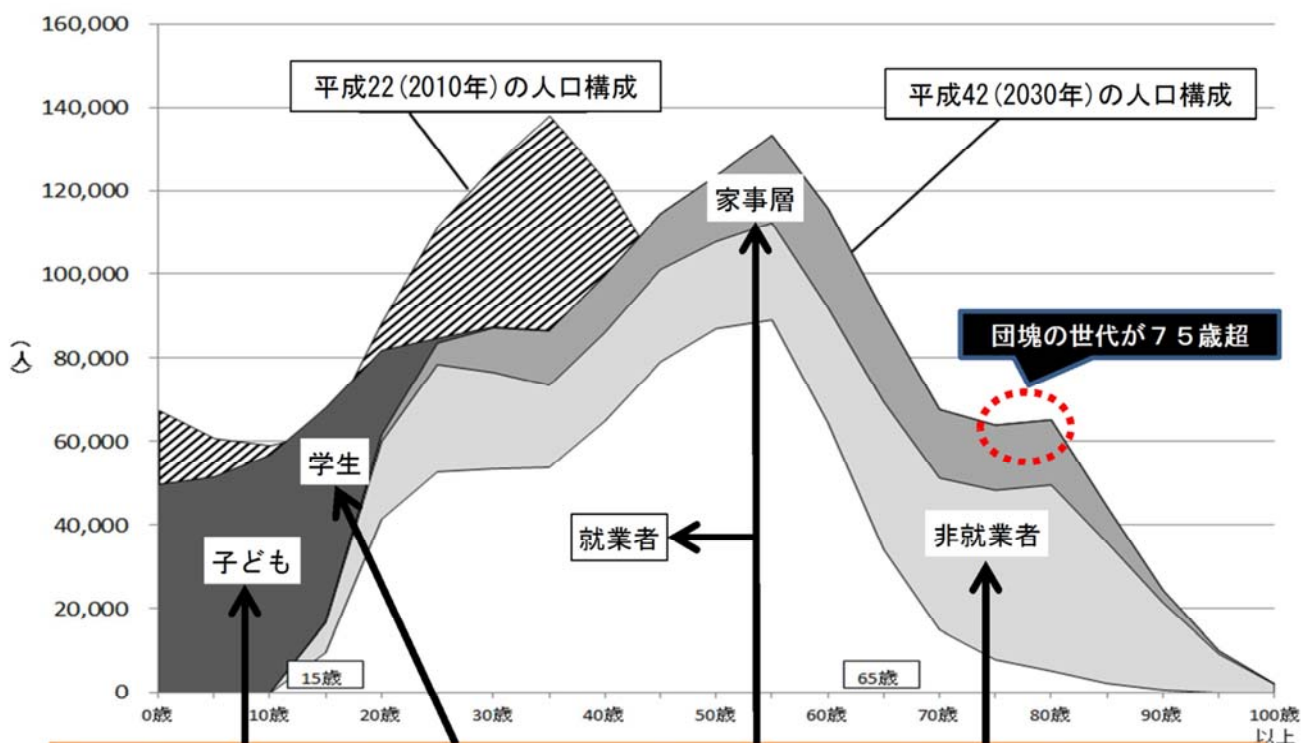
〔図表2-1〕

人口構成の変化

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年と、団塊ジュニアが75歳以上となる平成52(2040)年の2度の大きな人口構成の変化が予測されている。



〔少子高齢化などの人口構成の変化への対応のイメージ〕



取組例	●待機児童の解消	※	●待機児童の解消(再掲)	●健康寿命の延伸
	●児童の発達支援	●校舎等の整備	●中学校完全給食の実施	●地域包括ケアシステムの構築
ねらい	●要支援児童への対応	●学力の向上	●小児医療費助成の拡充	
		●地域の寺子屋		
	切れ目のない子育て支援	次代を担う子ども・若者の育成	女性の活躍支援 定住人口の確保	シニアパワーの発揮 (高齢非就業者 22万人) (高齢家事層 8万人)
	多世代交流、生きがい・健康づくり、まちづくり			

※改築から再生整備へのシフト、施設規模の最適化の検討

2030年の状況	出生数 1.1万人	子育て世代 39万人 (主に30~40代)	就業者 66万人 (43.4%)	高齢者 37万人 (24.2%) ※うち75歳以上 21万人 (13.8%)
	出生数 4千人減少	子育て世代 10万人減少	就業者 2万人増加 (割合は低下)	高齢者 13万人増加 うち75歳以上 10万人増加

2010年	出生数 1.5万人 (出生率 1.32%)	子育て世代 49万人 (主に30~40代)	就業者 64万人 (44.8%)	高齢者 24万人 (16.8%) ※うち75歳以上 11万人 (7.4%)

(2) 多様な主体との協働・連携

少子高齢化の進展や経済のグローバル化、人間関係の希薄化などを背景として、地域の課題はますます複雑化・多様化しています。一方で、地域で活動する住民団体やNPO、CSRに取り組む企業や地域貢献活動を行う大学など、地域の多彩な資源をまちづくりに活かしていくことが、ますます重要となっています。さまざまな地域課題の解決に向けて、多様な主体を地域でコーディネートする取組や、地域人材の発掘・育成、市民の意識啓発など、協働・連携によるまちづくりを進めます。

(3) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化

① 大都市制度改革の推進

首都圏域の中心的な役割を担う本市は、犯罪捜査などに係る警察事務などの真に広域的なものを除き、市域のさまざまな課題について、一元的・総合的な事務・権限を担うことにより解決に導くことが、大都市としてあるべき姿と考えます。

一方で、医療・介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政にかかる経費の著しい増加、老朽化等に伴うインフラの整備などの大都市特有の行財政需要に対し、税制上の措置は不十分となっています。

そのため、市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、新たな大都市制度の創設に向けた取組を推進します。

② 区役所機能の強化

区役所は、地域が抱える課題を市民の参加と協働により解決する拠点として機能を拡充してきました。身近な市民サービスを市民により近い区役所で提供することを基本としながら、市民が地域で安心して暮らすために必要な、多様な主体の連携をコーディネートする機能の充実など、区役所機能をさらに強化します。

③ 自治体間連携の推進

防災、環境問題などの本市だけでは解決できない広域的な課題や、少子高齢化の進展などに伴う市域を越えたさまざまな課題の解決をはじめ、それぞれの自治体が、お互いの強みと地域資源を活かして発展していくために、柔軟かつ効果的に取り組むことが今後さらに重要となっています。そのため、近隣都市や、相互に強みを活かせる都市と積極的な連携を図り、地域課題の解決や地域活力の醸成などを進めます。

(4) 「持続可能な最幸のまち」の実現に向けた経営資源の確保

社会経済状況の変化により多様化・増大化する市民ニーズに対応して、新たな総合計画を着実に推進するとともに、市民満足度の高い市役所を構築するため、必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の確保に向けて、次の基本的な理念と姿勢に基づく行財政改革を推進します。

① 基本理念

●市民サービスの「質的改革」の推進

市民サービスを持続的に提供していくためには、社会経済状況の変化や、市民意識の的確な把握も含め、地域の課題をしっかりと捉えることが大変重要です。これらを踏まえて、事業の優先度を見極め、当初目的の薄れたものの見直しや、世代間の受益と負担を考慮したサービスの再構築などを行います。

また、これからの市民サービスの提供にあたっては、地域の多様な主体と協働・連携することが不可欠です。そのため、市民に身近な区役所の果たすべき役割を踏まえて、最適なサービス提供主体を選択するとともに、ICT（情報通信技術）の利活用による利便性の向上を図りながら、真に必要とする人に、より質の高い持続可能なサービスを提供します。

●市役所内部の「質的改革」の推進

市民満足度の向上のためには、職員の能力を最大限に引き出すことが重要です。そのため、日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成や、豊富な発想力と改革意識、さらには、地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力を兼ね備えた職員の育成を行うとともに、働きやすく、働きがいのある環境づくりを進め、市役所組織や職員の質の向上を図ります。

●効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

効率的・効果的に行財政運営を進めていくためには、市民に市の財政状況や、さまざまな取組について理解していただくことが不可欠であることから、市民との積極的な情報共有を図っていきます。

また、簡素で効率的・効果的な組織の整備を図るとともに、財政状況を踏まえた中長期的な視点で、施設の長寿命化や、公共建築物総量の管理、保有財産の有効活用などに取り組むことにより、「持続可能な最幸のまちかわさき」を実現します。

② 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）

職員一人ひとりが、コスト意識や危機意識を持ち、日々の業務改善に努

めることにより、市民サービスの最前線である現場を起点に、「すべては市民のために」をスローガンとした、「だれもが」・「どこでも」・「できることから」の「3D改革」を推進します。

(5) 今後の財政運営の基本的な考え方

①本市を取り巻く財政状況

本市の市税収入は、人口の増加などによる納税者数の増加、景気回復による所得の増加などにより堅調に推移し、近年は増加傾向にあります。

一方、生活保護世帯数の増加や待機児童対策の推進等により扶助費（社会保障制度の一環として、市民生活の維持・安定のために現金などを給付する経費）は年々増加し、平成 27(2015)年度には歳出予算の4分の1を超える 25.5%に達しています。また、公債費は、これまでの公共施設の整備などに活用した市債の償還のため、毎年度 700 億円を超える規模で推移しています。

こうした状況から、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は、その歳出予算に占める割合が平成 22(2010)年度に 50%を超えて、平成 27(2015)年度には 52.7%に達しており、財政の硬直化が一層進んでいる状況です。

〔図表 2-2〕

市税収入の推移

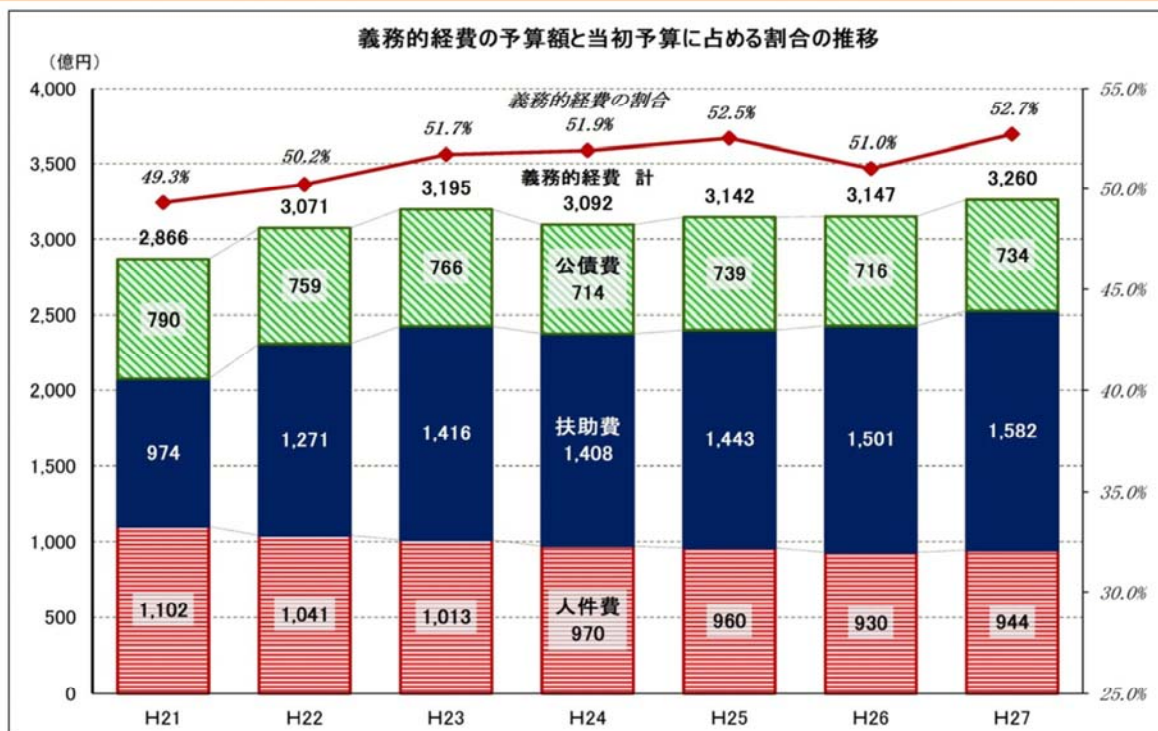
市税収入については、人口増等を背景として、増加傾向となっている。



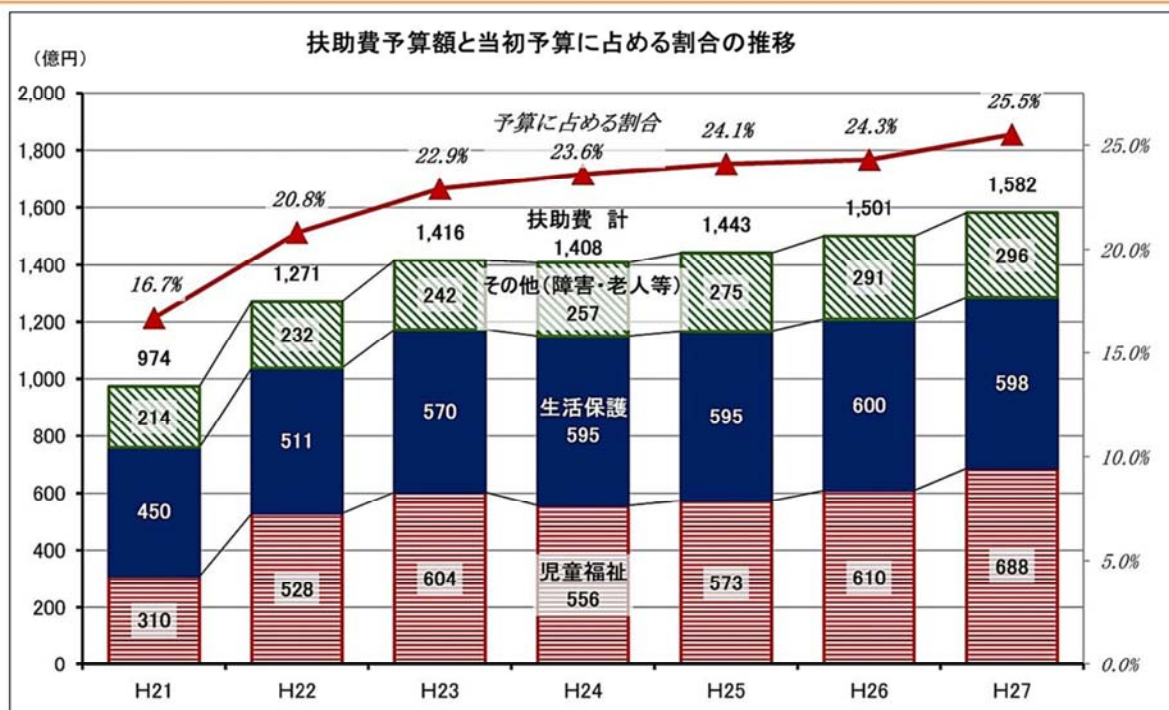
〔図表2-3〕

義務的経費の推移等

義務的経費は年々増加し、歳出予算の50%を超えて財政の硬直化が一層進んでいる。



扶助費は、平成27年度には歳出予算の4分の1を超え、25.5%に達している。



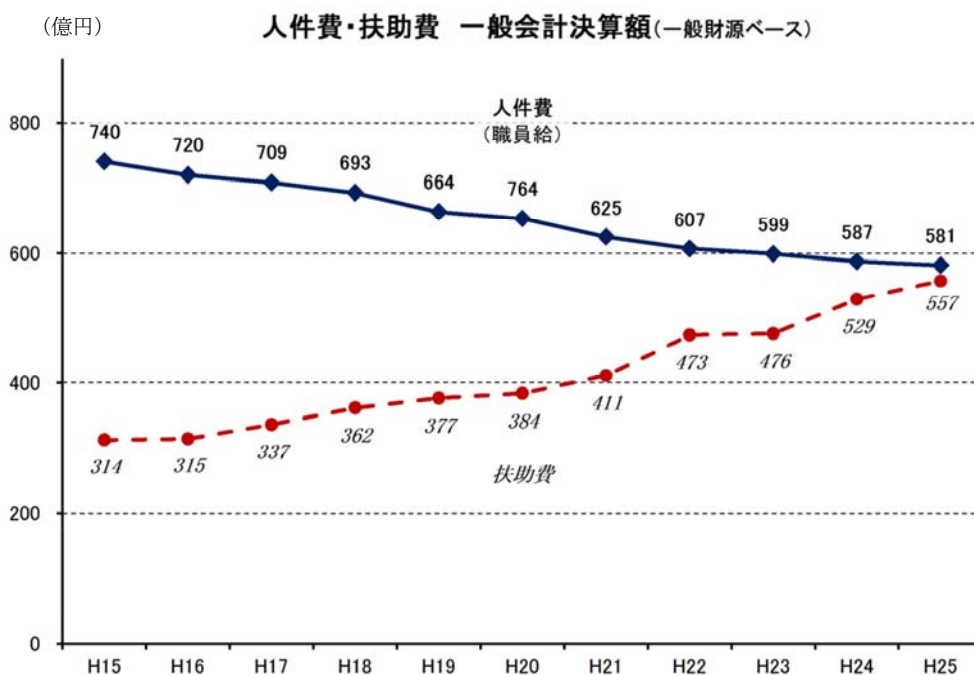
②これまでの行財政改革の取組

厳しい財政状況が続く中で、本市では平成14(2002)年度から、4次にわたる行財政改革プランに基づいて、「民間でできることは民間で」を基本原則とした業務の委託化や、公の施設における指定管理者制度の導入等の改革を進め、職員数削減に取り組んできましたが、一方で、年々増加している扶助費により、職員削減による財政的効果は、相殺されている状況となっています。

〔図表2-4〕

人件費・扶助費の推移

職員の削減による財政的効果は、扶助費の増加で相殺されている。



③今後の収支見通し

行財政改革の取組を引き続き進めながらも、その財政的効果が限定的となる中で、平成 24(2012)・25(2013)年度決算では、待機児童の解消をはじめとした社会保障施策の充実などに切れ目なく取り組むため、臨時的な措置として、減債基金（将来の市債償還のための財源を確保し、財政の健全な運営に資するために積み立てている基金）から、合計で 94 億円の新規借入を行いました。

また、平成 26(2014)・27(2015)年度においても、市税や地方消費税交付金が増加するものの、地方交付税（税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもの）及び臨時財政対策債（地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する市債）の減少などにより歳入全体が増加しない中で、これまで計画的に進めてきた施策に時機を逸することなくしっかりと取り組むため、減債基金からの新規借入を行い対応することとしました。

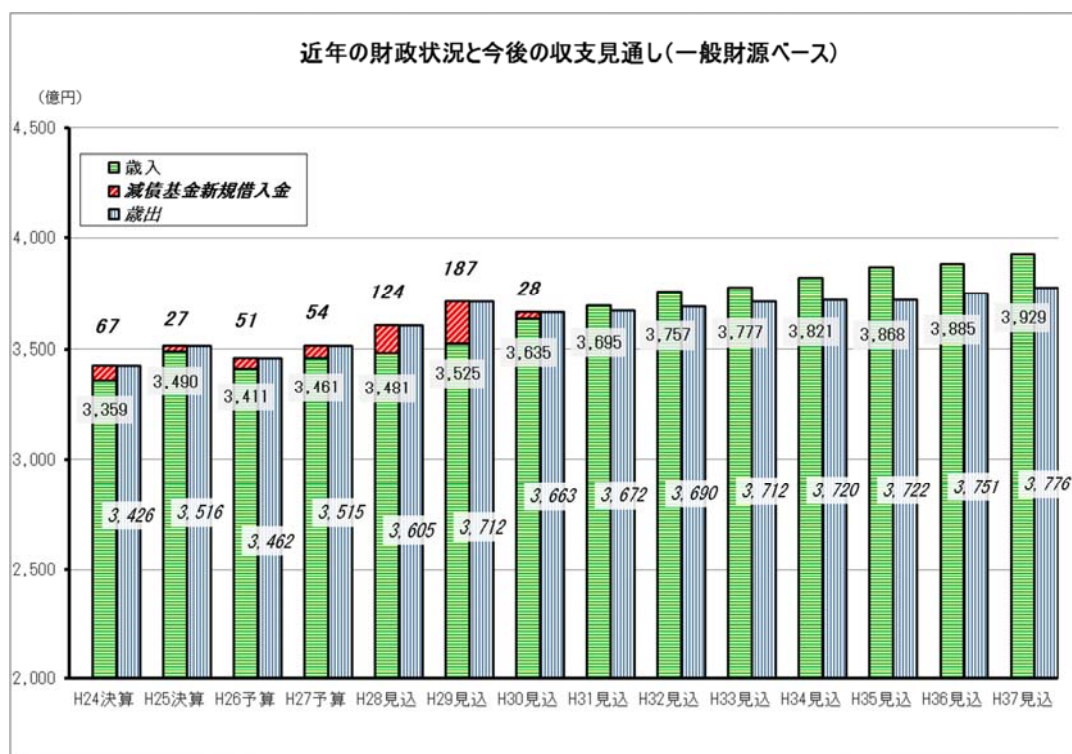
今後も、経済成長に伴う市税等の増収が見込まれる一方で、社会保障関連経費の増加や大規模施設の整備などにより財政需要が増加するため、当面は減債基金の活用が必要となる見込みですが、平成 31(2019)年度以降は、大規模施設整備等にかかる経費が平年度並みになることなどから、収支不足が解消する見込みです（図表 2-5 「今後の財政収支推計（一般財源ベース）」参照）。

一方で、市税等の歳入は景気等の大きな影響を受ける上に、少子高齢化の更なる進展に伴い、引き続き社会保障関連経費の増加等が見込まれることから、これらの動向を注視しながら計画的に財政運営を行っていく必要があります。

〔図表 2-5〕

今後の財政収支推計(一般財源ベース)

平成28年度、29年度は歳入と歳出のギャップが膨らむが、平成31年度には収支不足が解消する見込みとなっている。



【平成 28(2016)～平成 37(2025)年度の試算条件】

平成 27(2015)年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しました。

- 1 歳入
 - ・市税等(市税・地方譲与税・県交付金)は、過去の推移や経済動向を勘案
 - ・地方消費税交付金は、平成 29(2017)年 4 月の消費税率 10%への引上げを前提
- 2 歳出

原則として、平成 27(2015)年度予算編成の時点で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上

 - ・管理的経費 平成 27(2015)年度予算と同額で算定
 - ・政策的経費 社会保障関連経費等について、これまでの推移や対象人口の推計等を基に算定
 - ・投資的経費 公共施設の維持補修、その他毎年度一定量を継続して確保する必要があるものは平成 27(2015)年度予算と同額で算定

※ 「新たな総合計画」や「行財政改革に関する計画」を踏まえた財政収支推計については、平成 28(2016)年度以降の取組を反映し、平成 28(2016)年 2 月に、財政的枠組(収支フレーム)として公表します。

④今後の持続可能な財政運営に向けて

「最幸のまち かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるために、厳しい社会経済状況においても、多様化する課題への的確な対応など、必要な施策・事業の着実な推進と、財政の健全化による、持続可能な行財政基盤の構築の両立に向け、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

ア 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営業務における指定管理者制度、PPP、PFIなどによる民間活力の活用や事業の再構築などによって、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の最適化を図るとともに、交通・流通の利便性や先端産業・研究開発機関の集積などの、川崎の優れたポテンシャルを活かした取組などを通して、市内経済の活性化を図るなど、税財源の充実につながる取組を進めます。

イ 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

ウ 将来負担の抑制

若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、市債を適切に活用しながらも、市債残高を適正に管理するとともに、プライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払い以外の歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努めます。また、減債基金借入金についても、計画的に返済を行います。

エ 財政的枠組に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、あるべき中長期的な収支状況を示した財政的枠組（収支フレーム）に沿った財政運営を行います。

(6) 計画の進行管理

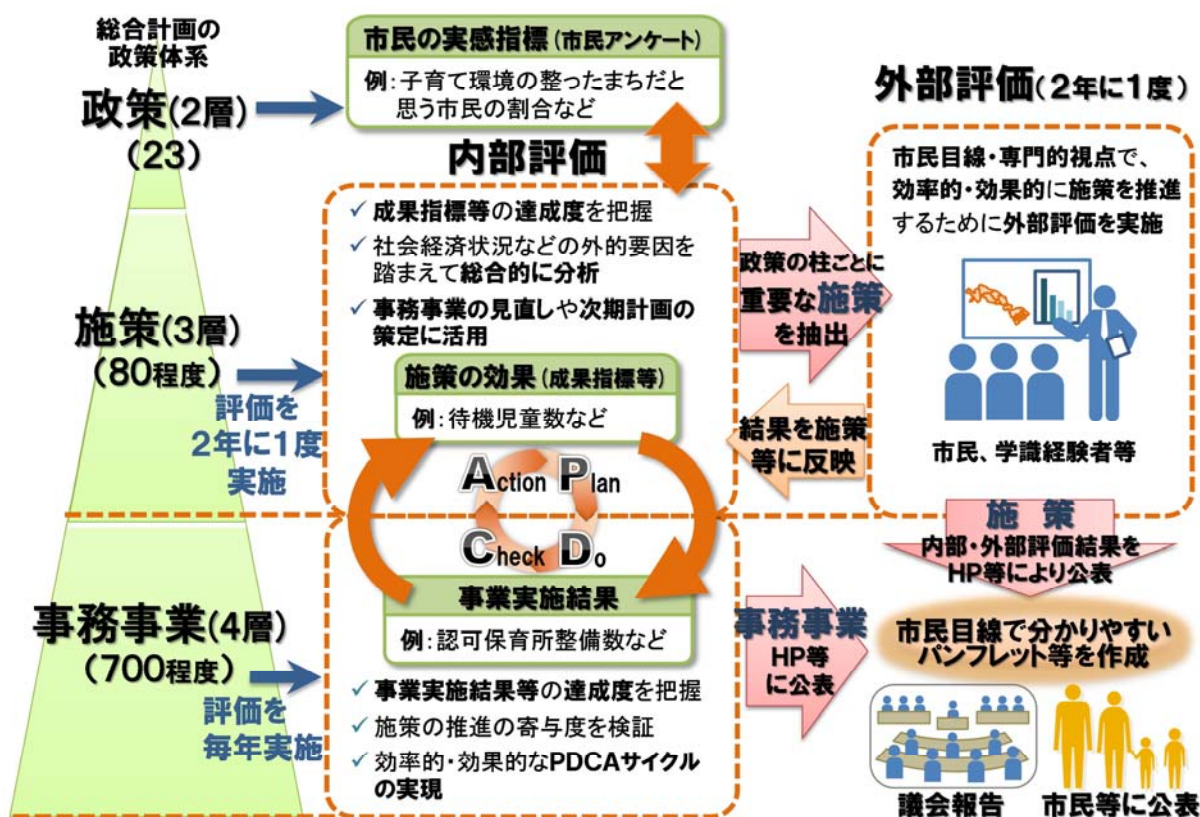
少子高齢化の急速な進展により、人口減少社会を迎える中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に求められています。

そのためには、新たな総合計画における目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCA サイクルがより一層効果的に機能する進行管理のしくみを構築することが必要です。

① 新たな総合計画における進行管理

総合計画では、成果に基づく取組を充実させながら、どのように市の取組を推進すれば、よりよい成果が得られるかなどについて、市民満足度の向上も踏まえて、内部・外部の視点により検証していくことで、よりよい進行管理を実施していきます。

〔新たな総合計画における進行管理の全体イメージ〕



【進行管理のポイント】

- ◇ 市民の実感に基づく指標や市の取組の効果を表す指標（成果指標）を設定し、新たな総合計画の達成状況等を、市民目線で分かりやすく示します。
- ◇ 指標を活用した評価を実施し、新たな総合計画における効率的・効果的な施策の推進につなげます。

ア 内部評価等

● 政策に関する効果の測定

市民の実感に基づく指標を設定し、市民目線による施策等の推進につなげます

政策体系のうち、市がめざすべきまちづくりの方向性や目的を示す「政策」に、市民の満足度等の市民の実感に基づく指標（市民の実感指標）を設定し、市の取組等の結果が市民満足度の向上に、どの程度反映されたかといった効果を測ることで、市民目線での施策等の推進につなげます。

● 施策に関する評価

市の取組の効果を表す指標を設定し、適切な事務事業の見直しなどを行います

政策を実現するための方策である「施策」に、市民生活がどう変わるのかなどの視点による目標（直接目標）と、その目標に基づく市の取組の効果を表す指標を効果的に設定し、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化することにより、適切な事務事業等の見直しや次期計画への着実な反映を図ります。

● 事務事業に関する評価

事業の必要性や効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います

施策を実現させるための具体的な手段である「事務事業」については、数値目標等を中心に、事業の実施結果の達成度を把握するとともに、施策全体の推進に寄与しているかを確認し、事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

イ 外部評価

市民目線・専門的視点で、効率的・効果的に施策を推進するための評価を実施します

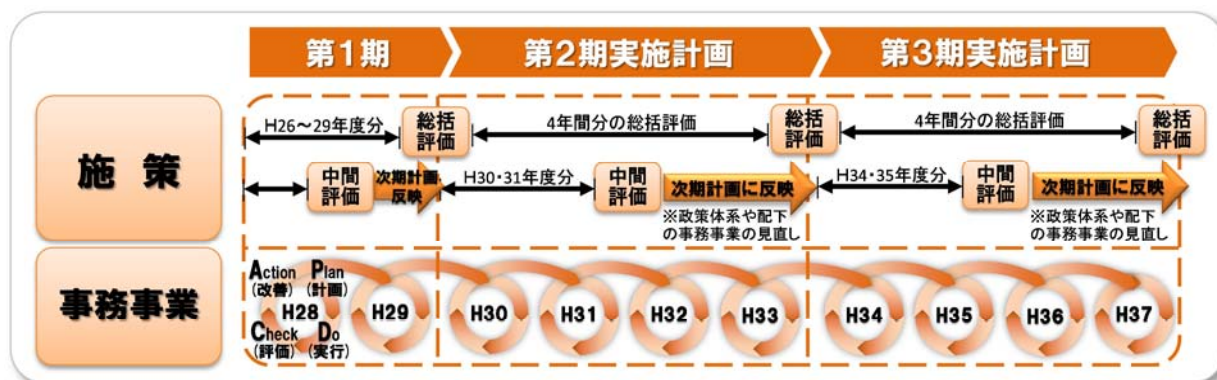
これまで実施してきた“内部評価結果の市民への分かりやすさ”を視点とする評価からさらに進め、有識者や市民の参画により市民目線・専門的視点で、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行うとともに、より効率的・効果的に施策を推進していくための評価を実施します。

② 評価スケジュール

施策の評価については、市の取組とその効果との関係を中期的な視点で検証し、効果的に次期計画や事務事業の見直しにつなげるため、概ね2年に一度実施します。

また、事務事業の評価については、着実な進行管理を行うために、毎年実施します。

〔評価スケジュールのイメージ〕



市民の実感指標について

● 目標設定の考え方

「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」(平成27(2015)年2月実施)の結果をもとに、市民の意識・評価の水準(現状)を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を想定した市民の実感を目標として設定します。

＜新たな総合計画策定に向けた市民アンケート＞ ※ 詳細結果は参考資料154・155ページ参照

川崎市民を対象とした郵送調査と全政令市の市民を対象としたWEB調査を実施し、設問は郵送・WEBともに同様の項目(他政令市は居住の市の状況)で設定。

- 郵送調査…本市の現状を示す値として活用
- WEB調査…政令市と本市を比較し、めざすべき目標値を設定するための参考値として活用

● 市民アンケートの活用

- ・ 市民アンケートを5段階の評価等(①そう思う②やや思う③どちらでもない④やや思わない⑤思わない等)で実施した結果を基に、郵送調査の積極的な回答の割合(①そう思う+②やや思う)を、本市の市民の意識・評価の現状の値として設定します。
- ・ 郵送調査の本市の結果とWEB調査の全政令指定都市の結果について、平均値や最高値との比較を行い、その差を参考に、市民の満足度を高める客観的な目標値を設定します。

● 目標の設定方法

◇ 全政令市の水準(平均値)と比較した目標の設定方法

本市と他都市の比較		目標の設定方法
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも高い	全政令市中 最高値	最高水準を維持する目標を設定 (現状以上 = 『最高水準を維持』)
	上記以外	他都市の最高値をめざした目標値を設定 (現状 + 最高値との差(1~10%))
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも低い	全政令市の平均値以上をめざした目標値を設定 (現状 + 全政令市との差(1~10%))	

● 市民の実感指標の例

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB調査結果を踏まえた目標値)
市が災害に強いまちづくりを進めていると思う市民の割合	15.6%	25%
市民アンケート(郵送・WEB調査)の設問	郵送調査の結果から、川崎市民の意識・評価の割合を現状の値として設定	WEB調査による全政令市の市民の意識・評価の割合と、郵送調査による本市の現状の割合との比較により、目標を設定(5%単位で設定)

基本構想・基本計画

・実施計画に掲げる

目標及び指標

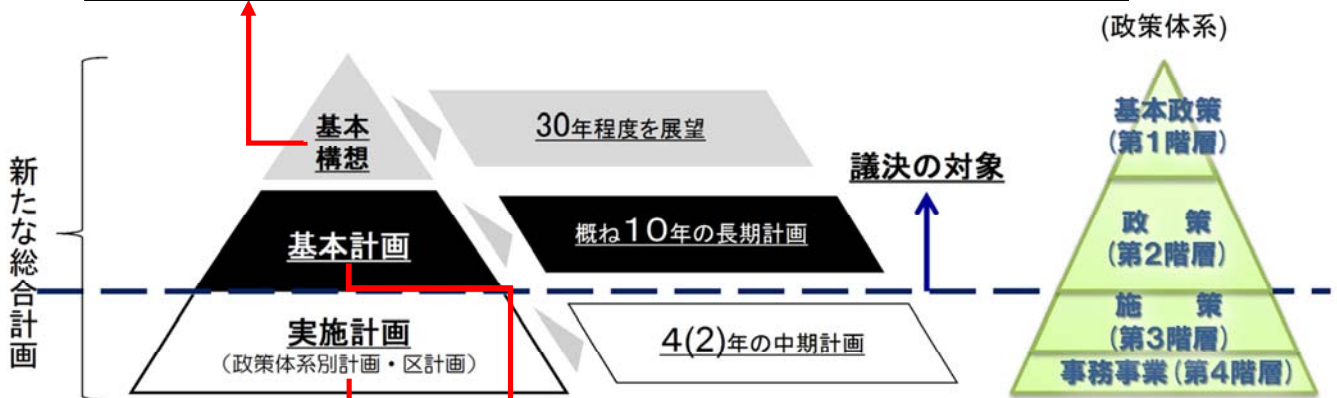
「基本構想（案）」と「基本計画（案）」は、議案として上程する予定ですが、この冊子では、「実施計画」でお示しする予定の目標や指標も含めて、分かりやすく一体のものとして、とりまとめています。

「基本構想（案）」に盛り込むべき内容については、 によって表示しており、「基本計画（案）」に盛り込むべき内容については、 によって表示しています。

また、「実施計画」は、「基本構想」の5つの基本政策及び、「基本計画」の23の政策に基づき、具体的な取組を定める「政策体系別計画」及び「区計画」で構成する予定（H28.3 策定予定）です。

この冊子では、「政策体系別計画」の主な施策の概要及び、「区計画」の概要もあわせて表示しています。

基本構想は今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、基本政策を明らかにするものです。



基本計画は、今後概ね 10 年間を対象として、基本構想に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及び、その方向性を明らかにするものです。

実施計画から、将来を見据えて重要な取組を抽出し、7 本程度の重点的な戦略としてとりまとめる予定（内容については、今後検討を進めます。）

1 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然や、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性などの特色を持つ、首都圏の大都市として存在感を増しています。

歴史を振り返ると、先人たちは、さまざまな苦難を乗り越えてきました。戦災や、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきたさまざまな困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

この挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、音楽や文化、スポーツなどに彩られた、利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少及び超高齢化という状況下においても成長が見込まれる、生命科学・医療技術、環境、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続けています。

その結果、市民が抱く川崎のイメージは、かつての「公害のまち」といったマイナスのイメージから、「住みやすく、活力にあふれたまち」といったプラスのイメージへと大きく変わってきています。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これは、政令指定都市の中では比較的市民の平均年齢が若い都市である川崎市においても、今後の30年程度を展望したときに避けて通れない課題となっています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や企業・研究機関・行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

2 めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、子どもたちの笑顔があふれ、元気な高齢者をはじめとした誰もが、多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、自助・共助（互助）・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。



守られて安全。
つながり合って安心。



1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

住み慣れたまちで、
生きられる幸せ。



まちを歩けば、
リフレッシュ!



世界に広がる
Made in KAWASAKI!

3 市民生活を豊かにする環境づくり

気づけば誰でも
エコライフ。



つながる便利。ひろがる快適。

未来のための「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住み

「川崎って、これからどうなるの?」そんな市民の皆さんの声にお応えして、川崎の未来をイラストで

2 子どもを安心して育てることのできる ふるさとづくり



子育ても、
まちぐるみなら安心!



頼りにされるという、
生きがい。

夢に向かって、
ひとつ飛び!

4 活力と魅力あふれる 力強い都市づくり



まちがステージ、
みんなが主役!

5 誰もが生きがいを持てる 市民自治の地域づくり



まちを好きな人が多いと、
まちは良くなる!

やすいまちにするために。

ご紹介。10年後も30年後も川崎がずっと暮らしやすいまちであるための、総合計画づくりが進んでいます!

3 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

〔政策体系〕

基本構想：第1階層（基本政策）

基本計画：第2階層（政策）

実施計画：第3階層（施策）

：第4階層（事務事業）

第1階層「基本政策」

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です

第2階層「政策」

1 災害から生命を守る

第3階層「施策」

- 1 災害・危機事象に備える対策の推進
- 2 地域の主体的な防災まちづくりの推進
- 3 まち全体の総合的な耐震化の推進
- 4 消防力の総合的な強化
- 5 安全、安心な暮らしを守る河川整備

2 安全に暮らせるまちをつくる

- 1 防犯対策の推進
- 2 交通安全対策の推進
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

3 水の安定した供給・循環を支える

- 1 安定給水の確保と安全性の向上
- 2 下水道による良好な循環機能の形成

4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

- 1 総合的なケアの推進
- 2 高齢者福祉サービスの充実
- 3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり
- 4 障害福祉サービスの充実
- 5 障害者の自立支援と社会参加の促進
- 6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備
- 7 生き生きと暮らす健康づくりの推進

5 確かな暮らしを支える

- 1 確かな安心を支える制度の運営
- 2 自立生活に向けた取組の推進

6 市民の健康を守る

- 1 医療供給体制の充実・強化
- 2 信頼される市立病院の運営
- 3 健康で快適な生活と環境の確保

第4階層「事務事業」

基本構想：第1階層（基本政策）

基本計画：第2階層（政策）

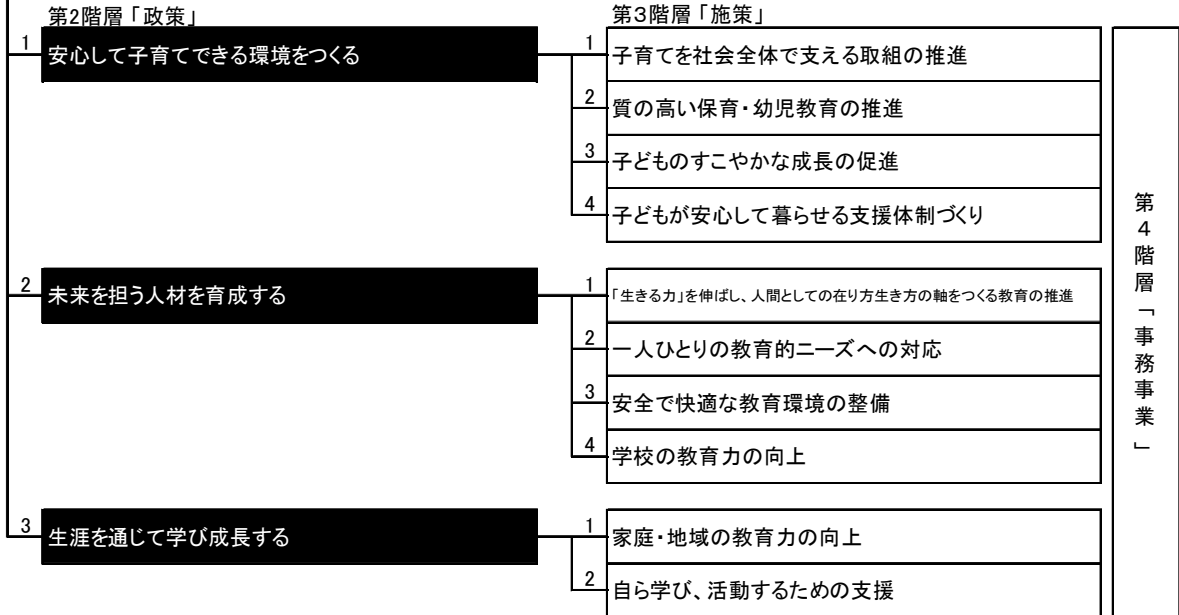
実施計画：第3階層（施策）

：第4階層（事務事業）

第1階層「基本政策」

2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です



基本構想:第1階層(基本政策)

基本計画:第2階層(政策)

実施計画:第3階層(施策)

:第4階層(事務事業)

第1階層「基本政策」

3 市民生活を豊かにする環境づくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です

第2階層「政策」

1 環境に配慮したしくみをつくる

2 地域環境を守る

3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

第3階層「施策」

1 地球環境の保全に向けた取組の推進

1 地域環境対策の推進

2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

1 協働の取組による緑の創出と育成

2 魅力ある公園緑地等の整備

3 多摩丘陵の保全

4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組

第4階層「事務事業」

第1階層「基本政策」

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です

第2階層「政策」	第3階層「施策」
1 川崎の発展を支える産業の振興	1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化 2 魅力と活力のある商業地域の形成 3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成 4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化
2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上	1 ベンチャー支援、起業・創業の促進 2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援 3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化 4 スマートシティの推進 5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上
3 生き生きと働き続けられる環境をつくる	1 就業と人材活用を推進するしくみづくり
4 臨海部を活性化する	1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備 2 広域連携による港湾物流拠点の形成 3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備
5 魅力ある都市拠点を整備する	1 魅力にあふれた広域拠点の形成 2 個性を活かした地域生活拠点等の整備
6 良好な都市環境の形成を推進する	1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進 2 地域の主体的なまちづくりの推進
7 総合的な交通体系を構築する	1 広域的な交通網の整備 2 市域の交通網の整備 3 身近な交通環境の整備 4 市バスの輸送サービスの充実
8 スポーツ・文化芸術を振興する	1 スポーツのまちづくりの推進 2 市民の文化芸術活動の振興 3 音楽や映像のまちづくりの推進
9 戦略的なシティプロモーション	1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成 2 川崎の特性を活かした観光の振興

第4階層「事務事業」

基本構想:第1階層(基本政策)

基本計画:第2階層(政策)

実施計画:第3階層(施策)

:第4階層(事務事業)

第1階層「基本政策」

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です

第2階層「政策」

1 参加と協働により市民自治を推進する

第3階層「施策」

1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

2 市民の主体的な活動の促進

3 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

4 便利で快適な区役所サービスの提供

5 区における地域課題への的確な対応

第4階層「事務事業」

2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり



**守られて安全。
つながり合って安心。**

自然災害への対策はもちろん、いざという時に助け合える「顔の見える関係」づくりをサポートします。

**住み慣れたまちで、
生きられる幸せ。**

超高齢社会でも、生き生きと安心して暮らし続けられるしくみをつくります。



未来のための「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

〔政策体系〕

基本構想：第1階層（基本政策）

基本計画：第2階層（政策）

実施計画：第3階層（施策）

：第4階層（事務事業）

第1階層「基本政策」

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です

第2階層「政策」

1 災害から生命を守る

第3階層「施策」

- 1 災害・危機事象に備える対策の推進
- 2 地域の主体的な防災まちづくりの推進
- 3 まち全体の総合的な耐震化の推進
- 4 消防力の総合的な強化
- 5 安全、安心な暮らしを守る河川整備

2 安全に暮らせるまちをつくる

- 1 防犯対策の推進
- 2 交通安全対策の推進
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

3 水の安定した供給・循環を支える

- 1 安定給水の確保と安全性の向上
- 2 下水道による良好な循環機能の形成

4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

- 1 総合的なケアの推進
- 2 高齢者福祉サービスの充実
- 3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり
- 4 障害福祉サービスの充実
- 5 障害者の自立支援と社会参加の促進
- 6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備
- 7 生き生きと暮らす健康づくりの推進

5 確かな暮らしを支える

- 1 確かな安心を支える制度の運営
- 2 自立生活に向けた取組の推進

6 市民の健康を守る

- 1 医療供給体制の充実・強化
- 2 信頼される市立病院の運営
- 3 健康で快適な生活と環境の確保

第4階層「事務事業」

基本政策 1

政策 1-1 災害から生命を守る

政策の方向性

□高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
災害に強いまちづくりを進めていると思う市民の割合	15.6%	25%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果 (全政令市)>
川崎市 17.3% (第15位) 平均値 **25.8%** 最高値 58.3% (神戸市)

全政令市の平均値をめざす
(全政令市平均値との差▲8.5%)

政策体系

政策 1-1

災害から生命を守る

施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進

施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進

施策 1-1-4 消防力の総合的な強化

施策 1-1-5 安全、安心な暮らしを守る河川整備

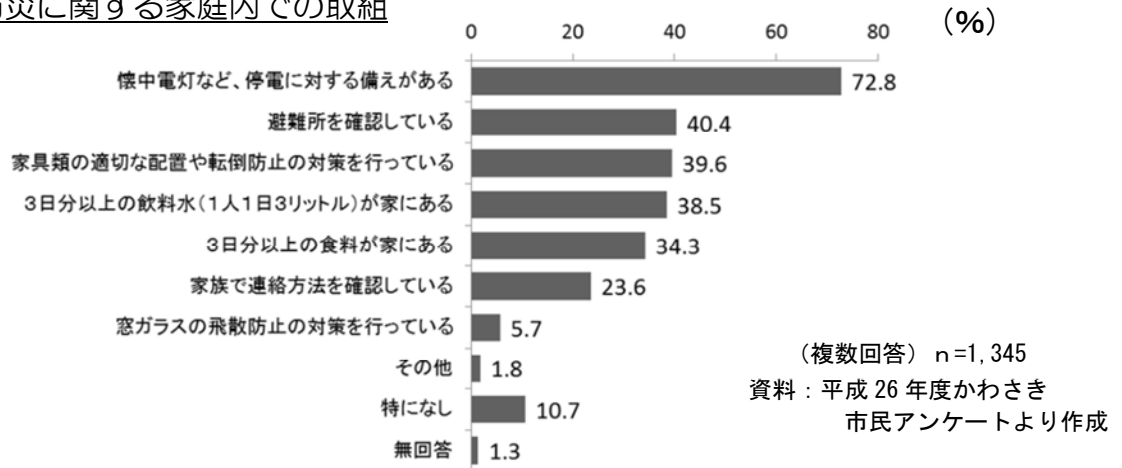
左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

直接目標	災害発生時の被害や生活への影響を減らす
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内備蓄や避難所の確認などを行っている人の割合 地域防災力の強化に向けた避難所運営会議等の実施状況
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 防災施設整備事業 地域防災推進事業 臨海部・津波防災対策事業

防災に関する家庭内での取組



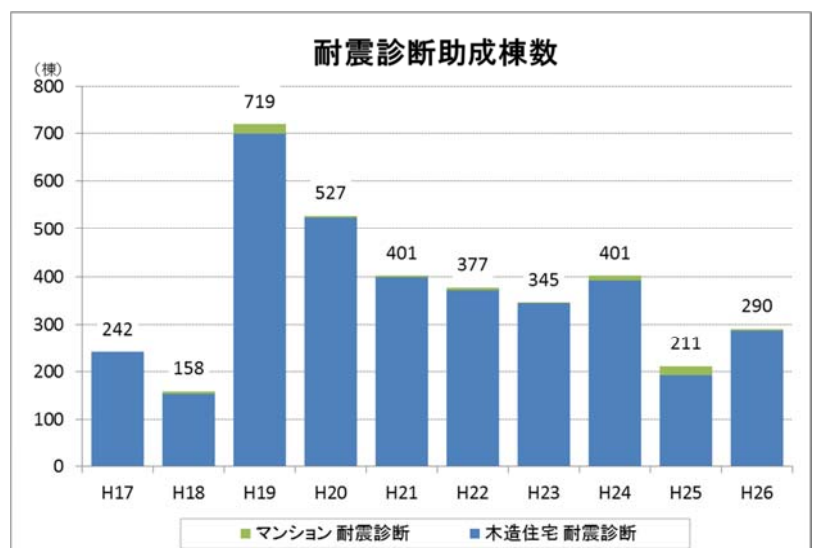
施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進

直接目標	地震発生時の建築物の倒壊による被害を減らす
成果指標の例	住宅の耐震化率
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 木造建築物耐震対策事業 民間マンション耐震対策事業

住宅の耐震化率

	H15	H20
住宅※	82.4%	86.5%

※住宅・土地統計調査(総務省統計局)より推計



資料：まちづくり局調べ

基本政策 1

政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策の方向性

□自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底やマナーの向上を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。

また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合	54.1%	54.1%以上
<small><目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)> 川崎市 56.9% (第1位) 平均値 50.9% 最高値 56.9% (川崎市)</small>		<small>全政令市の最高水準を維持 (全政令市最高値)</small>

政策体系

政策 1-2

安全に暮らせるまちをつくる

施策 1-2-1 防犯対策の推進

施策 1-2-2 交通安全対策の推進

施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

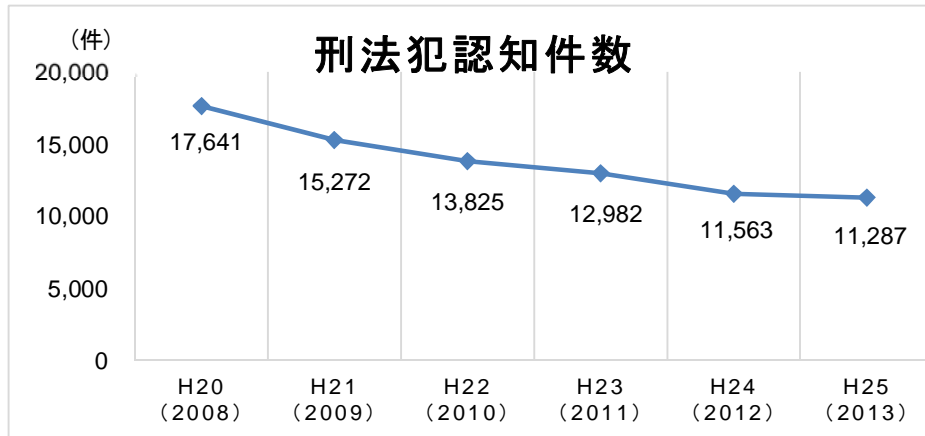
※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 1-2-1 防犯対策の推進

直接目標 市内で発生する犯罪を減らす

成果指標の例 ・ 刑法犯認知件数

主な事務事業 ・ 防犯対策事業



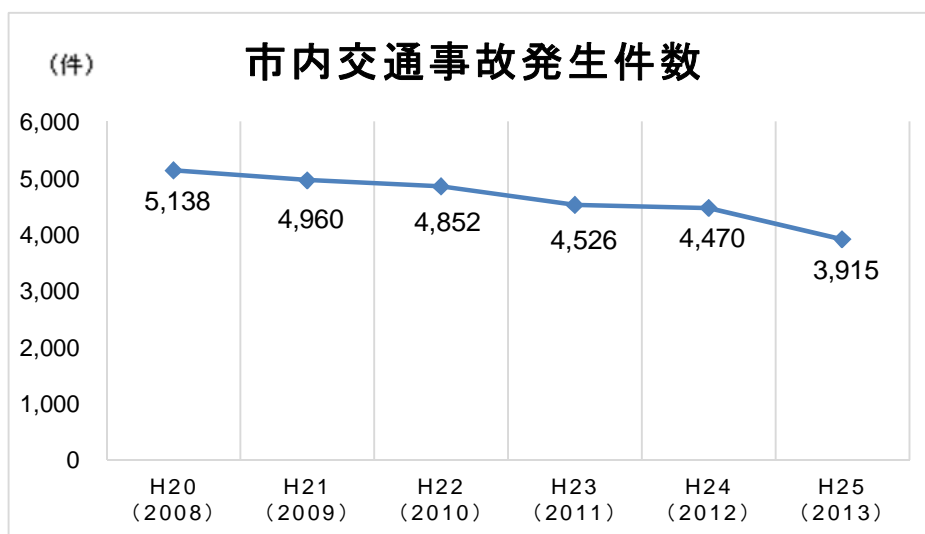
資料：神奈川県警公表資料
に基づく市民・こども局集計

施策 1-2-2 交通安全対策の推進

直接目標 市内の交通事故を減らす

成果指標の例 ・ 交通事故発生件数

主な事務事業 ・ 交通安全推進事業
・ 安全施設整備事業



資料：神奈川県警公表資料
に基づく市民・こども局集計

基本政策 1

政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える

政策の方向性

□水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るといった大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 <small>(郵送調査結果による基準値)</small>	目標 <small>(WEB 調査結果を踏まえた目標値)</small>
上下水道サービスについて満足している市民の割合	60.6%	65%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)>
川崎市 56.7% (第9位) 平均値 55.7% 最高値 68.1% (名古屋市)

→ 全政令市の最高水準をめざす
(全政令市最高値との差▲11.4%)

政策体系

政策 1-3

水の安定した供給・循環を支える

施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上

施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上

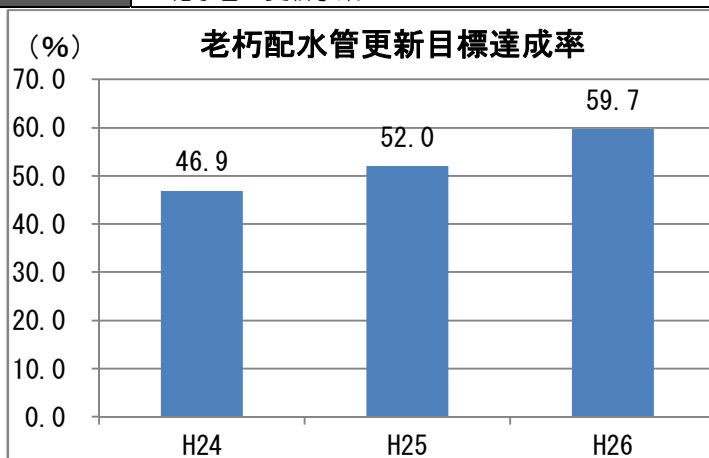
直接目標 安全でおいしい水を安定的に供給する

成果指標の例

- ・老朽配水管更新目標達成率
- ・災害時の確保水量（すべて飲料水として使用した場合：1人1日3リットルで計算）
- ・開設不要型応急給水拠点整備率

主な事務事業

- ・主要施設の更新・耐震化事業
- ・送・配水管の更新・耐震化事業
- ・給水管の更新事業



資料：上下水道局調べ

施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

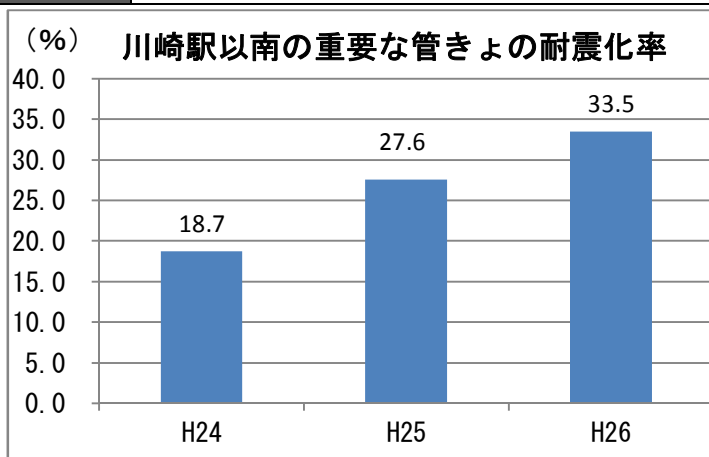
直接目標 地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す

成果指標の例

- ・重要な管きよの耐震化率（川崎駅以南）
- ・浸水対策実施率（平成26年度段階での重点化地区）
- ・合流改善率

主な事務事業

- ・下水道施設・管きよの地震対策事業
- ・浸水対策事業
- ・合流式下水道の改善事業



資料：上下水道局調べ

基本政策 1

政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

政策の方向性

□ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思う市民の割合	20.7%	25%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)>
川崎市 19.4% (第14位) 平均値 20.8% 最高値 29.3% (名古屋市)

全政令市の平均値をめざす
(全政令市平均値との差▲1.4%)

政策体系

政策 1-4

誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

- 施策 1-4-1 総合的なケアの推進
- 施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実
- 施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり
- 施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実
- 施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進
- 施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備
- 施策 1-4-7 生き生きと暮らす健康づくりの推進

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 1-4-1 総合的なケアの推進

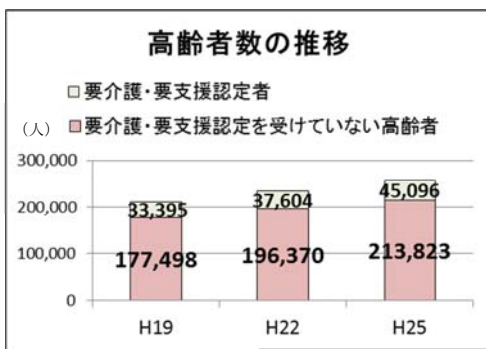
直接目標 多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる

成果指標の例

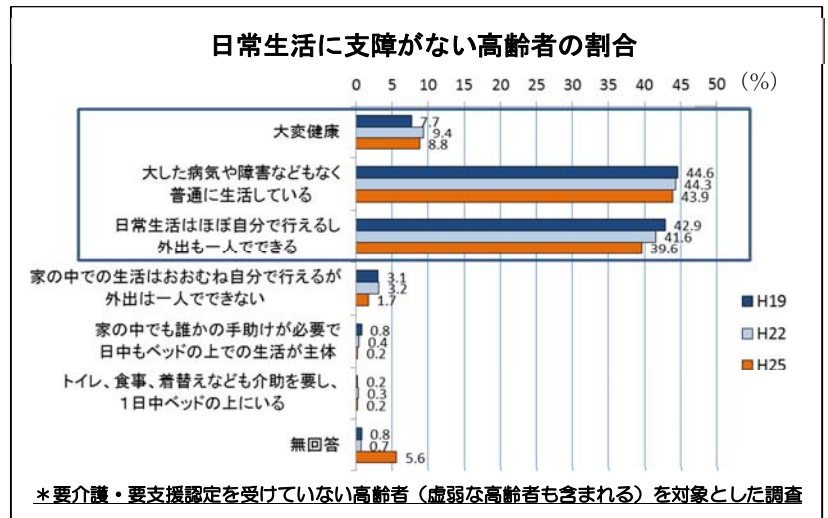
- ・日常生活に支障がない高齢者の割合
- ・介護予防の取組として「地域の活動に参加している人」の割合
- ・地域包括ケアシステムの考え方の理解度

主な事務事業

- ・地域包括ケアシステム推進事業
- ・介護予防事業
- ・認知症高齢者対策事業



資料：健康福祉局調べ



*要介護・要支援認定を受けていない高齢者（虚弱な高齢者も含まれる）を対象とした調査

資料：川崎市高齢者実態調査

施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実

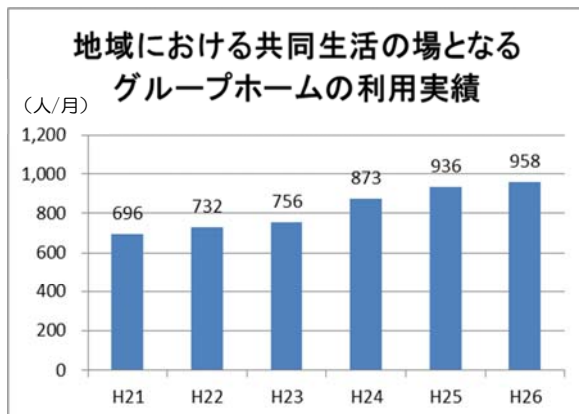
直接目標 障害児・者が生活しやすい環境をつくる

成果指標の例

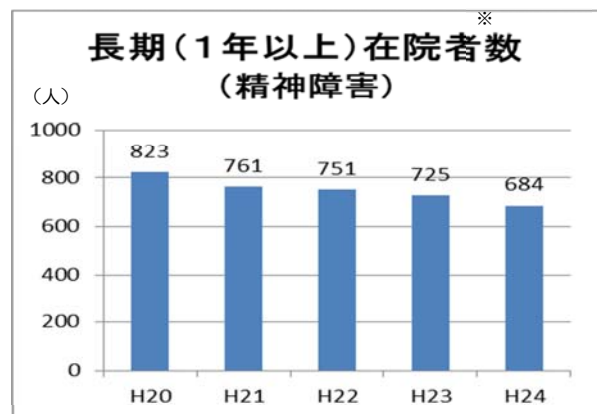
- ・地域における共同生活の場となるグループホームの利用実績
- ・長期（1年以上）在院者数（精神障害）
- ・日中活動系サービスの利用実績

主な事務事業

- ・障害福祉サービスの基盤整備事業
- ・障害者日常生活支援



資料：健康福祉局調べ



※市内病院に1年以上入院する精神障害者

資料：厚生労働省 精神保健福祉資料

基本政策 1

政策 1-5 確かな暮らしを支える

政策の方向性

□高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
社会保障制度に基づく市の取組が、病気、怪我、失業などによる市民の経済的な不安の軽減に役立っていると思う市民の割合	16.6%	20%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)>
川崎市 10.0% (第16位) 平均値 11.4% 最高値 17.7% (名古屋市)

全政令市の平均値をめざす
(全政令市平均値との差▲1.4%)

政策体系

政策 1-5

確かな暮らしを支える

施策 1-5-1 確かな安心を支える制度の運営

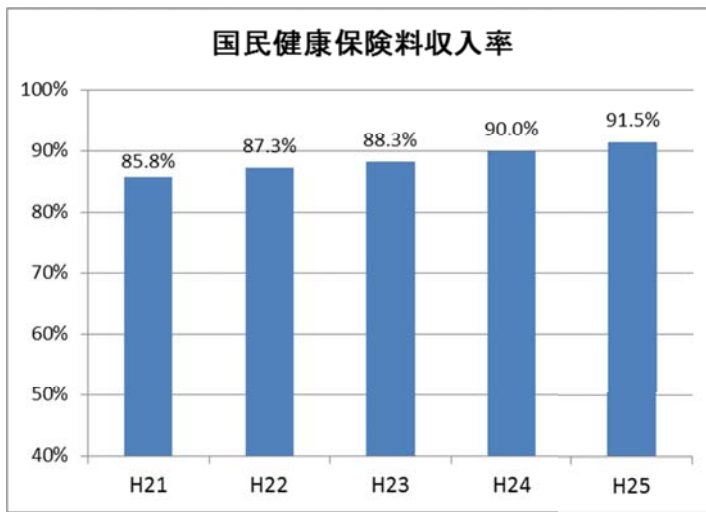
施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 1-5-1 確かな安心を支える制度の運営

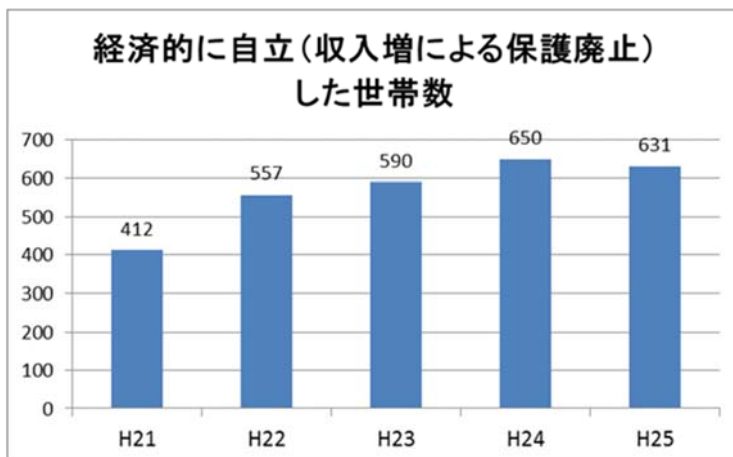
直接目標	医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料収入率 ・後期高齢者医療保険料収入率
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業 ・後期高齢者医療事業 ・障害者等医療費支給事業



資料：
健康福祉局調べ

施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

直接目標	最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯数 ・学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護自立支援対策事業 ・生活保護事業



資料：
川崎市社会福祉統計

基本政策 1

政策 1-6 市民の健康を守る

政策の方向性

□高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	53.8%	60%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)>
川崎市 48.3% (第18位) 平均値 **53.3%** 最高値 62.7% (名古屋市)

全政令市の平均値をめざす
(全政令市平均値との差▲5.0%)

政策体系

政策 1-6

市民の健康を守る

施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化

施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営

施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化

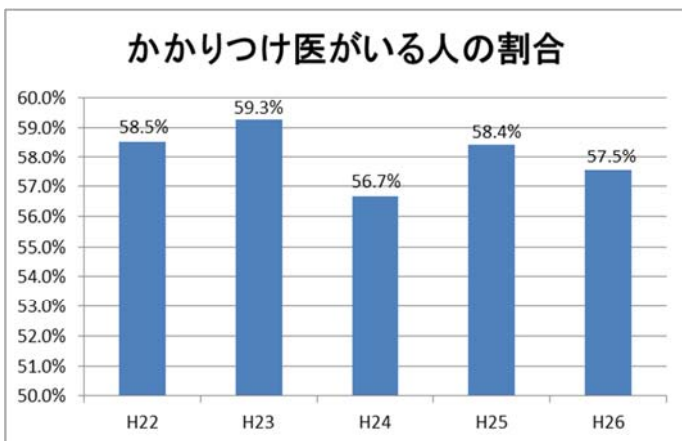
直接目標 いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える

成果指標の例

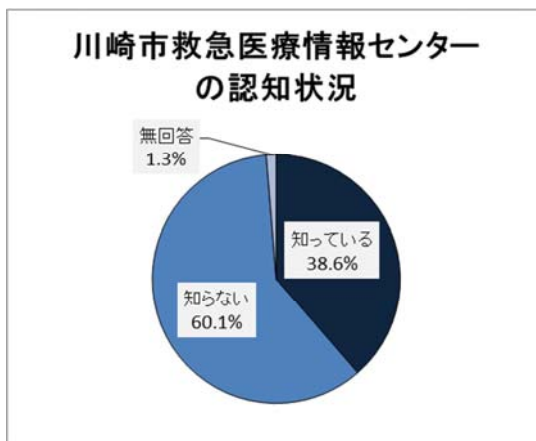
- ・かかりつけ医がいる人の割合（休日急患診療所患者統計）
- ・川崎 DMAT（災害医療派遣チーム）の隊員養成研修修了累計者数
- ・川崎市救急医療情報センターの認知状況

主な事務事業

- ・災害時医療救護対策事業
- ・救急医療体制確保対策事業
- ・医務・薬務事業



資料：休日急患診療所患者統計



資料：H22 市民アンケート

施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

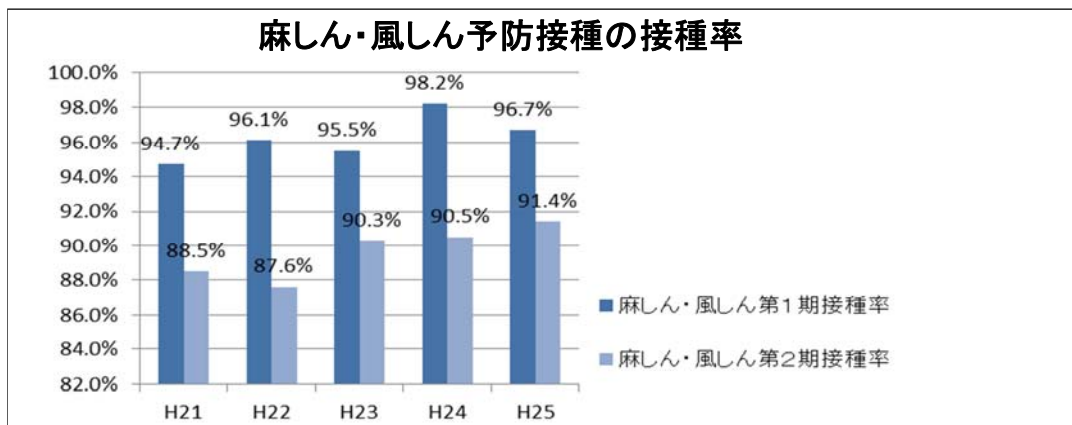
直接目標 感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える

成果指標の例

- ・麻しん・風しん予防接種の接種率
- ・感染症予防（手洗い・咳エチケット）の実施状況

主な事務事業

- ・食品安全推進事業
- ・予防接種事業
- ・感染源対策事業



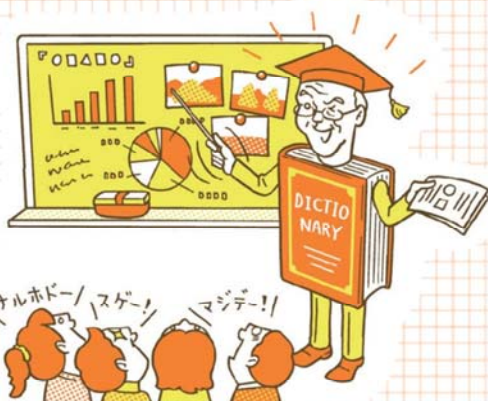
資料：健康福祉局調べ

子どもを安心して 育てることのできる ふるさとづくり



子育ても、まちぐるみなら安心!

「子育てするなら川崎!」と思ってもらえるような、安心して子育てできる環境づくりを進めます。



頼りにされるという、生きがい。

いつまでも学びたいという気持ちや生きがいを応援するためのネットワークをつくります。



夢に向かって、ひとつ飛び!

夢に向かって歩き出す、子どもたちの未来を拓く学びを応援します。

未来のたゆみの「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達に段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。

さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

〔政策体系〕

基本構想：第1階層（基本政策）

基本計画：第2階層（政策）

実施計画：第3階層（施策）

：第4階層（事務事業）

第1階層「基本政策」

2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です

第2階層「政策」

1 安心して子育てできる環境をつくる

第3階層「施策」

1 子育てを社会全体で支える取組の推進

2 質の高い保育・幼児教育の推進

3 子どものすこやかな成長の促進

4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

2 未来を担う人材を育成する

1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

3 安全で快適な教育環境の整備

4 学校の教育力の向上

3 生涯を通じて学び成長する

1 家庭・地域の教育力の向上

2 自ら学び、活動するための支援

第4階層「事務事業」

基本政策 2

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

政策の方向性

□本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 <small>(郵送調査結果による基準値)</small>	目標 <small>(WEB 調査結果を踏まえた目標値)</small>
子育て環境の整ったまちだと思う市民の割合	26.9%	35%
<small><目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)> 川崎市 24.1% 平均値 30.0% 最高値 38.6% (第19位) (名古屋市)</small>		<small>全政令市の平均値をめざす (全政令市平均値との差▲5.9%)</small>

政策体系

政策 2-1

安心して子育てできる環境をつくる

施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

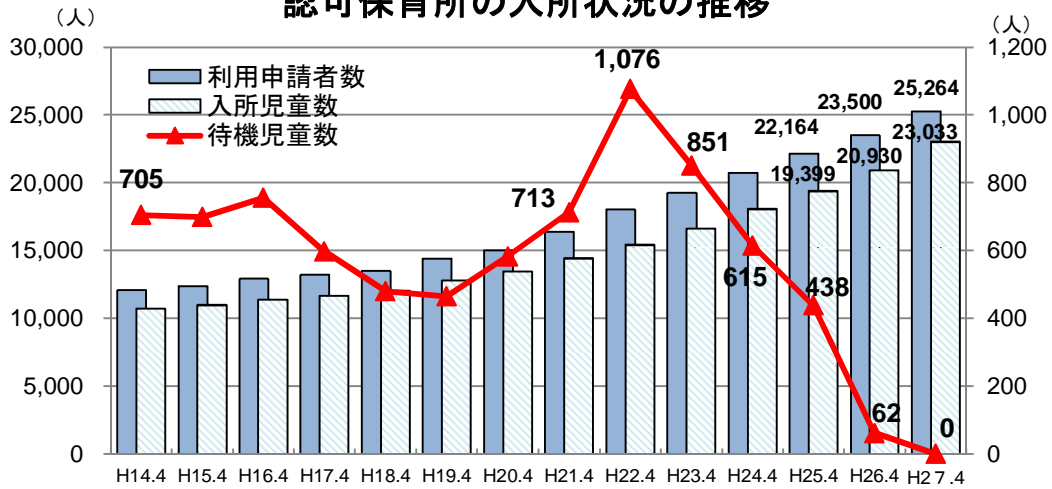
左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

直接目標	子どもを安心して預けられる環境を整える
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童数 保育所等における利用者の満足度
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所整備事業 民間保育所運営事業 公立保育所運営事業 認可外保育施設支援事業 幼児教育推進事業

認可保育所の入所状況の推移

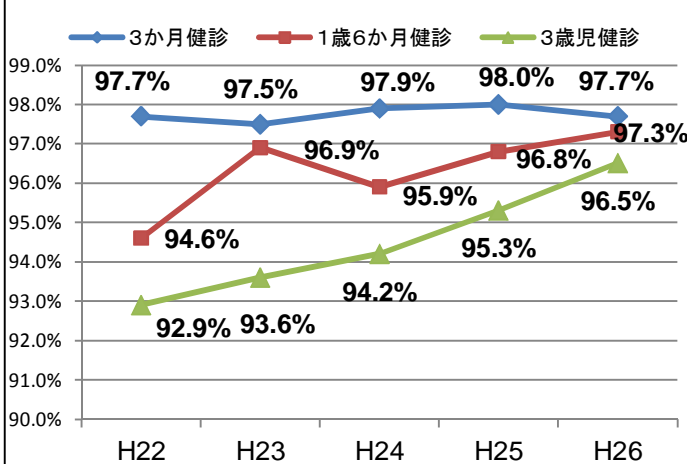


資料：こども本部調べ

施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

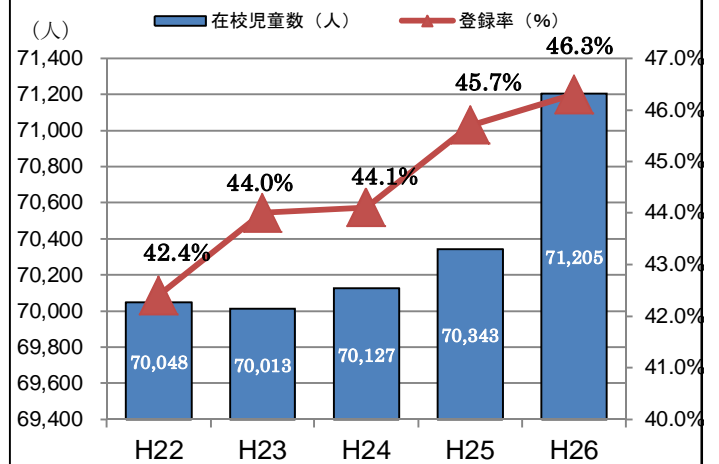
直接目標	子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査の受診率 わくわくプラザの登録率
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦・乳幼児健康診査事業 母子保健指導・相談事業 わくわくプラザ事業

乳幼児健康診査の受診率の推移



資料：こども本部調べ

わくわくプラザの登録率



資料：こども本部調べ

基本政策 2

政策 2-2 未来を担う人材を育成する

政策の方向性

□若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。

こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。

また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

市民の実感

市民の実感指標	現状	目標 (大都市平均値を踏まえた目標値)
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合 (小学校6年生、全国学力・学習状況調査)	85.1%	90%
<small><目標値を設定するための学習状況調査結果(大都市)> 川崎市 85.1% 平均値 86.3% 最高値 - ※ 数値非公表の都市があるため国が公表する平均値のみ掲出</small>		大都市*の平均値をめざす (大都市平均値との差▲1.2%)
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合 (中学校3年生、全国学力・学習状況調査)	69.7%	75%
<small><目標値を設定するための学習状況調査結果(大都市)> 川崎市 69.7% 平均値 70.8% 最高値 - ※ 数値非公表の都市があるため国が公表する平均値のみ掲出</small>		大都市*の平均値をめざす (大都市平均値との差▲1.1%)

*大都市は、政令指定都市及び東京23区

政策体系

政策 2-2

未来を担う人材を育成する

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備

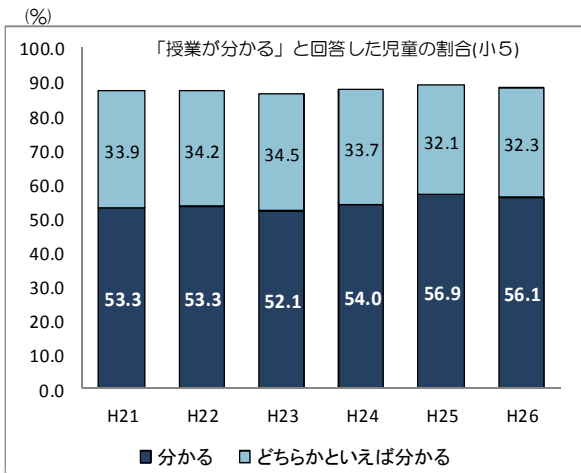
施策 2-2-4 学校の教育力の向上

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

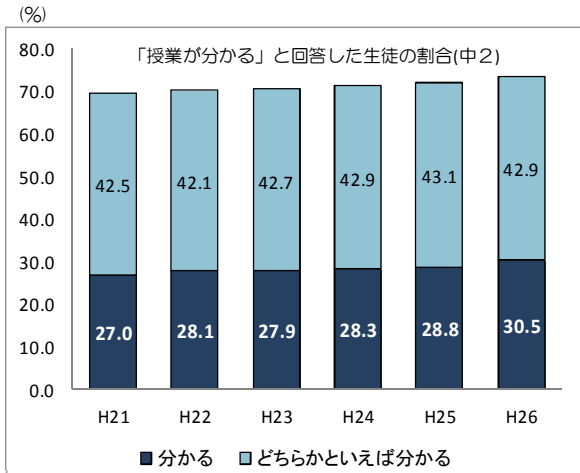
※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

直接目標	すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・「授業が分かる」と回答した児童生徒の割合 ・「自分にはよいところがあると思わない」と回答した児童生徒の割合
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア在り方生き方教育推進事業 ・学力調査・授業改善研究事業 ・きめ細やかな指導推進事業



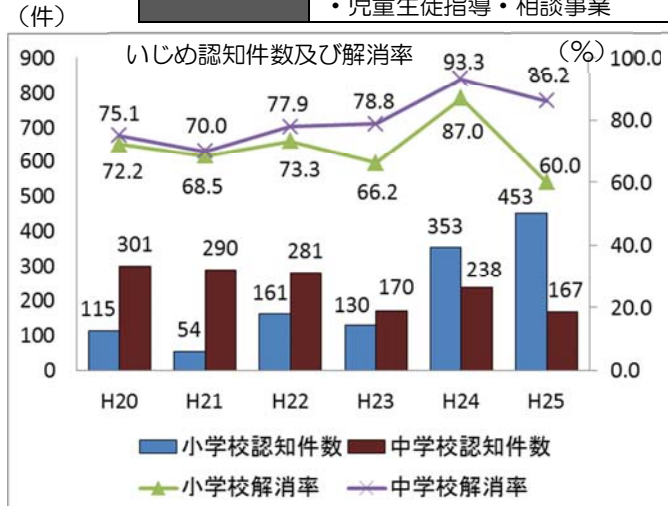
※国語、算数、理科、社会の平均値 資料：市学習状況調査



※国語、数学、社会、理科、英語の平均値 資料：市学習状況調査

施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

直接目標	支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの解消率 ・不登校児童生徒の出現率
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援コーディネーター専任化事業 ・特別支援教育推進事業 ・児童生徒指導・相談事業



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果



資料：学校基本調査

基本政策 2

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

政策の方向性

□家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
「1年間に生涯学習をしたことがある」と回答した市民の割合	25.2%	30%
<目標値を設定するためのWEB調査結果(全政令市)> 川崎市 10.1% 第19位 平均値 12.9% 最高値 15.2% (北九州市)		全政令市の平均値をめざす (全政令市平均値との差▲2.8%)
自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思う市民の割合	50.8%	55%
<目標値を設定するためのWEB調査結果(全政令市)> 川崎市 39.1% 第6位 平均値 38.2% 最高値 44.2% (熊本市)		全政令市の最高水準をめざす (全政令市最高値との差▲5.1%)

政策体系

政策 2-3

生涯を通じて学び成長する

施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

直接目標

大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する

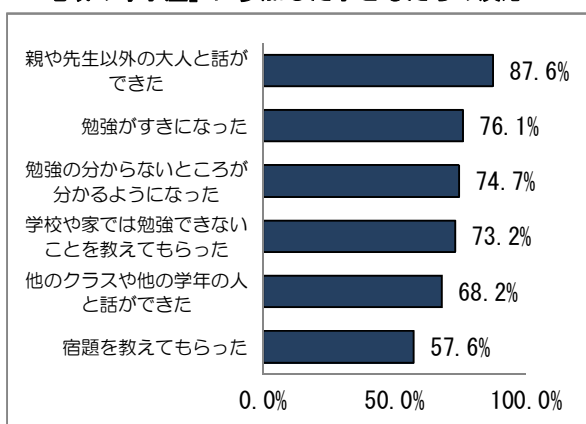
成果指標の例

- ・親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（児童）
- ・家庭教育支援事業を通じて悩みや不安の解消・軽減した割合（保護者）

主な事務事業

- ・家庭教育支援事業
- ・地域の寺子屋事業
- ・地域における教育活動の推進事業

「地域の寺子屋」に参加した子どもたちの反応



資料：寺子屋参加児童アンケート（平成26年度）



地域の寺子屋イメージキャラクター

【「地域の寺子屋」ってなに？】

地域の寺子屋は、退職した教員、PTA、地域住民、学生などに寺子屋の先生を担っていただきながら実施している多世代交流型の学びの場所です。

平日週1回放課後に実施している学習支援と、土曜日毎月1回実施している各寺子屋ならではの体験活動や世代間交流のプログラムがあります。

施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援

直接目標

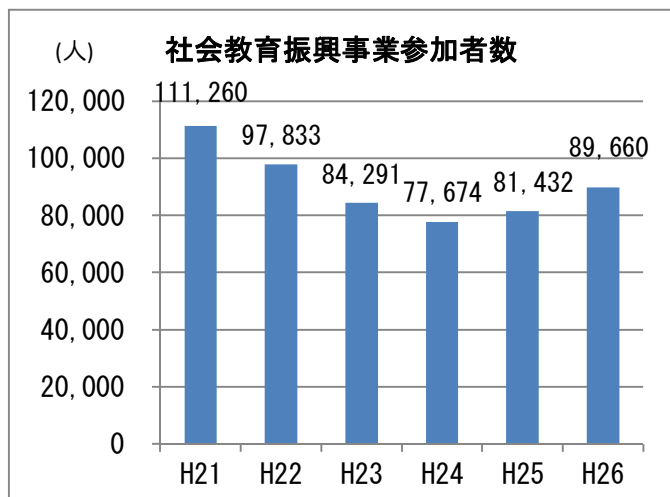
市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる

成果指標の例

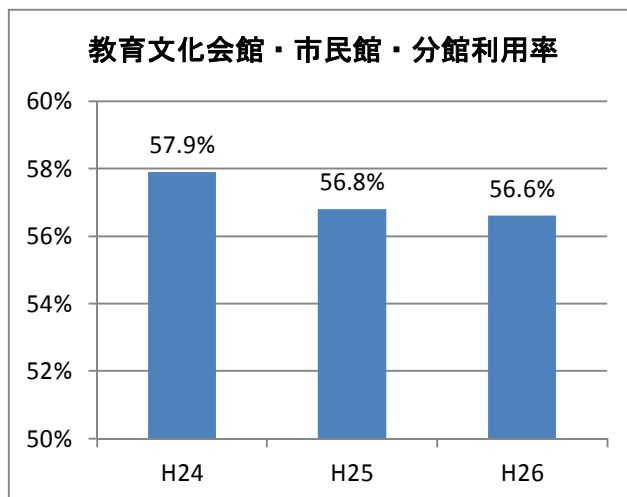
- ・教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数
- ・教育文化会館・市民館・分館利用率
- ・社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合

主な事務事業

- ・社会教育振興事業
- ・図書館運営事業
- ・生涯学習施設の環境整備事業



資料：教育委員会調べ



資料：教育委員会調べ

市民生活を豊かにする 環境づくり



まちを歩けば、 リフレッシュ!

多摩川や貴重なみどりを守り、
誰もが安らぎ、くつろげる
環境づくりを行います。

気づけば誰でも エコライフ。

地球環境に配慮し、
市民一人ひとりの
エコな行動を当たり前の
ものにしていきます。



未来のための「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり

大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。

地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

〔政策体系〕

基本構想：第1階層（基本政策）

基本計画：第2階層（政策）

実施計画：第3階層（施策）

：第4階層（事務事業）

第1階層「基本政策」

3 市民生活を豊かにする環境づくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です

第2階層「政策」

1 環境に配慮したしくみをつくる

2 地域環境を守る

3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

第3階層「施策」

1 地球環境の保全に向けた取組の推進

1 地域環境対策の推進

2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

1 協働の取組による緑の創出と育成

2 魅力ある公園緑地等の整備

3 多摩丘陵の保全

4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組

第4階層「事務事業」

基本政策 3

政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる

政策の方向性

□本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。

一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者などの環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
地球温暖化の防止など、環境に配慮した生活を送っている市民の割合	53.2%	55%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果（全政令市）>
川崎市 41.7% 平均値 37.0% 最高値 43.1%
(第2位) (千葉市)

全政令市の最高水準をめざす
(全政令市最高値との差▲1.4%)

政策体系

政策 3-1

環境に配慮したしくみをつくる

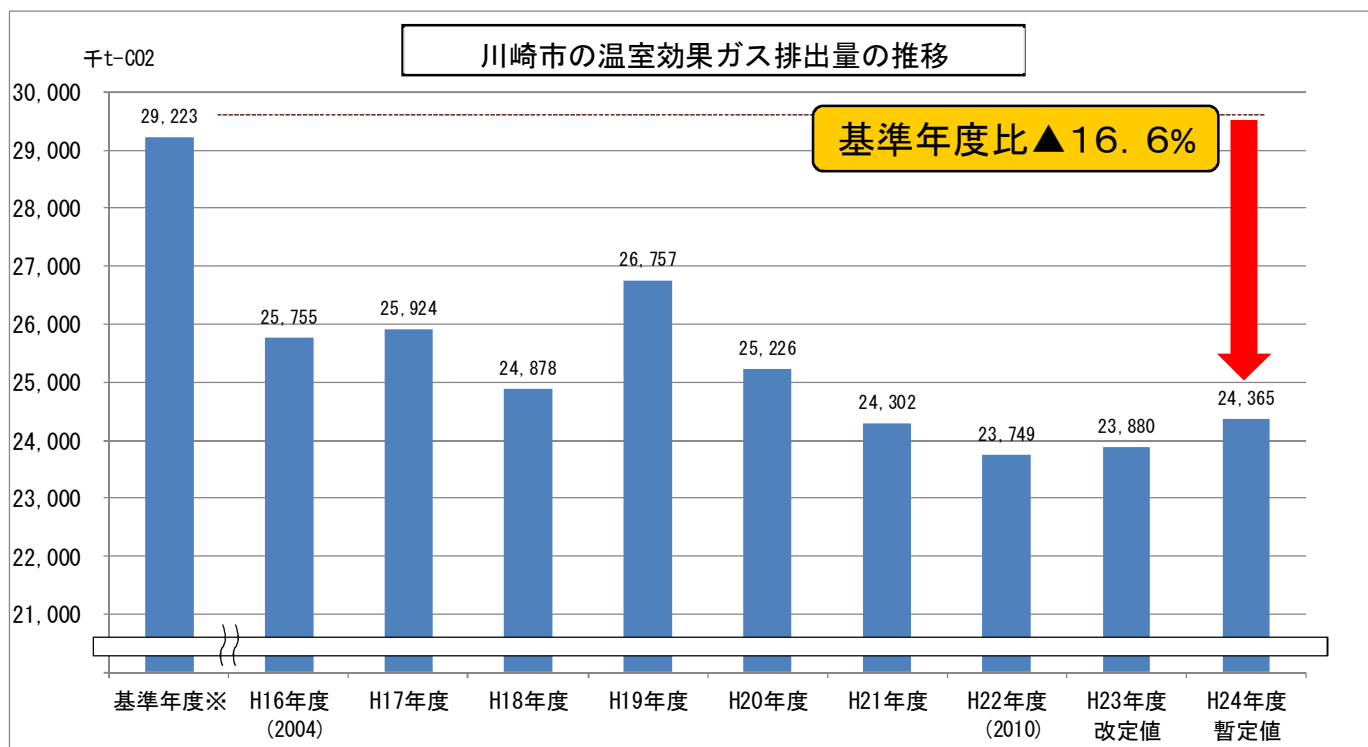
施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進

直接目標	地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の温室効果ガス排出量の削減割合 ・市民や市内の事業者による環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う市民の割合
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策事業 ・環境エネルギー推進事業 ・グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業



※二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は平成 2(1990)年度、
 ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄は平成 7(1995)年度

資料：環境局調べ

基本政策 3

政策 3-2 地域環境を守る

政策の方向性

□本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。

また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組みます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
市内の空気や川などの水がきれいになったと思う市民の割合	55.6%	60%
<small><目標値を設定するためのWEB 調査結果 (全政令市)> 川崎市 38.4% 平均値 30.4% 最高値 57.2% (第3位) (北九州市)</small>		<small>全政令市の最高水準をめざす (全政令市最高値との差▲18.8%)</small>
ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っている市民の割合	86.6%	90%
<small><目標値を設定するためのWEB 調査結果 (全政令市)> 川崎市 72.6% 平均値 71.4% 最高値 79.2% (第9位) (熊本市)</small>		<small>全政令市の最高水準をめざす (全政令市最高値との差▲6.6%)</small>

政策体系

政策 3-2

地域環境を守る

施策 3-2-1 地域環境対策の推進

施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 3-2-1 地域環境対策の推進

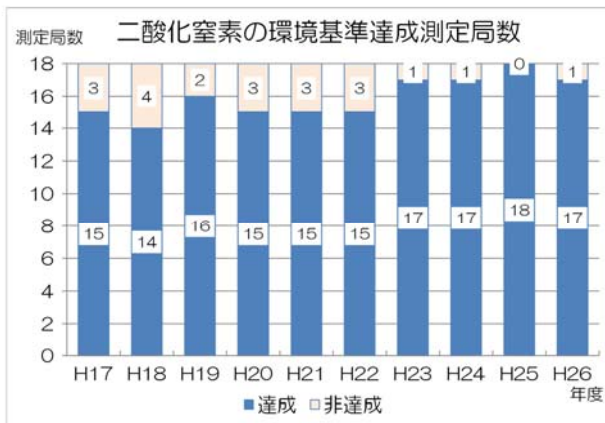
直接目標 空気や水などの地域環境を守る

成果指標の例

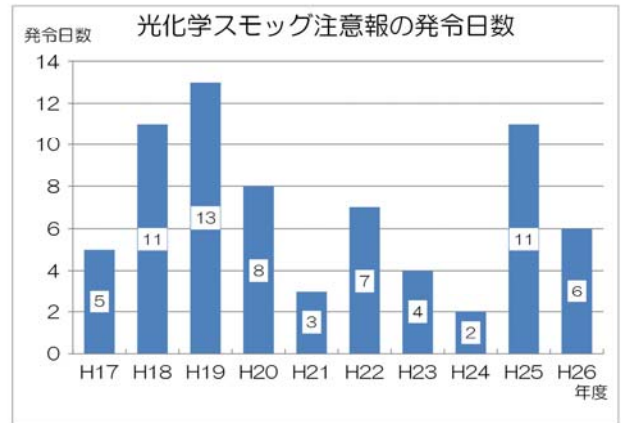
- ・ 二酸化窒素の環境基準達成測定局数
- ・ 光化学スモッグ注意報の発令日数

主な事務事業

- ・ 大気汚染防止対策事業
- ・ 水質汚濁防止対策事業



資料：環境局調べ



資料：環境局調べ

施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

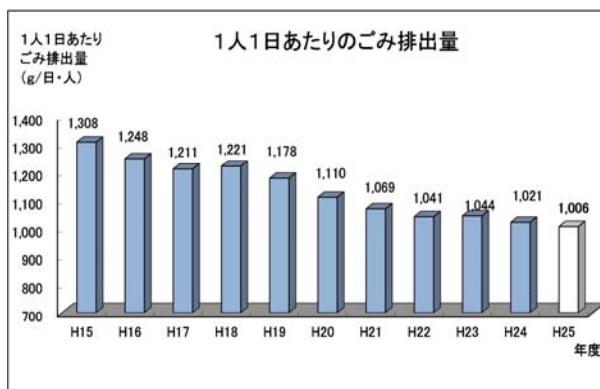
直接目標 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める

成果指標の例

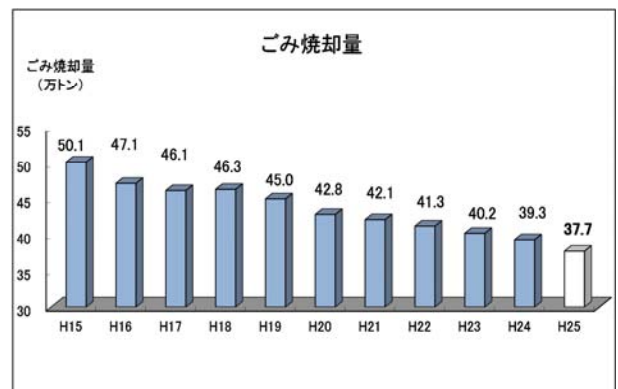
- ・ 1人1日あたりのごみ排出量
- ・ ごみ焼却量

主な事務事業

- ・ 減量リサイクル推進事業
- ・ 事業系ごみ減量化推進事業
- ・ 資源物・ごみ処理事業



資料：環境局調べ



資料：環境局調べ

基本政策 3

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

政策の方向性

□本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

市民の実感

市民の実感指標	現状	目標
市内にある自然（緑地、河川など）や公園に満足している市民の割合	44.4%	50%

<目標値を設定するためのWEB調査結果（全政令市）>
川崎市 40.7% 第13位 平均値 **44.2%** 最高値 56.7% (札幌市)

→ **全政令市の平均値をめざす**
(全政令市平均値との差▲3.5%)

政策体系

政策 3-3

緑と水の豊かな環境をつくりだす

施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成

施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備

施策 3-3-3 多摩丘陵の保全

施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成

直接目標	多様な主体との協働、連携により緑を育む
成果指標の例	・ 緑を支える人材・団体の数
主な事務事業	・ 緑の基本計画推進事業 ・ 都市緑化推進事業

緑を支える人材・団体数の推移

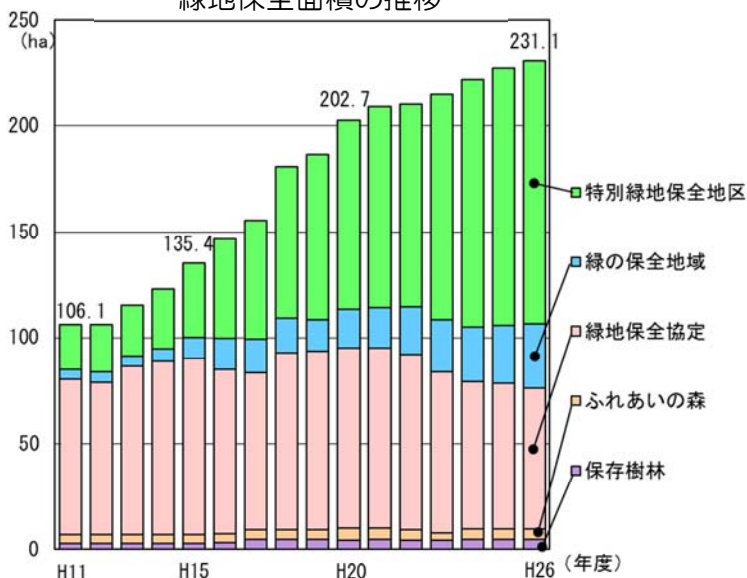
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
緑の保全ボランティア人数	261	290	326	358	393	420	458	490
保全緑地育成市民グループ数	11	13	15	17	19	21	23	24
緑の活動団体の登録数	207	209	208	214	214	223	232	237
管理運営協議会の登録数	210	285	359	435	474	502	508	523

資料：建設緑政局調べ

施策 3-3-3 多摩丘陵の保全

直接目標	緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する
成果指標の例	・ 保全緑地面積
主な事務事業	・ 緑地保全事業

緑地保全面積の推移



資料：建設緑政局調べ

川崎市の緑地保全制度

法による制度「都市緑地法」

●特別緑地保全地区
風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地は、土地所有者のご理解とご協力を得ながら、都市緑地法による指定を行っている。指定後は、建築物の新築・改築または増築、土地の造成など緑地の保全に支障となる行為は、市長への許可が必要となる。

条例による制度「川崎市の緑の保全及び緑化の推進に関する条例」

●緑の保全地域
法による「特別緑地保全地区」を補完する条例制度のこと。市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる豊かな林、水辺等と一体となった緑地を条例により指定を行っている。指定後は、建築物の新築・改築または増築、土地の造成など緑地の保全に支障となる行為は、市長への届出が必要となる。

要綱による制度「緑地保全事業要綱」

●緑地保全協定
要綱により土地所有者と一定の期間(原則5年間)について、緑地の保全を行う協定制度のこと。
法と条例による制度よりもゆるやかな規制であることから、所有者の方々に理解がされやすい制度となっている。

活力と魅力あふれる 力強い都市づくり



世界に広がる Made in KAWASAKI!

世界をリードする川崎のビジネスを、
力強くサポートします。



つながる便利。ひろがる快適。

首都圏の中で便利につながり、
魅力ある暮らしやすいまちをつくります。



まちがステージ、みんなが主役!

スポーツや文化活動が盛んなワクワクできるまちを、
未来へとつなぎます。

未来のため「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。

首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人々が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。

また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。

さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

〔政策体系〕

基本構想：第1階層（基本政策）

基本計画：第2階層（政策）

実施計画：第3階層（施策）

：第4階層（事務事業）

第1階層「基本政策」

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です

第2階層「政策」	第3階層「施策」
1 川崎の発展を支える産業の振興	1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化 2 魅力と活力のある商業地域の形成 3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成 4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化
2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上	1 ベンチャー支援、起業・創業の促進 2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援 3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化 4 スマートシティの推進 5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上
3 生き生きと働き続けられる環境をつくる	1 就業と人材活用を推進するしくみづくり
4 臨海部を活性化する	1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備 2 広域連携による港湾物流拠点の形成 3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備
5 魅力ある都市拠点を整備する	1 魅力にあふれた広域拠点の形成 2 個性を活かした地域生活拠点等の整備
6 良好な都市環境の形成を推進する	1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進 2 地域の主体的なまちづくりの推進
7 総合的な交通体系を構築する	1 広域的な交通網の整備 2 市域の交通網の整備 3 身近な交通環境の整備 4 市バスの輸送サービスの充実
8 スポーツ・文化芸術を振興する	1 スポーツのまちづくりの推進 2 市民の文化芸術活動の振興 3 音楽や映像のまちづくりの推進
9 戦略的なシティプロモーション	1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成 2 川崎の特性を活かした観光の振興

第4階層「事務事業」

基本政策 4

政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興

政策の方向性

□新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。また、産学交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
市内産業に活力があり、事業者が元気なまちだと思う市民の割合	28.3%	35%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果（全政令市）>
川崎市 31.4% (第4位) 平均値 21.9% 最高値 42.9% (名古屋市)

→ 全政令市の最高水準をめざす (全政令市最高値との差▲11.5%)

政策体系

政策 4-1

川崎の発展を支える産業の振興

施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化

施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成

施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

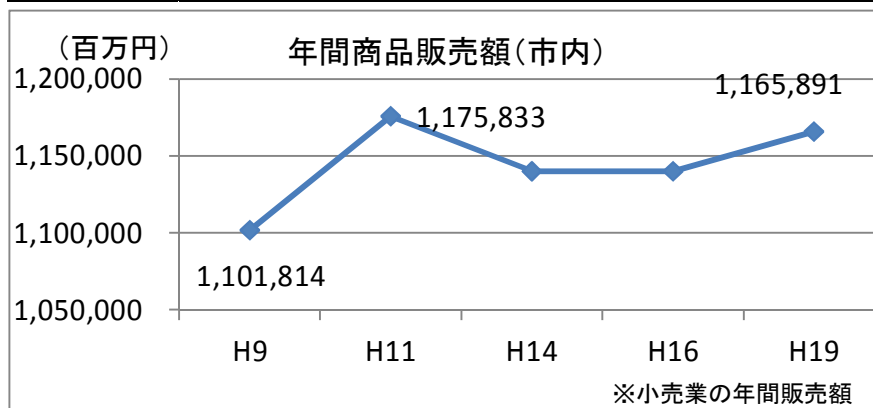
施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成

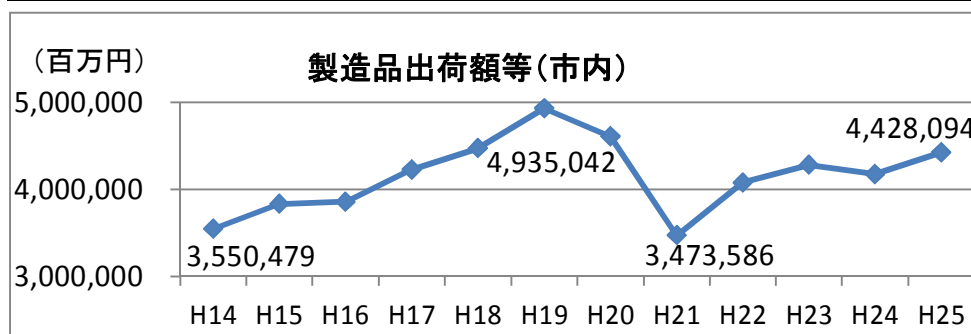
直接目標	魅力ある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給を進め、商業を活性化させる
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・年間商品販売額 ・抽出した市内10商店街の通行量 ・市場の卸売取扱量
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街課題対応事業 ・商業ネットワーク事業 ・卸売市場の管理運営事業



資料：商業統計調査

施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

直接目標	中小企業の経営を改善し、成長を促進することで市内の産業集積を維持・強化する
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所数 ・製造品出荷額等 ・知的財産交流会によるマッチング成立件数 ・販路開拓支援による商談件数
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産戦略の推進 ・ものづくり中小企業経営革新等支援事業 ・産業振興協議会等振興事業



資料：工業統計調査

基本政策 4

政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

政策の方向性

□高齢化の進行やICT（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。また、いつでもICTを使える環境や、だれでも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
新しいビジネスの生まれているまちだと思う市民の割合	24.4%	30%
<目標値を設定するためのWEB 調査結果（全政令市）> 川崎市 19.0% 平均値 16.9% 最高値 42.1% (第8位) (福岡市)		全政令市の最高水準をめざす (全政令市最高値との差▲23.1%)
行政サービスでインターネットやスマートフォンなどのICTの活用が進んでいると思う市民の割合	22.9%	30%
<目標値を設定するためのWEB 調査結果（全政令市）> 川崎市 22.3% 平均値 21.2% 最高値 33.1% (第7位) (福岡市)		全政令市の最高水準をめざす (全政令市最高値との差▲10.8%)

政策体系

政策 4-2

新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進

施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援

施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化

施策 4-2-4 スマートシティの推進

施策 4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による生活利便性の向上

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援

直接目標	地域に貢献し、成長が見込まれる産業分野への市内事業所等の進出を促進する
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト件数 ・コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの起業件数
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェルフェアイノベーション推進事業 ・かわさき基準推進事業 ・コミュニティビジネス振興事業

ウェルフェアイノベーションフォーラムのプロジェクト件数

平成26年度実績	10件	
主なプロジェクト	・見守りシステムの構築	※ウェルフェアイノベーションフォーラム 福祉関係機関と産業の多様な関係者によるネットワークのことを指す
	・自動排泄処理装置の改良	
	・UDタクシーを活用した工場夜景ツアーのモデル検証	
	・腰痛軽減用具の開発	
	・高齢者福祉のためのコミュニケーションペットの開発	

資料：経済労働局調べ

施策 4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上

直接目標	ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の利用件数 ・オープンデータダウンロード数
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化推進事業 ・電子行政サービス向上事業

※オープンデータの推進とは…行政が保有するデータを、誰もが利用できるルールで、インターネットを利用して提供することで、民間事業者等による多様なサービスの創出を促進します。

【本市が提供しているオープンデータ】

避難所等の防災関連情報、市政だより、統計データ、公共施設等の位置情報など



基本政策 4

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

政策の方向性

□10年後の平成37(2025)年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められています。若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよろこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成に取り組みます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
働きやすいまちだと思う市民の割合	29.7%	35%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)>
川崎市 27.1% (第10位) 平均値 **29.9%** 最高値 48.4% (名古屋市)

全政令市の平均値をめざす
(全政令市平均値との差▲2.8%)

政策体系

政策 4-3

生き生きと働き続けられる環境をつくる

施策 4-3-1 就業と人材活用を推進するしくみづくり

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 4-3-1 就業と人材活用を推進するしくみづくり

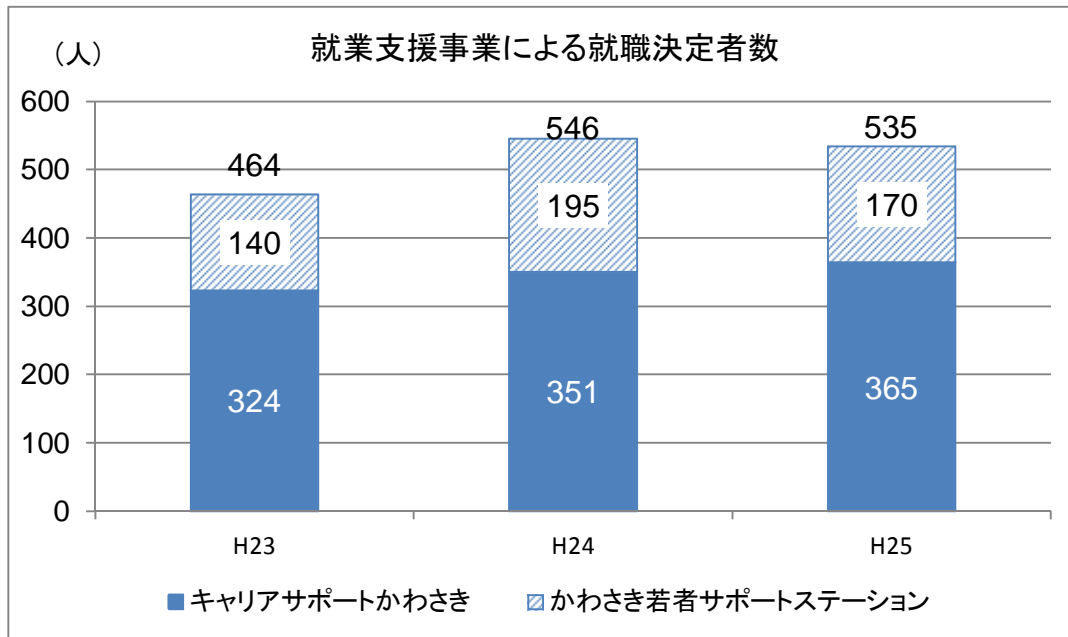
直接目標 市内の雇用を増やし、生き生きと働ける環境を整える

成果指標の例

- ・就業支援事業による就職決定者数
- ・就業支援事業による女性の就職決定者数

主な事務事業

- ・雇用労働対策・就業支援事業



※キャリアサポートかわさき
就職を希望する市内在住または在勤者、在学者を支援する機関

※かわさき若者サポートステーション
15～39歳で、未就業の若者の職業的自立に向けた支援を行う機関

資料：経済労働局調べ

基本政策 4

政策 4-4 臨海部を活性化する

政策の方向性

□本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術創生につながる拠点マネジメントを行います。また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
臨海部で、経済活動が盛んであると思う市民の割合	27.4%	35%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)>
川崎市 28.7% 平均値 22.4% 最高値 42.6%
(第6位) (横浜市)

全政令市の最高水準をめざす
(全政令市最高値との差▲13.9%)

政策体系

政策 4-4

臨海部を活性化する

施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成

施策 4-4-3 市民に関われた安全で快適な臨海部の環境整備

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

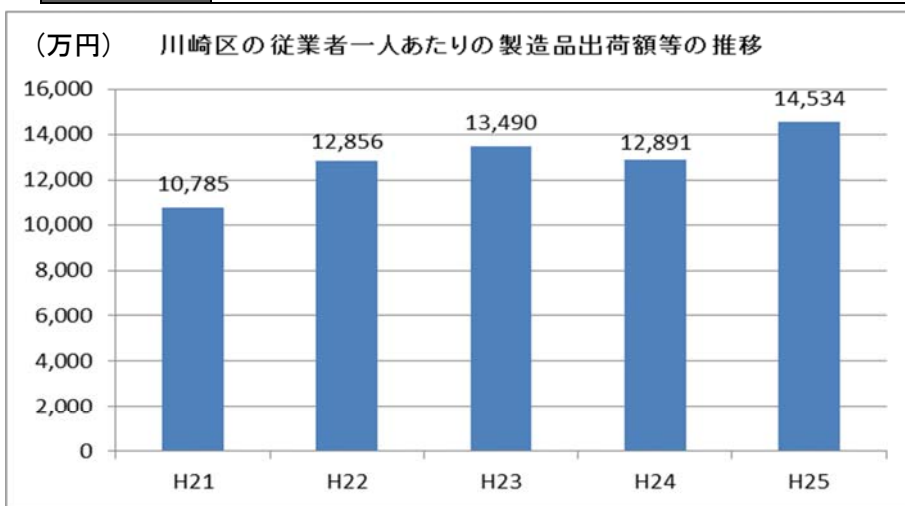
直接目標 臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする

成果指標の例

- ・川崎区の従業者一人あたりの製造品出荷額等
- ・キングスカイフロントの立地事業所数

主な事務事業

- ・羽田連絡道路整備事業
- ・国際戦略拠点地区整備推進事業
- ・サポートエリア整備推進事業



資料：工業統計調査

施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成

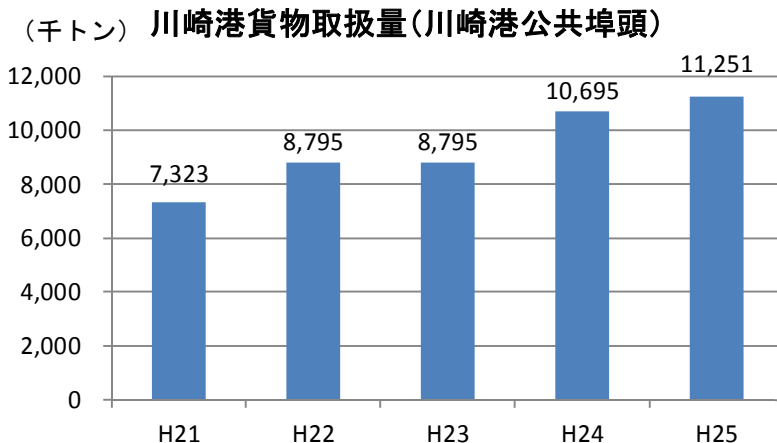
直接目標 川崎港での物流を活発にする

成果指標の例

- ・川崎港貨物取扱量（民間埠頭を含む川崎港全体）
- ・川崎港貨物取扱量（公共埠頭のみ）

主な事務事業

- ・東扇島物流促進事業
- ・千鳥町再整備事業
- ・ポートセールス事業



資料：港湾統計

基本政策 4

政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する

政策の方向性

□本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
市内にある拠点駅（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	70%	70%以上
＜目標値を設定するためのWEB 調査結果（全政令市）＞ 川崎市 73.7% 平均値 39.2% 最高値 73.7% (第1位) (川崎市)		最高水準を維持 (全政令市最高値)

政策体系

政策 4-5

魅力ある都市拠点を整備する

施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成

施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成

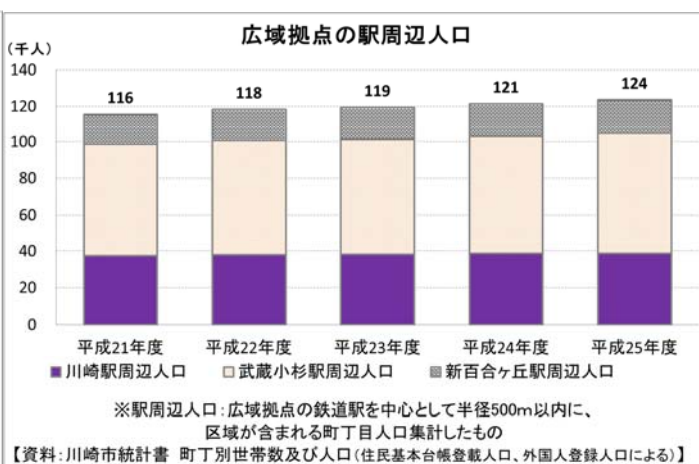
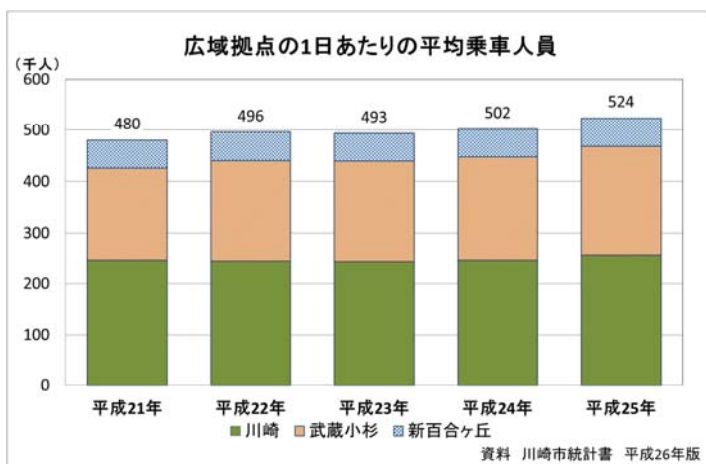
直接目標 川崎・小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める

成果指標の例

- ・ 駅乗車の人員数
- ・ 駅周辺人口

主な事務事業

- ・ 川崎駅周辺総合整備事業
- ・ 小杉駅周辺地区整備事業
- ・ 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業



施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備

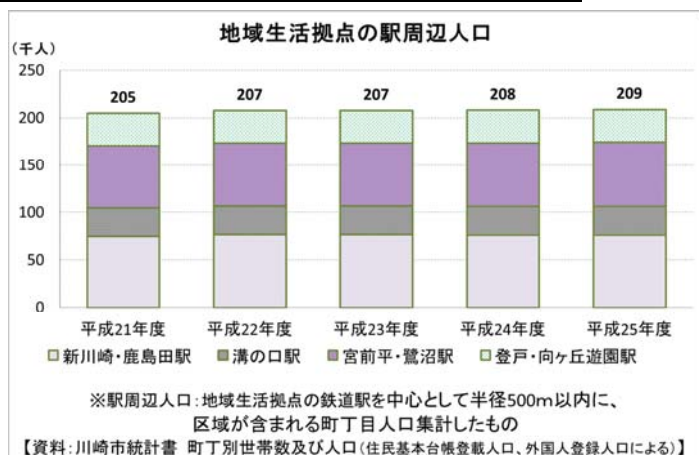
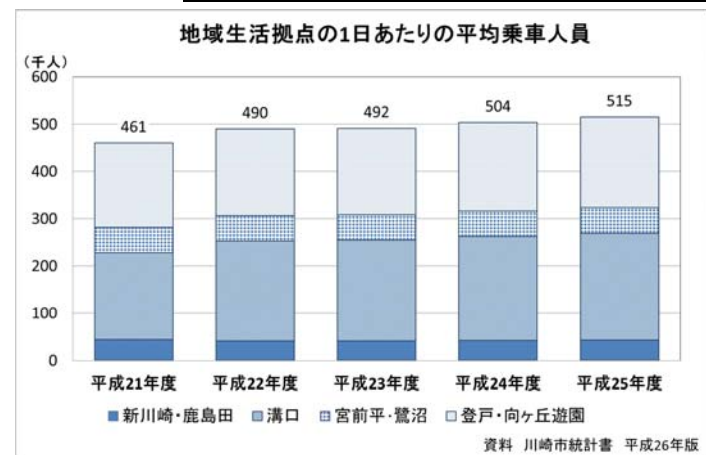
直接目標 新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺等の魅力を高める

成果指標の例

- ・ 駅乗車の人員数
- ・ 駅周辺人口

主な事務事業

- ・ 南武線沿線のまちづくり推進事業
- ・ 登戸地区土地区画整理事業
- ・ 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業



基本政策 4

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

政策の方向性

□近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

市民の実感

市民の実感指標	現状	目標
居住する地域の住環境（住みやすさ）に満足している市民の割合	59.6%	65%
<small><目標値を設定するためのWEB調査結果（全政令市）> 川崎市 65.9% 平均値 61.2% 最高値 67.7% (第5位) (神戸市)</small>		<small>全政令市の最高水準をめざす (全政令市最高値との差▲1.8%)</small>
市内に美しい街並みが保たれていると思う市民の割合	29.8%	40%
<small><目標値を設定するためのWEB調査結果（全政令市）> 川崎市 27.9% 平均値 38.6% 最高値 60.0% (第17位) (仙台市)</small>		<small>全政令市の平均値をめざす (全政令市平均値との差▲10.7%)</small>

政策体系

政策 4-6

良好な都市環境の形成を推進する

施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

施策 4-6-2 地域の主体的なまちづくりの推進

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

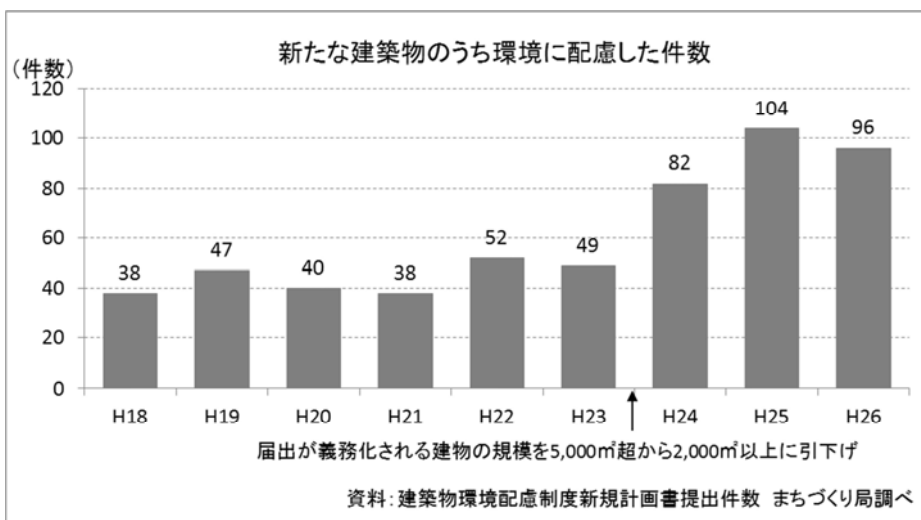
施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

直接目標 地域の実情に沿った暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する

成果指標の例 新しくされる建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合

主な事務事業

- ・都市計画マスタープラン等策定・推進事業
- ・市街地開発事業の推進
- ・優良建築物等整備事業



施策 4-6-2 地域の主体的なまちづくりの推進

直接目標 機能的で美しく、住んでいてこちよい街並みを創出する

成果指標の例

- ・景観計画に基づく景観誘導適合率

主な事務事業

- ・地区まちづくり推進事業
- ・都市景観形成推進事業



二ヶ領用水宿河原堀



井田みすぎ地区

基本政策 4

政策 4-7 総合的な交通体系を構築する

政策の方向性

□本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。

このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
交通利便性の高いまちだと思う市民の割合	62.0%	70%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)>
川崎市 61.4% 平均値 48.4% 最高値 77.3%
(第6位) (大阪市)



全政令市の最高水準をめざす
(全政令市最高値との差▲15.9%)

政策体系

政策 4-7

総合的な交通体系を構築する

施策 4-7-1 広域的な交通網の整備

施策 4-7-2 市域の交通網の整備

施策 4-7-3 身近な交通環境の整備

施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実

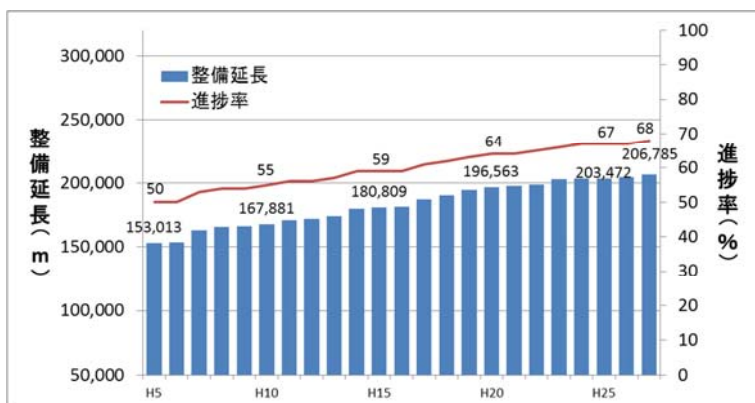
左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 4-7-2 市域の交通網の整備

直接目標	市内の道路交通を円滑にする
成果指標の例	・都市計画道路の進捗率
主な事務事業	・道路計画調査事業 ・道路改良事業 ・橋りょう整備事業

都市計画道路の進捗率 (H27.4 現在)



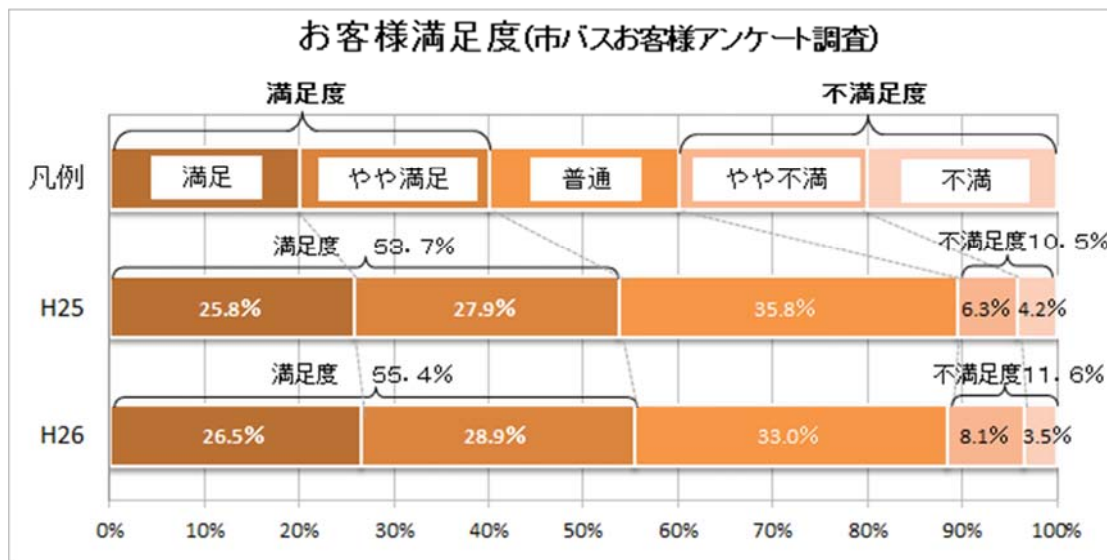
	計画延長 (m)	整備延長 (m)	進捗率 (%)
川崎区	87,340	64,922	74
幸区	22,680	14,451	64
中原区	30,960	21,021	68
高津区	36,690	22,895	62
宮前区	42,700	37,345	87
多摩区	41,770	21,074	50
麻生区	42,870	25,077	58
計	305,010	206,785	68

資料：建設緑政局調べ

資料：建設緑政局調べ

施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実

直接目標	安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する
成果指標の例	・走行距離 10 万 km あたりの有責事故（市側の責任割合が 1%以上の事故）発生件数 ・お客様満足度
主な事務事業	・運輸安全マネジメントに基づく取組の充実・強化 ・市バスお客様サービスの向上 ・事業基盤の充実・強化



資料：交通局調べ

基本政策 4

政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

政策の方向性

□経済的な豊かさだけでなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。

本市には、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動や世界的に評価の高い施設もあり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制100周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
スポーツの盛んなまちだと思 う市民の割合	47.6%	55%
<small><目標値を設定するためのWEB 調査結果 (全政令市)> 川崎市 46.9% 平均値 39.1% 最高値 62.7% (第6位) (広島市)</small>		<small>全政令市の最高水準をめざす (全政令市最高値との差▲15.8%)</small>
文化・芸術活動の盛んなまちだ と思う市民の割合	48%	55%
<small><目標値を設定するためのWEB 調査結果 (全政令市)> 川崎市 44.7% 平均値 34.4% 最高値 65.9% (第4位) (京都市)</small>		<small>全政令市の最高水準をめざす (全政令市最高値との差▲21.2%)</small>

政策体系

政策 4-8

スポーツ・文化芸術を振興する

施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進

施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興

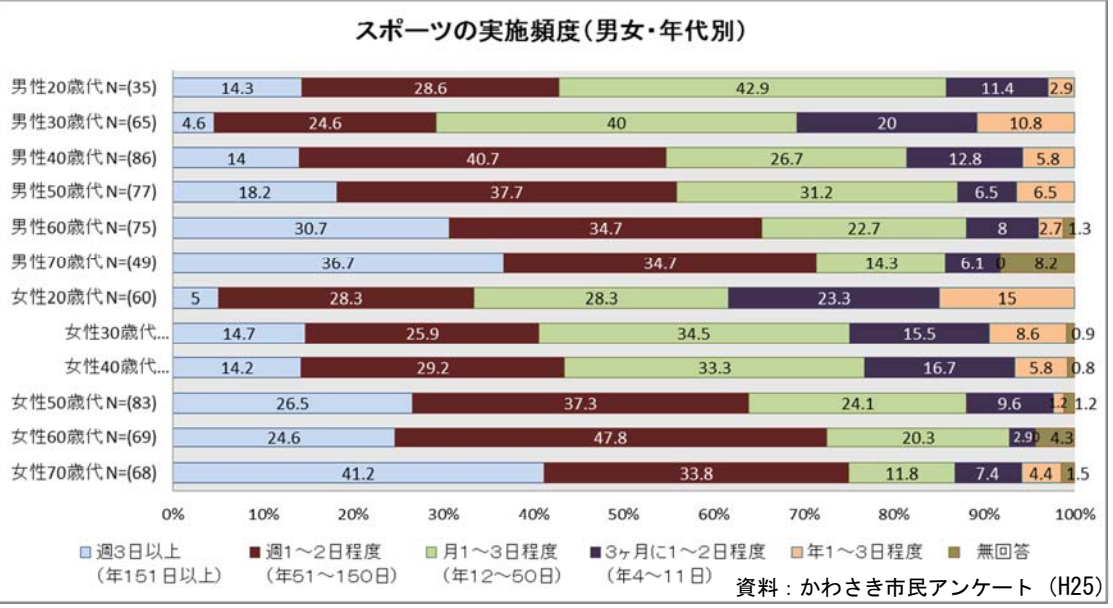
施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

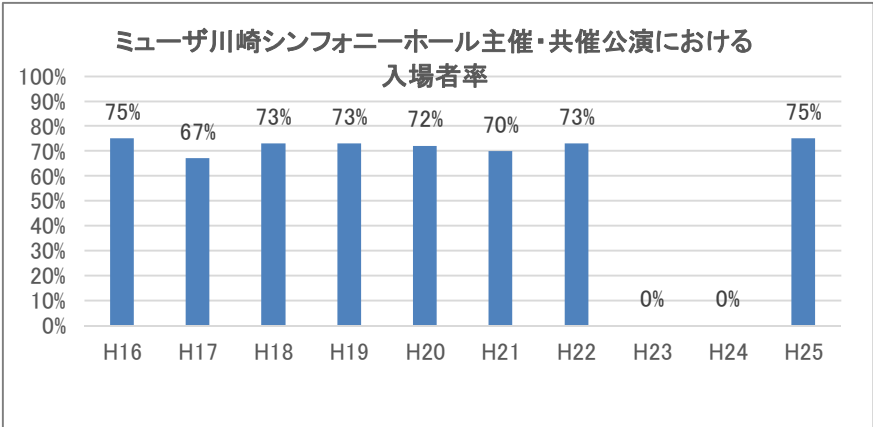
施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進

直接目標	スポーツを身近に感じ、楽しむことができる機会を増やす
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なスポーツ・運動を行っている人の割合 スポーツセンター等施設利用者数
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民スポーツ活動の推進事業 ホームタウンスポーツ推進事業



施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進

直接目標	音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ミュージザ川崎シンフォニーホール主催・共催公演における入場者率 「音楽のまち かわさき」の認知度 市が誘致したロケ件数
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 音楽のまちづくり推進事業 映像のまち・かわさき推進事業



資料：市民・子ども局調べ
 ※平成23・24年度は東日本大震災の被害により休館

基本政策 4

政策 4-9 戦略的なシティプロモーション

政策の方向性

□本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。

今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたい川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
市に魅力や良いイメージがあると感じている人の割合	40.7%	50%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果（全政令市）>
川崎市 40.7% (第12位) 平均値 **48.7%** 最高値 69.4% (神戸市)

→ **全政令市の平均値をめざす**
(全政令市平均値との差▲8.0%)

政策体系

政策 4-9

戦略的なシティプロモーション

施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

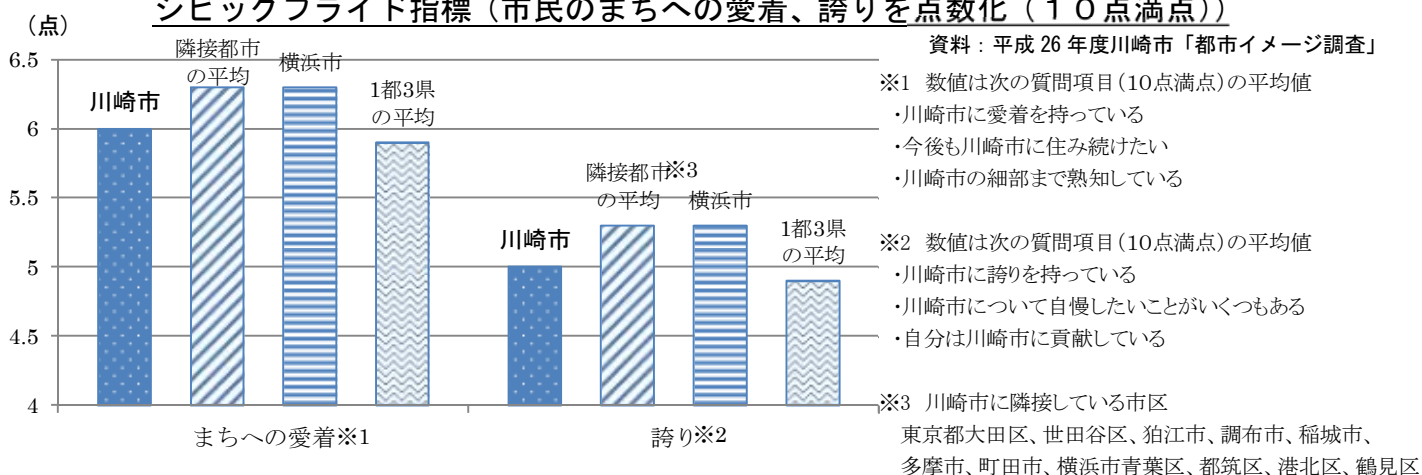
直接目標 市民のまちへの愛着や誇りを高める

成果指標の例 ・シビックプライド指標（市民のまちへの愛着、誇りの2要素）

主な事務事業 ・シティプロモーション推進事業

シビックプライド指標（市民のまちへの愛着、誇りを点数化（10点満点））

資料：平成26年度川崎市「都市イメージ調査」

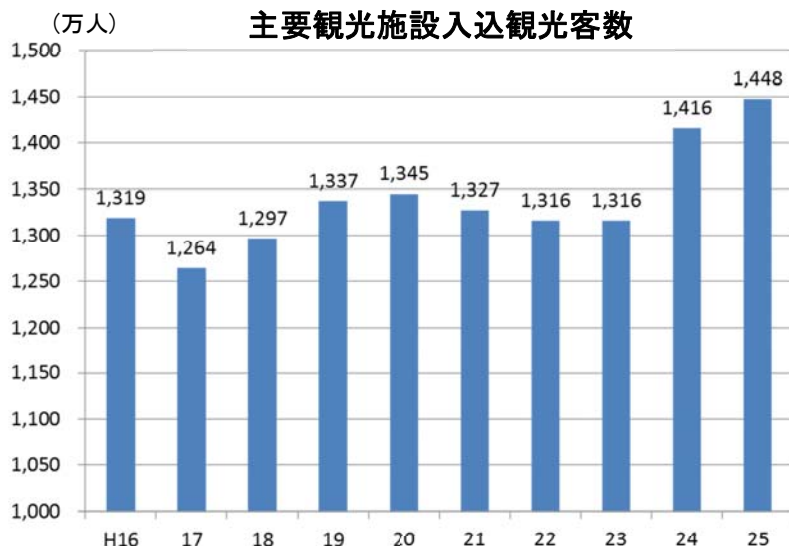


施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興

直接目標 市内に訪れる観光客を増やし、市内消費機会を拡大することで、地域経済を活性化させる

成果指標の例 ・主要観光施設入込観光客数
 ・市内宿泊施設利用者数
 ・工場夜景・産業観光ツアーの参加者数

主な事務事業 ・産業観光推進事業
 ・観光振興事業



資料：経済労働局調べ

誰もが生きがいを持てる 市民自治の地域づくり



まちを好きな人が多いと、まちは良くなる！

みなさんのまちづくりへの積極的な参加を応援し、
共に創りあげる地域社会をめざします。

未来のための「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

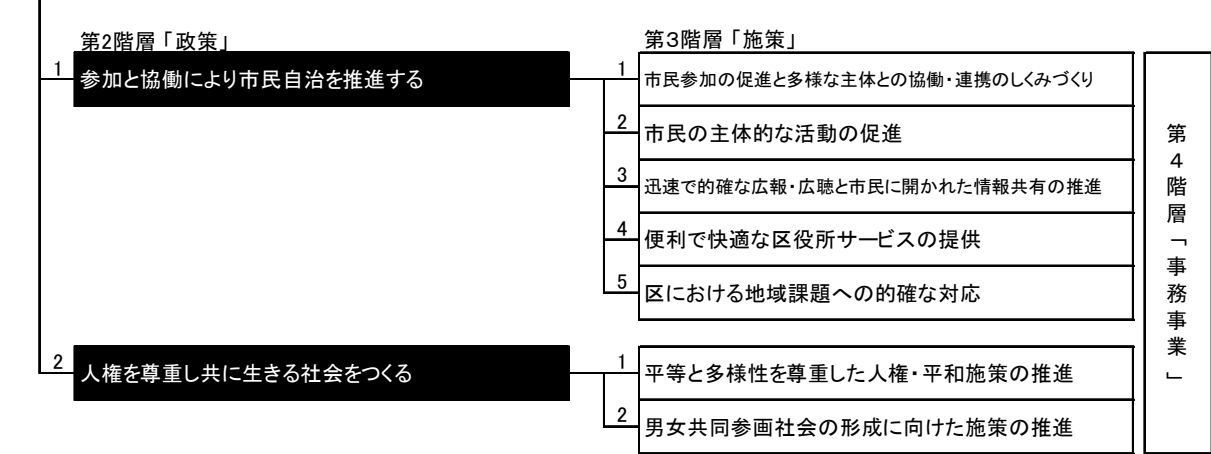
〔政策体系〕



第1階層「基本政策」

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

※第3階層以下は実施計画レベルのため、現時点での想定です



基本政策 5

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策の方向性

□急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。

このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。

さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合	30.3%	40%
<small><目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)> 川崎市 16.3% 平均値 22.1% 最高値 31.7% (第18位) (浜松市)</small>		全政令市の平均値をめざす (全政令市平均値との差▲5.8%)
市政に対する市民の意見や要望を伝える機会や手段が整えられていると思う市民の割合	18.1%	25%
<small><目標値を設定するためのWEB 調査結果(全政令市)> 川崎市 16.0% 平均値 18.1% 最高値 23.3% (第18位) (熊本市)</small>		全政令市の平均値をめざす (全政令市平均値との差▲2.1%)

政策体系

政策 5-1

参加と協働により市民自治を推進する

施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

施策 5-1-2 市民の主体的な活動の促進

施策 5-1-3 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

施策 5-1-4 便利で快適な区役所サービスの提供

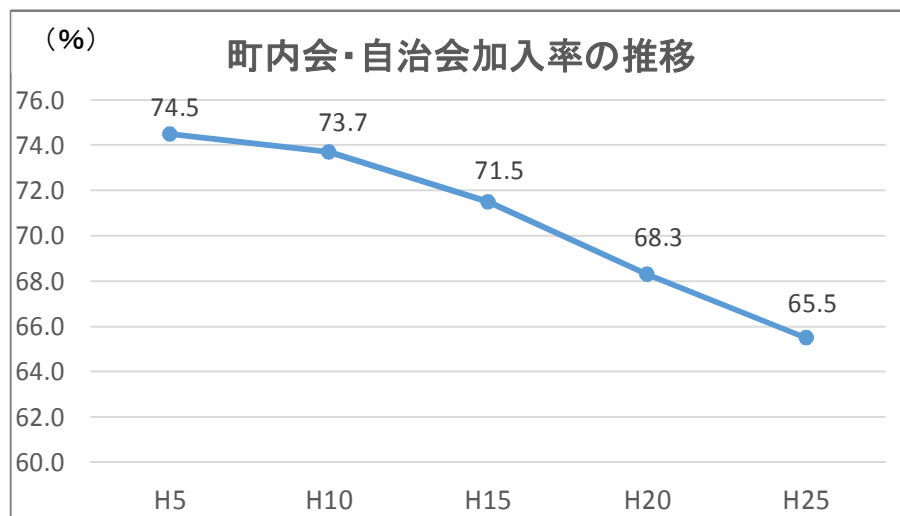
施策 5-1-5 区における地域課題への的確な対応

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 5-1-2 市民の主体的な活動の促進

直接目標	市民の支え合いを中心としたコミュニティ形成を支援する
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会加入率 ・認定・条例指定NPO法人数
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興事業 ・町内会・自治会会館整備促進事業 ・市民活動支援事業



資料：住民組織調査

施策 5-1-4 便利で快適な区役所サービスの提供

直接目標	利便性の高い快適な区役所サービスを提供する
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード普及率 ・行政サービスの満足度
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所サービス向上事業 ・区役所窓口サービス機能の再編 ・戸籍住民基本台帳業務

マイナンバー制度と証明書のコンビニ交付に関するスケジュール



※通知カード：平成27年10月よりマイナンバーが印字された紙製のカードが全市民に送付される。

基本政策 5

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

政策の方向性

□社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

市民の実感

市民の実感指標	現状 (郵送調査結果による基準値)	目標 (WEB 調査結果を踏まえた目標値)
市民一人ひとりの人権や平和に対する意識が高いと思う市民の割合	20.1%	30%

<目標値を設定するためのWEB 調査結果（全政令市）>

川崎市 11.3%
(第 19 位)

平均値 17.7%

最高値 52.5%
(広島市)



全政令市の平均値をめざす
(全政令市平均値との差▲6.4%)

政策体系

政策 5-2

人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

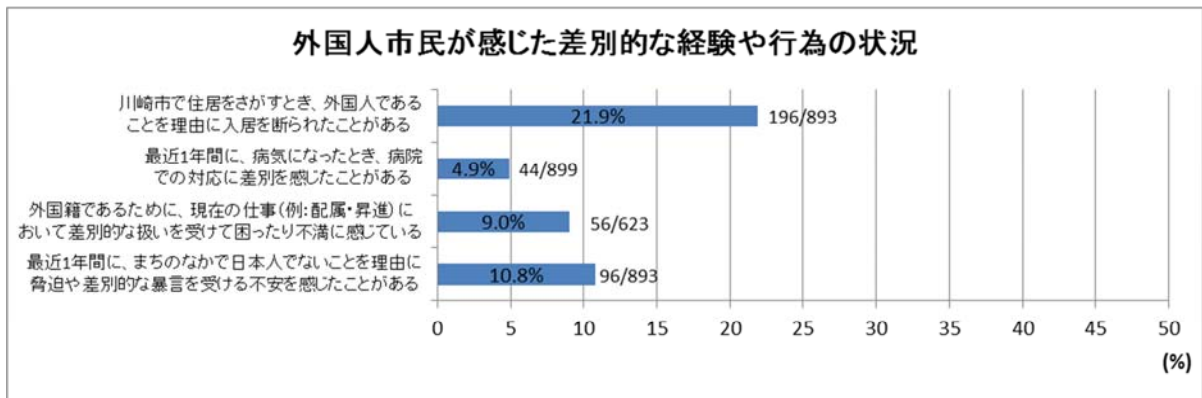
施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

左ページの政策に位置づけられた施策の取組によって、市民生活をどのように向上させるのかを示す「直接目標」と、得られた成果を示す「成果指標」の例、施策を推進する主な「事務事業」

※施策の成果は、成果指標だけでなく、関連する事務事業の実施結果や社会経済状況などを総合的に分析して、把握していきます。

施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

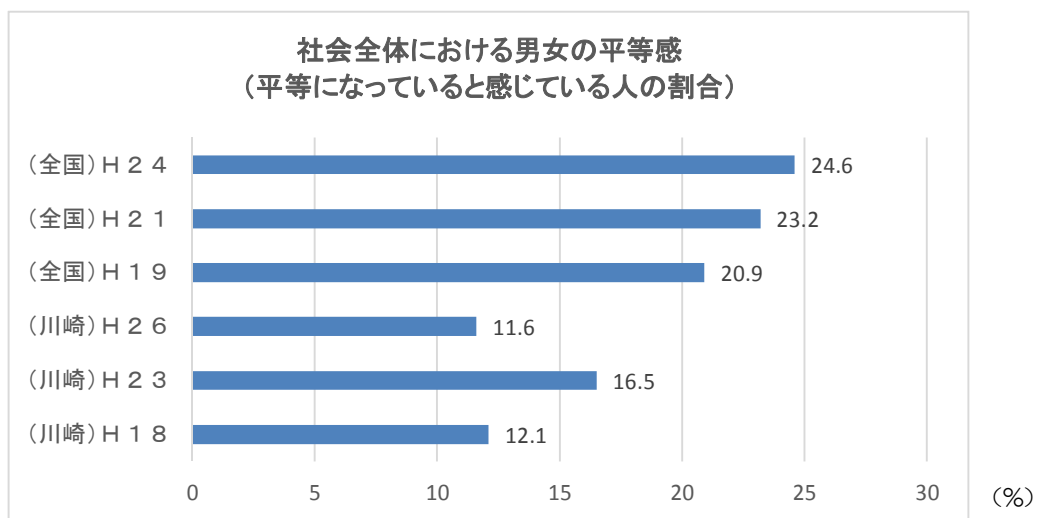
直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
成果指標の例	・平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権関連事業 ・外国人市民施策推進事業 ・平和啓発事業



資料：川崎市外国人市民意識実態調査（平成27年度）

施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

直接目標	性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える
成果指標の例	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が平等になっていると思う人の割合 ・審議会等委員への女性の参加比率
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進事業 ・男女共同参画センターの管理運営事業



資料：(市)川崎市男女共同参画センター調べ
(全国)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

